

令和8年3月19日

山口県教育委員会会議案

山口県教育委員会



## 議案

資料①

番号	件名	主管課	
5	山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	教職員課	p. 2
6	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則について	県立高校再編整備推進室	p. 6
7	「県立高校再編整備計画 後期実施計画」の策定について	県立高校再編整備推進室	p. 11

## 報告事項

番号	件名	主管課	
1	「山口県 学校における働き方改革加速化プラン【第3期】」の一部改訂について	教職員課	p. 69
2	「学校における保護者等対応ガイドライン」について	教職員課	p. 110

議案第5号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成20年山口県教育委員会規則第4号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和8年（2026年）3月19日

山口県教育委員会

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成二十年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「別表第三十四号の十八」を「別表第三十四号の十ロ」に改め、同条第一号中「（昭和二十七年山口県人事委員会規則第三号）第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条中第十七号を第十八号とし、第一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 扶養手当に関する規則（昭和二十七年山口県人事委員会規則第三号）第五条第一項の規定による届出を受理すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成二十年山口県教育委員会規則第四号）新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">○山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: center;">（平成二十年三月三十一日 山口県教育委員会規則第四号）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（条例別表第三十四号の十口の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第二条 条例別表第三十四号の十口の教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一 扶養手当に関する規則（昭和二十七年山口県人事委員会規則第三号）第五条第一項の規定による届出を受理すること。</p> <p>二 扶養手当に関する規則第六条第一項の規定による求めをすること。</p> <p>三〇十八（略）</p>	<p style="text-align: center;">○山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: center;">（平成二十年三月三十一日 山口県教育委員会規則第四号）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（条例別表第三十四号の十八の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第二条 条例別表第三十四号の十八の教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 扶養手当に関する規則（昭和二十七年山口県人事委員会規則第三号）第五条第一項の規定による求めをすること。</p> <p>二〇十七（略）</p>

## 議案第 5 号参考資料

### 山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

#### 1 改正の趣旨

山口県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正

#### 2 改正の内容

(1) 山口県の事務処理の特例に関する条例別表の改正に伴う所要の改正

(2) 扶養手当に関する規則の一部改正に伴う所要の改正

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第6号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正  
する規則について

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和8年（2026年）3月19日

山口県教育委員会

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月 日

山口県教育委員会

**山口県教育委員会規則第 号**

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立周防大島高等学校の項及び山口県立宇部西高等学校の項を削る。

**附 則**

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

改正案

○山口県立高等学校等の管理に関する規則

(昭和三十三年三月八日  
山口県教育委員会規則第二号)

第一条～第二十九条(略)  
附則(略)

別表(第2条関係)

1 高等学校編成表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限	
山口県立岩国高等学校	岩国市	本校	普通科	3	160									全日制課程理数科は、令和7年度から生徒募集を停止する。
			理数科	3	—									
			人文探究科	3	35									
			理数探究科	3	35									
		坂上分校	普通科	3	30									

(削る)

(略) 岩国総合～宇部

山口県立宇部中央高等学校	宇部市	本校	普通科	3	160	夜	普通科	3又は4	40									
山口県立宇部商業高等学校	宇部市	本校	商業科	3	105													
			総合情報科	3	35													

(削る)

以下(略)

# 現 行

## ○山口県立高等学校等の管理に関する規則

(昭和三十三年三月八日)  
(山口県教育委員会規則第二号)

第一条～第二十九条 (略)

附則 (略)

別表 (第2条関係)

1 高等学校編成表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限	
山口県立周防大島高等学校	太島郡周防大島町	本校	普通科	3	60									安下庄校舎及び久賀校舎を置く。
			地域創生科	3	30							福祉専攻科	2	
山口県立岩国高等学校	岩国市	本校	普通科	3	160									全日制課程理数科は、令和7年度から生徒募集を停止する。
			理数科	3	—									
			人文探究科	3	35									
			理数探究科	3	35									
		坂上分校	普通科	3	30									

(略) 岩国総合～宇部

山口県立宇部中央高等学校	宇部市	本校	普通科	3	160	夜	普通科	3又は4	40					
山口県立宇部西高等学校	宇部市	本校	総合学科	3	—									全日制課程総合学科は、令和6年度から生徒募集を停止する。
山口県立宇部商業高等学校	宇部市	本校	商業科	3	105									
			総合情報科	3	35									

以下 (略)

## 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則について

### 1 改正の理由

- (1) 設置者変更による令和8年4月の山口県立大学附属周防大島高等学校の開校に伴い、令和7年度末をもって、山口県立周防大島高等学校の在籍者がいなくなり、同校が廃止となるため。
- (2) 令和6年4月に山口県立宇部西高等学校の生徒募集を停止したことに伴い、令和7年度末をもって、山口県立宇部西高等学校の在籍者がいなくなり、同校が廃止となるため。

### 2 概 要

別表の1の表山口県立周防大島高等学校の項及び山口県立宇部西高等学校の項を削る。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 7 号

「県立高校再編整備計画 後期実施計画」の策定について

「県立高校再編整備計画 後期実施計画」を別添のとおり策定する。

令和 8 年(2026 年) 3 月 1 9 日

山 口 県 教 育 委 員 会

## 「県立高校再編整備計画 後期実施計画（素案）」に係る地域説明会でいただいた御意見や御質問への対応について（案）

### 1 はじめに

県教委では、令和7年10月に公表した「県立高校再編整備計画 後期実施計画（素案）」の内容について説明するとともに、御意見をお伺いするため、10月20日から11月21日にかけて、県内15会場において地域説明会を開催しました。

また、11月21日から12月22日までは、素案に対するパブリック・コメントを実施し、多くの御意見等を提出していただきました。

このうち、地域説明会においては、県教委からお示しした素案の内容に関する御質問については、その場でお答えしましたが、「素案の内容を見直すべきではないか」といった御意見等については、当日はお聴きするにとどめ、持ち帰って教育庁内で共有するとお伝えしていたところです。

今般、後期実施計画の案を取りまとめるに当たり、いただいた御意見等も参考にしながら、改めて検討を行ったところですが、説明会当日はお聴きするにとどめた御意見や複数回にわたって寄せられた御意見等については、改めて整理した県教委の基本的な考え方と併せて公表することとしました。

また、説明会当日にお答えしている御質問については、どのような御質問があったのかをお知らせするため、その要旨を併せて公表いたします。

なお、パブリック・コメントでの御意見等については、別途、山口県パブリック・コメント制度実施要綱に沿って、御意見等の内容と併せて県教委の考え方をお示しすることとしています。

## 2 地域説明会の実施状況について

### (1) 日程・会場等

令和7年10月20日（月）から令和7年11月21日（金）にかけて、以下の15会場で開催

※ 県内19市町のうち、全ての市及び再編整備の対象校が設置されている町で開催

（下関市については、人口規模を考慮し、2会場で開催）

日程	会場	参加者数 (報道含む)
10月20日（月）	岩国市民文化会館 【小ホール】	56人
10月22日（水）	山陽小野田市民館 【ホール】	32人
10月24日（金）	下関市民会館 【中ホール】	42人
10月27日（月）	萩市民館 【小ホール】	45人
10月29日（水）	山口南総合センター 【多目的ホール】	17人
10月31日（金）	周南市学び・交流プラザ 【多目的ホール】	44人
11月 4日（火）	阿武町町民センター 【多目的ホール】	34人
11月 5日（水）	宇部市 福祉ふれあいセンター 【ふれあいホール】	20人
11月 6日（木）	ほしらんどくだまつ（下松中央公民館）【サルビアホールA】	42人
11月10日（月）	サンライフ防府 【研修室1、2】	14人
11月12日（水）	長府東公民館 【講堂】	28人
11月14日（金）	柳井市文化福祉会館（柳井市中央公民館）【大会議室】	15人
11月17日（月）	美祢市民会館（大嶺公民館）【大会議室】	17人
11月19日（水）	光市総合福祉センター あいぱーく光 【いきいきホール】	16人
11月21日（金）	長門市中央交流プラザ 【会議室4、5】	5人

計 427人

### (2) 主催者

山口県教育委員会

### (3) 説明内容

- 第3期県立高校将来構想について
- 県立高校再編整備計画 前期実施計画について
- 県立高校再編整備計画 後期実施計画（素案）について

※ 上記の説明の後、参加された方から御意見・御質問をいただく時間を設定

### (4) 対象

小中学生とその保護者、教職員、地域住民 等

### (5) 参加者数

県内15会場で、延べ427人が参加（報道関係者を含む）

### 3 主な御意見等に対する県教委の考え方について

#### (1) 望ましい学校規模について

##### ① 御意見等の概要

『1学級当たりの生徒数を原則40人、1学年4～8学級』を望ましい学校規模の基準として県教委は示しているが、そうした学校規模を適当とする根拠はなく、規模の小さな学校も残すべきではないか」「1学級40人に固執するのではなく、40人から減らしていけば、子どもの数が減っても学級数は減らず、再編統合の必要性もなくなるのではないか」といった御意見がありました。

##### ② 県教委の考え方

中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、県教委としては、選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開、生徒が他者と協働しながら切磋琢磨する環境づくりなど、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要であると考えています。

高校は、生徒が社会に出る一步手前の段階であり、生徒には、一定の学校規模の高校において、確かな学力を育むとともに、できる限り多くの価値観に触れ、人間関係を築く経験をする中で、社会性についても身に付けてほしいと考えています。

こうした考え方のもとで、望ましい学校規模については、最大限の教育的効果が期待できるよう、学校規模別の開設科目数や配置教員数、部活動数のほか、他県の再編整備の状況等を踏まえて、外部有識者や学校関係者、市町教委関係者等で構成する検討協議会で検討を行い、1学級の生徒数を原則40人、1学年4～8学級という基準をお示ししているものです。

一方で、再編整備に当たっては、基準に満たない高校を一律に再編統合することとしているわけではなく、地域における高校の実情や地域バランス、中規模の都市が県内各地に点在するという分散型都市構造にある本県の特長も踏まえ、高校生の通学実態、交通事情による生徒の教育への影響等を総合的に勘案しながら検討を進めています。

また、1学級当たりの生徒数については、いわゆる標準法<sup>\*</sup>で40人とされていますが、各高校の年度ごとの入学定員については35人とするなど、40人に固執することなく柔軟な設定も行っています。

※ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

#### (2) 分校など小規模校について

##### ① 御意見等の概要

「1学級の人数が40人に満たない小規模校にも、手厚い教育を受けられるなどの良さがあり、また、40人学級だとしていけない生徒もいるが、分校はそうした生徒の受け皿にもなっている。望ましい規模の学校だけでなく、小規模校も残して、生徒の選択肢を残しておくことが、教育の機会を保障することにもつながるのではないか」「不登校への対応として小規模校を生かすべきではないか」といった御意見がありました。

##### ② 県教委の考え方

本県の全日制課程を置く分校については、いずれも1学年1学級であり、令和7年5月1日時点における1学級当たりの在籍者は、少ない学級で7人、多い学級で24人となっています。今後、中学校卒業生数が継続的かつ急激に減少することが見込まれることから、学校規模の小さい分校では、多様で柔軟な教育課程の編成による選択幅の広い教育や、学校行事、部活動などにおいて、活力ある教育活動を展開することが困難になっていくことが予想されます。

高校は、生徒が社会に出る一步手前の段階であり、生徒には、一定の学校規模の

高校において、確かな学力を育むとともに、できる限り多くの価値観に触れ、人間関係を築く経験をする中で、社会性についても身に付けてほしいと考えています。

また、現状では、地元中学校卒業業者の中には、当該分校以外の高校への進学も見られています。

こうした状況から、地元中学校卒業業者の分校への入学状況等を踏まえ、募集停止を検討することとしているものです。

一方で、不登校経験のある生徒や特別な教育的支援を必要とする生徒への支援については、各学校の状況に応じて取り組んでいく必要があると考えています。

このような考えのもと、いただいた御意見を踏まえ、「県立高校再編整備計画 後期実施計画」の策定に当たっては、4ページに「4 新しい時代に対応した学校づくりに向けて」の項を新たに追加し、「生徒の教育的ニーズに応じた支援体制等の検討」について記載しました。

### (3) 定時制課程について

#### ① 御意見等の概要

「定時制課程には、特別な教育的ニーズをもつ生徒もおり、そのような生徒を受け入れられる学校が、生徒が通える範囲内に設置されている必要があるのではないか」といった御意見がありました。

#### ② 県教委の考え方

定時制課程については、近年、社会・経済状況等の変化に伴い、従来からの勤労青少年が減少する一方で、不登校経験者や、全日制課程からの転編入者など、多様な入学動機や学習歴をもつ生徒の入学があり、その役割が変化してきています。

このような状況を踏まえ、生徒のニーズや今後の中学校卒業見込者数、生徒の入学状況等を総合的に勘案しながら、定時制課程の在り方について検討したところであり、残すこととした定時制課程については、より柔軟な教育システムを構築していくことを考えています。

このような考えのもと、いただいた御意見を踏まえ、「県立高校再編整備計画 後期実施計画」の策定に当たっては、4ページに「4 新しい時代に対応した学校づくりに向けて」の項を新たに追加し、「生徒の教育的ニーズに応じた支援体制等の検討」について記載しました。

### (4) 地域説明会における御意見の取扱いや公表について

#### ① 御意見等の概要

「地域説明会で述べた意見は実施計画に反映されるのか」「地域説明会の意見を受けて素案の内容が変わることがあるのか」といった御質問がありました。

また、「地域説明会でどのような意見があったのかを明らかにするためにも、意見や質問の内容を公表すべきではないか」といった御意見がありました。

#### ② 県教委の考え方

パブリック・コメントでの御意見の取扱いについては、全庁的な対応方針である県の実施要綱に沿った対応をすることとしており、提出された個別の御意見等に対して直接回答はしないものの、県教委の考え方を整理し、後期実施計画と併せて公表することとしています。

一方で、地域説明会は、素案の内容についてより詳しく説明し、理解を深めていただくとともに、御意見等を伺って、後期実施計画の策定に当たっての参考とさせていただくための県教委の取組です。こうした取組を通じていただいた御意見等を踏まえ、「県立高校再編整備計画 後期実施計画」については、4ページに「4 新しい時代に対応した学校づくりに向けて」の項を新たに追加したところです。

また、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図ること

とする中で、結果として実施計画に反映できなかった御意見はありますが、一方で、今後、新たな高校等の具体的な教育内容を検討していく中で、参考にすることとした御意見もありました。

次に、地域説明会での御意見の取扱いについては、お示しした素案の内容に関する御質問については、地域説明会の場でお答えしましたが、素案の内容の見直し等に関する御意見については、地域説明会の開催趣旨からも、当日はお答えせずに持ち帰ったところです。

こうした中、これまでは、地域説明会における御意見等の内容は公表していませんでしたが、地域説明会でどのような御意見があったかをお示しすることや、御意見等のうち、お答えしていなかったもの等について、県教委の考え方をお示しすることは、当日、御来場いただいた方を含め、県立高校の再編整備への御理解をいただく上でも必要ではないかと考え、今回、公表することとしました。

## (5) 高校再編と地域の活力維持や少子化対策との関係について

### ① 御意見等の概要

「高校再編に伴い地域に高校がなくなると、その地域に住む人も減って地域が衰退するのではないか」「地域の公共交通機関に影響を与えるのではないか」「地域連携教育を進めている県の方針と矛盾するのではないか」「高校再編よりも先に、少子化を止めることが先ではないか」といった御意見がありました。

### ② 県教委の考え方

高校が地域の活力にも影響を及ぼしていることは認識していますが、中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開、生徒が他者と協働しながら切磋琢磨する環境づくりなど、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要であると考えています。

また、望ましい学校規模に関しては、高校は、生徒が社会に出る一歩手前の段階であり、生徒には、一定の学校規模の高校において、確かな学力を育むとともに、できる限り多くの価値観に触れ、人間関係を築く経験をする中で、社会性についても身に付けてほしいとの考えのもとで、一定の基準をお示ししています。

このように、県立高校の再編整備は、本県の未来を創る子どもたちのことを最優先に考えた結果であることを御理解いただきたいと思えます。

なお、地域連携教育に関しては、全ての県立高校において、学校やそれぞれの地域の実情に応じて推進しています。このため、再編統合した新高校においても、統合前の高校における地域とのつながりを可能な限り継承し、幅広く地域と連携した教育を推進することで、校地の場所に関わらず、新高校で学ぶ生徒が地域への理解を深めるとともに、郷土への誇りや愛着をもつことができるよう努めてまいりたいと考えています。

人口減少対策、少子化対策については、国、県、市町を挙げて取り組んでいる重要な課題であると考えています。

しかしながら、中学校卒業生数が継続的かつ急激に減少している中で、何よりもまず、子どもたちに、より質の高い教育を提供していくためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要であると考えています。

## (6) 高校の再編統合に伴う通学や進路選択への影響について

### ① 御意見等の概要

「再編統合により、自宅近くの高校がなくなると、高校への通学時間が長くなり、家庭の経済的な負担も大きくなるのではないか」「高校生の選択肢を狭めるのは適当ではない」といった御意見がありました。

## ② 県教委の考え方

お住まいの地域にある高校が再編統合に伴い募集停止となった場合、別の高校を選択した結果、通学時間が長くなり、御不便をおかけすることもあるかと思えます。県教委では、通学区域を県全体としており、こうした通学の面も含めて、希望する高校を選んでいただけるよう、後期実施計画については、従来お示ししてきた時期よりも早くお示しできるように取り組んできました。

中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開、生徒が他者と協働しながら切磋琢磨する環境づくりなど、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが欠かせないと考えていますし、再編整備をすることなく、高校をそのままに放置しておくことは、選択肢を維持する以前に、質の高い教育を提供できなくなることにもつながるものと考えています。

そのような考えのもとで、地域における高校の実情や地域バランス等も勘案しながら県立高校の再編整備を進めていることについては、御理解をいただきたいと思えます。

なお、通学支援に関しては、県教委では、高校再編に伴い、平成の合併前の旧市町村を単位として、お住まいの地域に県立高校がなくなることで遠距離通学になる場合に、一定の要件のもとで、一定の期間、通学支援を行っています。

また、通学に係る負担は全国的な課題であると認識しており、国に対しても、全国都道府県教育長協議会において、公立高校へ遠距離通学する生徒への通学費等の補助について要望しているところです。

併せて、県内の公共交通事業者に対しては、各地域や学校の状況等を踏まえ、運賃、ダイヤ、路線等に関する働きかけを行っているところです。

## (7) 再編統合、学科改編後の新たな教育の内容等について

### ① 御意見等の概要

「再編統合により設置する新高校について、設置する学科や教育内容、部活動等はどのようになるのか」「校名や校章・校歌はどのようにして決定されるのか」「学科改編を行う高校における教育内容はどうなるのか」「再編統合に伴う新高校の校舎等の整備方針等についてはどうなっているのか」といった御質問がありました。

また、「再編統合により設置する新高校や学科改編を行う高校における教育内容等について、県教委の説明が不明確であるとともに、いつまでに明確にできるのかの時期的な目途についても説明がないことから、意見の出しようがないではないか」といった御意見がありました。

### ② 県教委の考え方

県教委では、県立高校再編整備計画 後期実施計画の策定に当たっては、まずは素案として公表し、地域説明会やパブリック・コメントを通じて、県民の皆様の様々な御意見を伺った上で、御意見等を参考に検討を進めることとしていました。

そして、地域説明会では、高校改革の方向性を定めた第3期県立高校将来構想や、構想の方向性に沿って学校・学科の再編整備を年次的・計画的に進めるための前期実施計画、後期実施計画の素案についての説明をしました。

その中で、素案に関しては、再編統合における校地の選定理由や、学科改編の実施理由などは説明したものの、新高校や新学科での具体的な教育内容については、お示ししませんでした。これは、地域説明会やパブリック・コメントでの御意見も参考にして後期実施計画を策定し、再編整備の方向性を決定した後に、具体的な教育内容等を検討することとしているためです。素案については、県立高校を所管する県教委が主体的に検討を重ね、取りまとめたものですが、具体的な教育内容等を決めていくためには、地域説明会やパブリック・コメントなどを通じて教育内容に

対するニーズ等も把握した上で、再編対象の高校との協議を欠かすことができません。

しかしながら、御意見等をお聴きする前に、そうした協議を行って、より具体的な後期実施計画案を策定した場合には、地域説明会でより具体的な説明ができたとしても、いただいた御意見を反映できる余地が少なくなってしまうことが懸念されます。こうしたことから、従来から、今回のような手続きを経て実施計画の策定を進めているところです。

なお、校名や校章・校歌については、本計画策定後、関係者の意見も聴きながら、検討することとしていますが、校舎や設備等の整備については、教育内容の方向性と関連してくることから、教育内容と併せて検討を進めていくこととしています。

具体的な教育内容については、後期実施計画を策定した後に検討を進め、魅力ある高校になるよう努めていくとともに、小中学生やその保護者が、進路についての検討に生かしていただけるよう、できるだけ早期に公表したいと考えています。

併せて、新高校の部活動についても、再編統合の対象となる両高校で実施している部活動を可能な限り継続する方向で検討していく予定ですが、活動場所の調整等もあることから、後期実施計画の策定後に具体的な検討を進めていくこととしており、こちらも、できるだけ早期に公表していきたいと考えています。

## (8) 県立高校の魅力づくりについて

### ① 御意見等の概要

「私立高校は生徒募集に力を注いでおり、県立高校も特色づくりを進めて生徒募集に力を注ぐべきではないか」「他校にない学びができる特色ある学校づくりを進めてほしい」「高校を再編統合することで、それまでの高校にあった特色や伝統が失われるのではないか」といった御意見がありました。

### ② 県教委の考え方

生徒の興味関心や学習ニーズが多様化するとともに、今後も中学校卒業生数の急激な減少が見込まれる中、県立高校においては、新しい時代に対応した特色ある学校づくりを進め、生徒一人ひとりが、自らの可能性を最大限伸ばすことができる教育活動を展開していくこととしています。

このため、県教委では、高校それぞれに期待される社会的な役割としてスクール・ミッションを策定しており、各高校では、これを踏まえて、教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成していくのかなどについての基本的な方針とするスクール・ポリシーを定めています。こうした方針のもとで、本県の強みであるコミュニティ・スクールの連携・協働体制と、ICT環境を積極的に活用しながら、例えば、大学や企業等と連携・協働した探究的な学びや、地域課題の解決に向けた実践的な学びなどを充実させることで特色化を図ることとしています。

また、再編統合により設置する新高校においては、新たなコミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かして、再編前の地域の枠を超えて、より幅広く大学や企業等と連携した「やまぐち型社会連携教育」を推進するなど、再編前のそれぞれの高校が行ってきた特色ある教育活動や築き上げてきた伝統、また、部活動等を継承・発展させることで、生徒に行きたいと思われる、一層魅力ある学校づくりを進めていきたいと考えています。

## (9) 再編統合における新高校の校地の選定及び校地とならない高校の跡地の利活用について

### ① 御意見等の概要

「再編統合における新高校の校地について、どのような理由で選定されたのか」といった御質問がありました。

また、「両校の施設を活用するキャンパス制を採用できないか」「校地とならない高校跡地が有効に活用されるよう、対応してほしい」といった御意見がありました。

## ② 県教委の考え方

再編統合により設置する新高校の校地については、各対象校の生徒の通学実態、交通の利便性、現有施設の状況などを総合的に勘案しながら検討し、選定しているところです。

また、キャンパス制については、再編統合により新設される学校では、生徒全員が同じ敷地の校舎で学ぶことで、日頃から生徒同士が交流できる環境を作りたいと考えていることや、距離に関わらず、授業や学校行事等の教員・生徒の移動の負担があるなどの課題があることから、実施することは考えていません。

なお、後期実施計画を策定した後、校地とならなかった高校においても、募集停止となる年度から2年間は在校生がいることから、それまでは校舎として使用することになります。このため、現時点で、跡地となった場合の利活用について決定したものではありません。

高校の跡地の利活用に関するこれまでの取組としては、県の財産と同様に、まずは県教委・県での新たな利活用を検討し、利活用の見通しがなければ、財産の所在市町で利活用を検討していただき、それもない場合には民間売却を検討しているところです。

## (10) 再編統合の各対象校について

### ① 御意見等の概要

「再編統合の対象となっている各高校について、再編統合せず存続させてほしい」といった御意見がありました。

また、「再編統合後に校地とならない学校について、再編統合前の高校に入学した生徒は、再編統合後は新高校の生徒になるのか」といった御質問や、「在校生が卒業するまで、環境整備は怠らないでほしい」といった御意見がありました。

### ② 県教委の考え方

各高校においては、それぞれ特色ある教育活動や部活動等が展開されており、また、地域連携教育の一環として、生徒が地域行事に参加したり、地域の方に学校の活動に参加していただいたりするなど、地域の皆様には様々な御支援をいただいているところです。

しかしながら、中学校卒業者数については、昨年度生まれた子どもが中学校を卒業する15年後には4,400人以上も減少することが見込まれる中、県教委としては、新しい時代に対応した学校づくりを今、積極的に進めなければ、これからの社会を担う人材の育成は困難になるとの強い危機感をもっています。

そのため、何よりもまず、将来を担う生徒たちに、より質の高い高校教育を提供するために、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めているところであり、後期実施計画における再編統合の対象校については、中学校卒業見込者数の推移や中学生の志願・入学状況、高校生の通学実態、私立高校等の配置状況などを総合的に勘案するとともに、地域における高校の実情や地域バランス、中規模の都市が県内各地に点在するという分散型都市構造にある本県の特性も踏まえ、全県的な視点に立って改めて検討し、お示ししたものであることを御理解いただきたいと思います。

また、再編統合で新高校の校地とならない高校においては、再編統合の実施年度の前年度までに入学する生徒は、入学する高校の校地で卒業まで学ぶこととしていますが、生徒一人ひとりが進路実現に向けて安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校と県教委が連携して支援してまいります。

## 【参考】

上記3以外の御意見・御質問の要旨について、参考までに以下のとおり掲載します。

- 10月に素案を公表されたが、中学生が高校のオープンキャンパスに参加した後であったことから、中学生の進路選択に影響があったと考えられる。
- なぜ地域説明会の時間を1時間で設定しているのか。
- 前期計画の際は学校に案内プリントが届いていたが、今回は案内が不親切であった。
- 再編統合を進めていく状況において、令和8年度の岩国商業の定員が増えるのはなぜか。
- 現在、岩国商業と岩国総合において校舎の改築が進められているが、これは、再編統合との関係はなく、現在の生徒の安全・安心を確保するためのものであるという認識でよいか。
- 地域にとって、学校は非常に大切である。地域、子どもたち、保護者、学校現場の声をしっかり丁寧に聴きながら進めてほしい。
- 本計画は、「2027年度から」となっているが、2027年度には、具体的なものは見当たらない。なぜ、2027年度も計画期間に入っているのか。
- 実施計画を策定するのは、宇部西高校や田部高校の募集停止が、地域にどのような影響を与えたのかということを検証してからでも遅くないのではないか。
- なぜ、職業高校や特色ある学科をもつ学校ばかりが、普通科の高校に吸収されなければいけないのか。
- 今後、公立高校と私立高校の定員のバランスはどうなっていくのか。
- 県外から山口県に入ってくる生徒はどのくらいいるのか。
- 県内の高校における学力低下を防ぐため、県教委としてどのような対策を講じていくのか。
- 人数の減少によって、統廃合を進めることは、致し方ないという理解はある。
- 今回の説明は、再編ありきの説明であり、納得いかない。教育の目的は行事や部活ではなく、学力を身に付けさせることではないか。今回の説明にはその視点が欠けている。
- 今回の素案を最終的に取りまとめるまでの手順はどのようになるのか。
- 前期実施計画は大失敗だと考えているが、県教委はどう評価しているか。学校教員の方々や地域、市町、同窓会等の人たちの声がどのように反映されて前期計画を総括し、今回の素案が出てきたのか。
- 来年度に下関西高校附属中学校が開校し、高校との接続がどのようになるのか、はっきりしない状況の中で、下関西高校を再編統合するのは早すぎるのではないか。
- 多忙な教員の業務負担を減らし、子どもと向き合う時間を増やせるようにしてほしい。
- 子どもの数が減ったら、教員の数はそれに合わせて減っていくのか。
- 下関市の高校の再編整備計画について、紙媒体で配られていないのは残念である。
- 教育予算を削る必要があるため、再編統合を進めて人件費を削るということか。前期の計画でどのくらいの教育予算を削減でき、後期でどのくらいの予算を削る予定なのか。
- 再編整備の方向性を決める協議会の際に実施したアンケートについて、実施時期と対象を伺いたい。
- 子どもが、教員免許を取ろうとしているが、ぜひ、山口県の高校に戻りたいと思えるような学校の計画を進めてほしい。
- 地域説明会が実施されることを知らない住民が多い。もっときちんと意見を聴けるよう設定すべきではないか。
- これまでのパブリック・コメントを見ると圧倒的に反対が多数である。宇部西高校や熊毛北高校など、一定数の反対の署名も出ていた。それらを無視して、強引に進めてきたという経緯があるという認識である。
- 奈古高校は、最終的に募集停止とするために萩高校の分校となったのか。当時、6次産業化が流行っていたことから、萩商工と再編統合した方が、6次産業化が進んだのではないか。
- 奈古分校が募集停止となると、萩市・阿武町からは農業系の学科がなくなってしまうが、県としてその方向で考えているのか。

- 個別の学校に関する資料は紙媒体では配られていないが、もらえるのか。
- 山口県の大学進学率は、全国で下から2番目という状況である。そういった中、進学率を上げるということは検討しないのか。
- 山口県の大学進学率が低いことについて、どういう問題認識をもっているのか。
- それぞれの学校の特色を残していくということを考えると、単純統合ではなく、それぞれを残しつつ、会社でいうところの会社グループのような、「緩やかな統合」または「連携型」というような第3の発想はできないのか。
- 本計画においては、山口市内の高校の募集停止や再編統合は示されていない。現在は全県一区であり、周南や下関の中学生の中には、再編統合で近くの高校がなくなったから、どうせ遠いなら山口市の高校への進学を考える生徒も出てくるかもしれない。そのようなことは、あまり想定されてはいないのだろうか。今後も、山口市内の高校の志願倍率は変わらないのか。
- 普通科と工業科では、進路志望や学校行事の時期が異なり、再編統合にはリスクが伴う。新南陽高校は4学級あり、定員の充足状況は芳しくはないが、華陵高校がなくなると新南陽高校の志望数が増える見込みもあるのではないかと。周南市の周辺に徳山商工、防府商工がある中、南陽工業の統合先として、新南陽高校を選んだ理由は何か。
- 進学校でも不登校が増えているが、再編統合が不登校を助長しているのではないかと。
- 新南陽高校は4学級であり、県教委が示す適正規模の基準に当てはまらないのではないかと。
- 工業科と普通科の再編統合は、教育課程や進路指導も異なり、学校行事の面でも影響が出ることから難しいのではないかと。
- 計画の策定に当たり、同窓会への説明はなされているのか。
- 教職員の数や人件費をはじめとする経費の面についても示すべきである。
- オンラインをどのように活用していくかということについて、検討されていないのか。
- 2校が1校になるとのことであるが、そうすると2校の教員は新しい学校でどうなるのか。
- これまでの再編統合は成功したといえるか。その振り返りはされたのか。地域住民や生徒にアンケートをとったのか。
- 華陵高校は、地域連携を重視した教育に取り組んでいる。本計画では、下松高校が校地となっており、花岡、生野屋地域の方は心配されている。今後、花岡、生野屋でも説明会を行う予定はあるか。
- 前期実施計画で岩国・下関西高校に附属中学校が設置された。末武中学校の生徒が増えているので、華陵高校との中高一貫教育校にできないか。中高一貫教育校を設置するに当たっての定義は何かあるか。
- 私立高校無償化により、私立志望が増えるかもしれない。何か私立高校の動きを把握しているか。
- 息子の代は子どもの数が多く、今後高校が減って募集人数も減るとなると、公立に入学できるかどうか不安になる。募集人数は、その年度の子どもの数に応じて変えていくのか。
- 少人数になった学校が統合されることは、しょうがないと思っている。
- 今後、成案となれば、総合学科として残る全日制は光高校のみになるが、どうなるのか。
- 学科改編されると、その先には統廃合が見える。そう思う県民もいるのではないかと。
- 40人学級を前提として4～8学級にこだわる理由として、「山口県公共施設等マネジメント基本方針」を前提とした、財政的事情があるのではないかと。
- 「山口県公共施設等マネジメント基本方針」を読めば、再編統合をしっかりと説明できると考えている。
- 各学校を支援している同窓会に対して、説明をすべきではないかと。
- 学校が減ることにより教員数も減るなどの影響はあるか。また、子どもたちに影響が出ないように、どのような対応をしていくのか。
- 工業系の学校が減ることによる県内企業への影響について、見解を伺いたい。

- 本計画については、教育庁の中だけで検討したのか。他部局や各自治体とも協議したのか。
- 各学校には、長い歴史をかけて築いてきた、地域に根ざした文化と伝統がある。その歴史に幕を閉じることになる再編統合を関係者の理解を十分に得ずに進めるには、あまりにも性急ではないか。
- 子どもが減るからという説明ばかりであったが、ひきこもり、不登校、自殺を減らすことが先ではないか。あなた方公務員は究極のサービス業だが、その自負があるのか。数字ばかり述べ、情熱や愛が全く伝わってこない。この仕事にプライドと情熱をもって、県民に伝わるように取り組んでほしい。
- 同じ普通科なのに、豊浦・長府の新高校と下関西・下関南の新高校では、進学したい生徒は下関西・下関南の新高校に行くことになるが、長府から通うのには遠い。もっと平等な高校づくりをしてほしい。
- 学校の役目とは何か、お答え願う。私は確かな学力をつけることだと考えている。
- 国や県の方針に沿って、再編整備を進めていくと言われた。国は、10年前に、古くなった公共施設を減らす方向性を示した。今回の計画は、「山口県公共施設等マネジメント基本方針」に基づいたもので、財政上の理由から進めているのではないか。
- 県外の生徒に山口県の高校を選んでもらうために、寮を設置するという計画はあるのか。
- 地域説明会について知らない方も多いのではないか。例えば、PTAの会合に出向くなどして、小・中学校の子どもたちや保護者に対して、丁寧に説明し、理解を求めるべきではないか。
- 華陵高校は15学級の校舎であるが、多目的教室があって、3学級はつくれる。
- 説明が数字ばかりで、教育論がない。理念を示すべきである。子どもたちの幸せと地域のことを考えてほしい。
- 今回の再編統合の計画により、多くの地域で学校がなくなることになり、地域にとっては重大な問題であると思う。各市町の首長や教育委員会には、事前に意見を聴いているのではないかと思うが、どのような反応であったのか教えてほしい。
- 市町も理解しているという認識でよいか。
- 今回の説明は、非常にわかりやすく、具体的な内容でよかった。参加者は少ないが。
- 今回の計画で示された、新しい学科やコースに対応できるような教員を配置できるよう、しっかり予算化して、ゆとりのある教育ができるような教員配置を行ってほしい。
- 説明資料の中に「人材を育成する」とあるが、学校は人格を醸成するところである。
- 今回の再編整備の計画の内容はずいぶん先のことであり、対象となる子どもは、現在小学生である。この説明会には、小中学生も参加できるとあるが、平日の夜に開催して参加できるのか。これまでの説明会に、実際に参加した小中学生の割合はどのくらいか。県教委として、今回の計画の対象となる子どもに対して、説明を尽くしたといえるのか。説明の内容も難しいので、小中学生には理解しにくい。今から学校を選ぶ小中学生に対し、分かりやすい説明をしてほしい。
- (高校の教員からの御意見) 生徒に対しては、不安にさせないように、「自分たちの学校がなくなるのではなく、二つの学校のいいところを掛け合わせた新しい学校ができるのだ」と説明した。県教委も、「校地にならない方の学校がなくなる」のではなく「お互いの学校が半分ずつ平等に取り入れられる新しい学校ができて、たまたま校地がどちらかであった」というスタンスでいてほしい。
- 「山口県公共施設等マネジメント基本方針」と県立高校再編整備計画は、関連しているのか。

## 「県立高校再編整備計画 後期実施計画（素案）」 に対するパブリック・コメントの概要（案）

### 1 パブリック・コメントの実施状況

#### (1) 募集期間

令和7年11月21日（金）から令和7年12月22日（月）まで

#### (2) 公表方法等

県のホームページに掲載するとともに、県庁情報公開センター、各地方県民相談室、山口地方県民相談室防府市駐在、各県立高等学校及び県立中等教育学校で自由に閲覧できるようにしました。

#### (3) 意見の提出方法

専用提出フォーム（やまぐち電子申請サービス）、郵送、FAX、電子メールにより意見を募集しました。

### 2 意見の件数

87人、382件

(内訳)

項 目		件 数
後 期 実 施 計 画 ( 素 案 )	1 はじめに	26
	2 学校・学科の再編整備	81
	(1) 望ましい学校規模	(40)
	(2) 再編整備の進め方	(41)
	3 実施内容(後期)	223
	(1) 全日制課程	(0)
	ア 再編統合・募集停止	(14)
	・ 下松高校・華陵高校について	(25)
	・ 豊浦高校・長府高校について	(5)
	・ 萩高校・萩商工高校について	(19)
	・ 新南陽高校・南陽工業高校について	(45)
	・ 宇部工業高校・小野田工業高校について	(25)
	・ 岩国総合高校・岩国商業高校について	(32)
	・ 下関西高校・下関南高校について	(1)
	・ 岩国高校坂上分校について	(0)
	・ 山口農業高校西市分校について	(0)
	・ 萩高校奈古分校について	(3)
	イ 学科改編	(2)
	■ 未来デザイン科(仮称)の設置	(6)
	・ 美祢青嶺高校について	(1)
	・ 下関北高校について	(15)
	・ 高森高校について	(0)
	・ 防府西高校について	(1)
	■ 普通科教職コース、デジタル創造科(仮称)の設置	(4)
	・ 山口中央高校について	(0)
	(2) 定時制課程	(3)
	ア 分校の独立	(0)
・ 岩国商業高校東分校について	(13)	
イ 募集停止	(0)	
・ 岩国商業高校東分校について	(3)	
・ 小野田工業高校について	(6)	
4 その他	6	
小 計		336
パブリック・コメントや地域説明会等に関するもの		24
その他の意見		22
合 計		382

3 提出された意見及びこれに対する考え方  
(次ページ以降に掲載)

県立高校再編整備計画 後期実施計画策定に係るパブリック・コメントの概要

■ 県立高校再編整備計画 後期実施計画（素案）の内容に係る意見（336件）

意見の内容	意見に対する県の考え方
<b>1 はじめに（26件）</b>	
○ 今後の生徒数の減少が予測される中で、高校再編は確かに必要かと思う。	○ 実施計画の1ページの「はじめに」の項に記述しているように、令和4年3月に、特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備等を主な内容とする「第3期県立高校将来構想」を策定するとともに、令和4年度から令和8年度までを期間とする前期実施計画を策定し、着実に高校改革の推進に取り組んでいます。 こうした中、本県の中学校卒業生数は、令和8年3月の約11,200人から、昨年度生まれた子どもが中学校を卒業する15年後には、約6,600人にまで減少する見込みであり、高校教育の質の確保・向上を図り、特色ある教育活動を展開していくためには、将来を見据えた県立高校の再編整備をさらに進めていくことが必要であると考えていることから、将来構想の方向性に沿って本計画を策定しました。 本計画の実施に当たっては、中学校卒業見込者数の推移や中学生の志願状況等を踏まえながら、柔軟で質の高い学びの実現や、生徒にとって魅力のある学校づくりに取り組むとともに、学校・学科の再編整備を推進し、高校教育の更なる充実に取り組みます。
○ 子を持つ親としてコストがかさむ高校であることは望ましくないし、子供の選択肢を早めに知っておくのは大事なことだし、とても良かったと思う。	
○ これからの高齢化が厳しい社会において、先々を見据えているような手段を講じておられることを、喜ばしく思っている。	
○ 望ましい学校規模を維持し、効率的な県立高校運営のため再編方針に賛成である。	
○ 山口県の公立高校が、他県からも通学したいと思われるような魅力ある高校になることを願う。	
○ 少子化で高校の再編統合はやむを得ない。	
○ 各方面からの有識者及びシンクタンクによる検討協議会を開催し、15年後を見据えた将来構想を策定したのだから、その構想に沿って全県的な視点に立った、特色ある学校づくりと再編整備に期待する。	
○ 自分の母校がなくなることを防ぐためだけに、未来の子供たちを不幸にするような反対はすべきではない。	
○ 公立高校がこれまで社会に果たしてきた役割、また果たしていくべき役割を勘案して、公立高校の再編を考えていただきたい。	
○ 学校数を減らすことが先にあるのではない。学校の持つ地域性や特徴、生徒・父母の気持ちなどまったく無視するものと思える。	
○ 山口県は先ず再編統合ありきで、十分生徒数がある学校を有無を言わず潰している。学校を守るという立場が全く見られない。	
○ 今からの教育は時代の変化の中に多様性があることは間違いなく、それに対応したものであるべきである。これからは、個々の生徒の個性や意思を伸ばしていくことが大切であり、競争させることではないと思う。	
○ 統廃合による学校数の減少や大規模校化は、教員にとって異動先の選択肢を狭め、過度な業務負担を強いることにつながる。また、地域社会が衰退していく姿を目の当たりにすることで、今後山口県で教員を目指す若者が魅力を感じず減っていく可能性がある。その結果、教員不足が深刻化し、教育の質の低下を招くことは明白である。この計画は、生徒数だけでなく、教員という人的資源の確保という観点からも再考が必要である。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 学校数の削減は、多くの生徒に長距離・長時間通学を強いることにつながり、十分な睡眠や家庭学習の時間を奪い、充実した高校生活を送ることを困難にする。	(前ページに掲載)
○ 授業料無償化といいながら、別の面で負担大になるのはどうなのか。	
○ 高校の数が減ることで、選択肢が少なくなる。	
○ 行きたい学校に行けない。もっと考えていただきたい。	
○ 今回の高校再編に反対する。	
○ 再編の時期については、より慎重な判断が必要であり、「なぜ今なのか」という点について、住民が納得できる説明が求められる。	
○ 山口県の少子化対策、人口減少対策と連携していただきたい。山口県は人口流入や少子化対策に尽力しており、人口流入については一定の成果も見られていると思う。こうした政策に対して、高校の数を減らすことがプラスになるとは思えない。	
○ 母校がなくなるのは本当に悲しい。小学校の母校もなくなった。県にはそんな人達の立場にたって再検討に向けて努力してほしい。	
○ 再編統合となると高校を選ぶ幅が狭くなるし、教育が行き渡らないなど、不行き届きが出る。	
○ 生徒に刺激を与えたいのであれば、学校を消滅させるのではなく、「学校間の連携」を強化すべきである。ICTを活用した合同授業や、両校の設備を相互利用する共同実習、部活動の定期戦などを実施すれば、それぞれの校風を守りながら、切磋琢磨できる環境は十分に構築可能である。「統廃合」という安易なリストラではなく、独立した学校同士が競い合い、協力し合えるネットワークの構築にこそ知恵を絞るべきである。	
○ 後期中等教育は義務教育ではないものの、現代社会においては高校教育が事実上不可欠な段階となっていることは広く認識されており、公教育における進学機会の確保については、憲法の趣旨を踏まえ、極めて慎重に判断されるべきである。	
○ 高校再編整備は、単なる学校配置や財政効率の問題ではなく、県の教育の将来構想そのものである。「一人も取り残さない」という教育委員会の理念と、本計画が示す方向性との間には、明白な矛盾がある。	
○ 県教委が学科改編など特色づくり、あるいはこの間進められてきた学区の撤廃によって学校間競争をあおり、学校の序列化を推進しようとしている。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<b>2 学校・学科の再編整備（81件）</b>	
<b>（1）望ましい学校規模</b>	
<p>○ 少子化が進む中で、高校の小規模化が懸念されるが、これからの社会を担う若者の教育にあたっては、多様な人格・価値観に触れることが大切であり、1学年4学級以上の学校規模を確保することが必要である。</p>	<p>○ 中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開、生徒が他者と協働しながら切磋琢磨する環境づくりなど、高校教育の質の確保・向上を図るため、特色ある学校づくりを推進するとともに、望ましい学校規模の確保をめざして学校・学科の再編整備に取り組みます。</p>
<p>○ アンケート結果からも子どもたちの多くは4学級以上を希望しているのだから、将来構想に沿って子どもたちのためにも学校規模の確保をしてほしい。</p>	
<p>○ どの学科も、どの地域でも一律40名定員にしている都道府県が多い中、山口県は今でも30人学級、35人学級など、柔軟に入学定員を配置しているの、引き続き、学校や地域の状況に応じた入学定員の設定をお願いしたい。</p>	
<p>○ 学校規模を確保することで、普通科においては各教科の開設科目数の増加、専門学科においては、より専門性の高い科目の開設に期待する。</p>	
<p>○ 互いに切磋琢磨してというのは方便で、実際には生徒間で優越感と劣等感を生むだけである。</p>	<p>○ 高校は、生徒が社会に出る一步手前の段階であり、一定の学校規模のもと、確かな学力を育むとともに、できる限り多くの価値観に触れ、人間関係を築く経験をする中で、生徒に社会性を身に付けてもらうことが重要であると考えています。</p>
<p>○ 子供の数が少なくなるのなら、1クラスの人数を減らして、少人数学級を実現してほしい。今ある高校を合併したり、募集停止をして、高校を減らすことに反対する。</p>	<p>こうした認識のもと、中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開など、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要と考えています。</p>
<p>○ 1クラス40人を基準にされているが、多いと思う。せめて30人にして欲しい。</p>	<p>全日制課程の望ましい学校規模については、「第3期県立高校将来構想」を策定する際に、生徒・保護者アンケートの結果や、学校規模別の開設科目数、配置教員数や部活動数等を踏まえ、最大限の教育的効果が期待できるよう検討した上で、1学級当たりの生徒数を原則40人として、1学年4～8学級としてお示ししています。</p>
<p>○ 確かに学校規模が大きいほうが良い点もたくさんある。しかし小規模にも良い点はある。規模の確保は良いが、そのぶん教師の数を減らすのではなく、十分な人数を配置して、先生がきちんと生徒ひとりひとりに余裕をもって向き合え、生徒が全員置いてけぼりにならないようにしてほしい。</p>	<p>こうした学校規模の確保により、1校当たりの教員配置数が多くなることから、教員の資質・能力の向上や授業の充実、働き方改革などにも一層つながっていくものと考えています。</p>
<p>○ 「切磋琢磨」という古い教育観から脱却すべきではないか。</p>	<p>また、1学級当たりの生徒数については、いわゆる標準法*で40人とされていますが、各高校の年度ごとの入学定員については35人とするなど、40人に固執することなく柔軟な設定も行っています。</p>
<p>○ 少人数のメリットはデメリットの何倍もあると考える。教育の目的は「確かな学力の保障」である。それは少人数であればかなりの確率で実現可能である。</p>	<p>※ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律</p>
<p>○ 不登校傾向の生徒も増加している。その生徒のためにも少人数の中で学ぶことは不登校解消にもつながる。</p>	
<p>○ 教員の側も生徒1人1人の問題に寄り添うことができる。さらに教員の働き方改善にも大いに影響があると思う。</p>	
<p>○ 教育環境整備の為にも再編計画には反対する。少人数学級でひとりひとりに寄り添った教育を進めて頂きたい。</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 望ましい学校規模1学年4～8学級(1学級当たり生徒40人)とあるが疑問である。高校でも小・中学校と同様に少人数学級を実現し一人一人にきめ細かなゆきとどいた教育を実現すべきである。35人学級、30人学級をめざすべきである。望ましい学校規模の見直しを強く要求する。	(前ページに掲載)
○ 少人数学級の良さ、地域における高校存続の意義などを考え、高校潰しを止めること。	
○ 定員やクラス数の規模を大きくすること(大規模化)と、生徒が活気ある学校生活を送れることをどう結びつけているのか、明確な論理的根拠が必要である。	
○ 学校生活の「活性化」は、生徒一人ひとりが自己を表現し、多様な活動に参画できる環境によって生まれるものであり、物理的な規模と直接関連しない。	
○ 大規模化が必ずしも「学校生活の活性化」に繋がらない。	
○ 小規模校にはそれなりの良さがあり、そこで学ぶ喜びも奪ってはならない。	
○ 岩国市の説明会に参加した時、県教委は「切磋琢磨」の必要性を説かれたが、それは教育の片面的な考え方で、生徒の多様性を全く無視したものだと言わざるをえない。	
○ 県教委が今、すべきことは、「適正規模」とする40人学級を減らすことだ。	
○ 地域と密着した「小規模校」の価値を認めるべきである。生徒たちの多様性に応じた学校づくりを強く求める。	
○ 生徒も人それぞれ。こじんまりとした学級があっても良い。	
○ 一学年2から6学級、一学級当たり生徒数は20人で、全国に誇る高密度環境を整備し、人口減少にはどめをかけ、人口増加をめざす。	
○ 1学年2学級以上の学校を基本として、他の学校との連携により、より高度な教育環境を確保してほしい。	
○ 今こそ40人学級でなく欧米のように20人学級にやっていくべきである。統合再編に反対する。	
○ 県教委が主張する「大規模化による切磋琢磨」は幻想であり、むしろ学校・保護者・地域の結びつきを断絶させるものである。今、山口県がなすべきは学校の削減ではなく、少人数教育のメリットを最大化し、地域に根ざした教育を証明することである。	
○ 大規模校では生徒一人ひとりが「その他大勢」の中に埋没し、教員の目が隅々まで行き届かなくなる。適正規模で運営されている高校は他にもあり、あえて統合して巨大化させる必要はない。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 「少人数制で面倒見のよい教育を」が時代の流れである。統合して生徒数が多くなれば、その流れに真っ向から逆行する。	(前ページに掲載)
○ 40人学級にこだわらず、40人未満の学級編制できめ細やかな教育をしてほしい。	
○ 小規模校や少人数学級にも利点があると思う。1クラス原則40人、1学年4学級から8学級を適正規模とすることに固執せず、教育の機会均等・子どもたちの学ぶ権利を保障してほしい。	
○ 子ども達のためと言うなら「1クラス30人学級」を目指すべきである。	
○ 生徒数が1クラス的人数が少ない方が学ぶ生徒も教える教師もよいのではないか。	
○ 小規模校の良さを大事にして、どの子も大切にされる県政を求める。地域から乱暴に学校を奪わないでいただきたい。	
○ 山口県の人口減少に歯止めがかからない現状では、再編統合は致し方ないことかもしれない。しかし、問題はこの時点でさえ、「選択幅の広い教育の推進」「活力ある教育活動の展開」「切磋琢磨できる環境」を根拠として、望ましい学校規模を「1学年4～8学級（1学級原則40人）」に据え置き、1学年3学級以下の学校の再編統合を基本として、他の学校との再編統合により、望ましい学校規模を確保するとしていることである。これでは県内の多くの学校が統廃合の対象となるのは当然であり、県教委はこの基準を見直し、既存校の存続に向けて努力すべきである。	
○ 県教委は現在の「望ましい学校規模」を見直し、再提案すべきである。	
○ 1学年3学級以下の学校に何の問題があるのか。ゆきとどいた教育を実現するためにも小規模は最大のメリットである。	
○ 1学級40人にどうしてこだわるのか。その必要性を理解出来ない。	
○ 対象校を「3クラス以下」とする基準については、将来的な可能性を見据えた判断であるのか、その考え方を明確に示していただきたい。	
○ 県教委は適正規模を言われているが、その適正規模の教育的価値や大事なところが説明不足である。小さな高校があってはいけないのか。少人数の学級が存在する高校があってはいけないのか。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
(2) 再編整備の進め方	
○ 再編により、生徒数を維持する事で、学校行事や教育科目数の維持、また、高校施設の維持や、職員集約による経費の縮小も理解はできる。	○ 再編整備の対象校の選定に当たっては、中学校卒業見込者数の推移や中学生の志願・入学状況、高校生の通学実態、私立高校等の配置状況などを総合的に勘案するとともに、地域における高校の実情や地域バランス、中規模の都市が県内各地に点在するという分散型都市構造にある本県の特長も踏まえ、全県的な視点に立って検討することとしています。
○ 大学等への進学に重点を置く取組や高度な専門性をもった産業人材を育成する取組の充実などを推進するための拠点的な役割をもつ学校だけでなく、分散型都市構造にある本県の特長も考慮して、それぞれの地域の暮らしや経済を活かした個性的な学風を持つ学校をバランスよく配置してほしい。	
○ 県内の私立高校の状況や、公立高校とのバランスに触れず、子どもの数の減少だけを強調して、公立高校の統廃合を進めると、市民の不信を招きかねない。	
○ 市民の不信や不安を払拭するために、県内の公立高校だけでなく、管轄の縦割りを越えて、県内の私立高校の定員数の推移を公表するとともに、高校統廃合の前後で、公立高校と私立高校の定員の比率がどう変わるかという見込みを公にし、私立高校も縮小や統廃合の痛みを分け持つ見通しを示すことが望ましい。	
○ 子どもの減少など、高校再編を考えなくてはならない実情はある。ただし、その流れで高校再編を考える場合も、各学校の教育活動の実情を考え、校種としての機能や特色が損なわれないよう、異なる校種の合併は、なるべく避けるほうが良い。	
○ 特色のある学校づくりを目指すのであれば、ただ人数的なもの立地的なものだけ考えるのではなく、校風の全く違う高校を合併させる弊害やこれからの子供たち、卒業生の想いも考えて欲しい。	
○ 将来的に県立高校が立地しない市がでてくるのはやむを得ないと考えているのか。	
○ 再編統合が基本とする方針はとらず、応募人員減少に対応した少人数学級も編制して教育環境の充実・高度化を検討し、その際、学校の近接性や学習内容等を考慮しながら、他の学校の教育機能とも連携することを検討すべきである。	
○ 再編整備の実施に当たっては、高校教育の質の確保・向上が損なわれることになるのが実情であり、地理的条件、交通事情の障壁が一扫できて、生徒の教育への影響等を、全面的に解消出来る事が確認されても、極力実施しない方向で検討すべきである。	
○ 山口県は第一次産業も盛んだが、そうした家庭の子どもたちが、住み慣れた地域で多様な進路を選ぶ権利を保障すべきである。通学だけで一日が終わるような環境は、部活動も勉強も活性化させず、教育格差を広げるだけである。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 高校再編整備計画を強引に進めた場合に起こりうる悪影響（人口流出、市政運営、JR岩徳線の存続）等々、特に子ども達への心身への影響が大きく、配慮願いたい。	(前ページに掲載)
○ 後期実施計画の対象校については、十分な検討を経て選定されていることは承知しているが、改めて「再編整備の基本方針や方向性」と照らし合わせながら、慎重に検討を進めていただきたいと考える。具体的には、統合する高校の組み合わせや、将来的な学校周辺の人口動態の推移等を踏まえた検討が必要ではないか。	
○ 全日制課程を置く分校については、地元中学校卒業生の入学状況や、今後の入学見込者数を勘案した上で、より一層の個性化を図るべきである。	○ 中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進める必要があると考えています。 全日制課程を置く分校については、地元の中学生の志願・入学状況や、今後の入学見込者数を勘案した上で募集停止を検討することとしています。
○ 再編後もそのうち再々編するから施設を更新しないつもり的高校もあるとしたら、それらの方向性もある程度示すことが誠実なのではないか。	○ 「第3期県立高校将来構想」の方向性に沿ってこのたび策定した本計画より後の再編整備については、現時点でお示しできるものではありません。 また、再編整備に伴い必要となる施設については、着実な整備に努めていきます。
○ 財政を第一に考えるのであれば、公立の学校を統廃合し、私学などの民間に教育の中心を移行することで、教員をはじめとする人件費はもとより、建て替えの時期を迎えた施設の改修費をはじめとする、施設の維持費など、県から支出する予算も節約できる。	○ 再編整備については、「第3期県立高校将来構想」の方向性に沿い、高校教育の質の確保・向上を図るために進めることとしたものであり、財政上の観点から検討を始めたわけではありません。
○ 公立の学校教育は、財政や経済だけで考えられるものではなく、産業界への人材供給だけが目的でもない。	
○ 高校施設の老朽化は著しく、50年後も残る県立高校には施設の建て替えなどが必要である。	
○ 施設の管理問題や効率化だけで進めるのはいかがなものか。	
○ 「望ましい学校規模」に固執する理由は、2015年策定の「山口県公共施設等マネジメント基本方針」およびその背景にある国の総合管理計画にあるのではないか。	○ 再編整備については、「第3期県立高校将来構想」の方向性に沿い、高校教育の質の確保・向上を図るために進めることとしたものであり、「山口県公共施設等マネジメント基本方針」における財政上の観点から検討を始めたわけではありません。
○ 県立高校将来構想を踏まえた「素案」が山口県公共施設等マネジメント基本方針と無関係であるはずはないのに、「方針を踏まえて進めているわけではない」と言い切れるのか。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 学校は、地域のコミュニティや文化活動の中心で、地域を支える公共インフラでもある。過疎地から人口集中地域の私立高校に生徒が流れ出るとは、地域の衰退につながりかねず、そのことによる損失は学校ひとつの維持費よりずっと大きい。	○ 高校が地域の活力にも影響を及ぼしていることは認識していますが、中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開、生徒が他者と協働しながら切磋琢磨する環境づくりなど、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要と考えています。
○ 山口県は大規模な都市がなく、中小の町が散在している。そこに少し小さい学校があるのは当然ではないか。このままでは、広大な旧郡部に高校の空白地域が出来、高校もないような不便な土地には住めないと、過疎化がどんどん進んでいく。	このように、県立高校の再編整備は、未来を創る子どもたちのことを最優先に考えた上での取組です。
○ 人口減の課題に率先して取り組んでいる学校を潰すというのは県政の方向に逆行するものではないか。	また、本県では、全ての県立高校で、学校や地域の実情に応じて、地域連携教育を推進しています。
○ 若者、高校生を地域に呼び戻すには、地域と協働して地域への理解を深め、誇りが持てるようにする取り組みが必要ではないか。そのために県教委は全国に先駆けてコミュニティ・スクールを進められたのではないか。	再編統合した新高校においても、統合前の高校における地域とのつながりを可能な限り継承し、幅広く地域と連携した教育を推進するとともに、校地の場所に関わらず、新高校で学ぶ生徒が、地域への理解を深め、郷土に誇りと愛着をもつことができるよう努めています。
○ 地方の人口の減少をくい止めようと、都会から若い人の移住を進めている時に、その地方に高校まで無くなると将来が不安になる。子供たちの将来を考えて旧郡部の高校を残していただきたい。	
○ 過去の統合校の設備や地域経済への影響に関する検証がなされぬまま、更なる統廃合を押し進めることは、極めて横暴な行政判断である。検証のないままの計画遂行は、地域住民に対する責任を放棄する行為である。	
○ 高校の消滅は、生徒や教職員による地域内消費という経済の循環を断ち切り、一時的な財政効率性を遙かに上回る、長期的な地域経済の死を意味する。	
○ 「地元で高校がない」という事実は、子育て世代が定住しない、あるいは転出する決定的な要因となる。地域コミュニティの担い手を失い、高齢化がさらに加速する。	
○ 単純な統廃合ではなく、小規模校のメリットを最大限に活かした存続を強く求める。小規模校は、地域住民との連携を強化し、地域を担う人材育成の拠点として、持続的な地域経済の維持に貢献し得る、地域社会の未来への投資である。	
○ 高校がなくなると町もさびれ、子育て世代もいなくなる。できる限り高校再編計画は見直すべきである。	
○ 地域の活性化維持のためにも各地域の学校を残して欲しい。	
○ 高校再編統合が少子化対策にどのように効果があるのかを具体的に説明していただきたい。	
○ 地域に学校がなくなると活気がなくなると思う。現在のままで高校は残して欲しい。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>○ 統合による通学距離の増大は、生徒の負担のみならず、保護者と学校の間を致命的に希薄化させる。物理的な距離は心理的な距離を生む。学校は単なる「教育施設」ではなく、保護者や地域住民が集う「コミュニティの核」であることを忘れないでいただきたい。</p>	<p>(前ページに掲載)</p>
<p>○ 「子供が減るから学校を減らす」という理屈は、さらなる過疎化を招き、地域を死に追いやる負のスパイラルを生むだけである。学校がない地域に、誰が新たに住みたいと思うのか。県教委は、数十年後の山口県が「学校もなく、人も住まない荒廃した県」になる責任を取れるのか。</p>	
<p>○ 「学校の存続は地域の存続にも関わる重要な課題」である。学校がなくなれば地域の衰退も心配される。人口減少に歯止めをかけることは山口県における喫緊の課題であるが、学校がなくなれば人口減少はさらに加速化する。これ以上地域つぶしを進めてはならない。再編統廃合や募集停止は、子どもたちの教育の機会均等にも大きな影響を与える。募集停止や統廃合により、生徒の進学先の選択肢は減り、通学費は増え、「質の高い教育」は受けられなくなる。</p>	
<p>○ 今回の県立高校再編整備計画は各行政が必死に進めている人口減少対策に逆行するだけでなく、むしろ人口減少を加速させる。</p>	
<p>○ 人口減少社会の中、高校の再編整備については一定の理解はできるが、将来の子どもたちにとって、また地域にとっての幸せはどうあるべきかを考えると、住み慣れた地域から自由に学校へ通えるよう、地域の実情にあうように整備することが大切である。</p>	
<p>○ 本計画では、大学進学を重視する方向性も示されているが、再編によって学力水準(偏差値)の低下を招かないことは必須条件であると考え。大学進学率の向上を実現するため、学習指導体制の充実や進路指導の強化など、より一層充実した教育体制について具体的な検討を進めていただきたい。</p>	<p>○ 「第3期県立高校将来構想」において、大学等への進学に重点を置く取組や、高度な専門性をもった産業人材を育成する取組を充実するための拠点的な役割をもつ学校を県内にバランスよく配置することとしています。 また、生徒が行きたい学校を主体的に選択できるように、全ての県立学校の特色化・魅力化を推進するとともに、各学校において、生徒一人ひとりの進路実現に向け教育活動の充実を図っているところです。</p>
<p>○ 子ども達が本当に行きたくなる学校であって欲しいと願うことから、教員や保護者、地域の方々をはじめ、第一義的に子ども達の意見を重視した上での検討委員会の設立、組織運営を望む。</p>	<p>○ 具体的な教育内容等については、本計画策定後、当該高校等の意見を聴きながら検討を進め、特色ある学校づくりに努めていきます。</p>
<p>○ 専門学科については、教科等横断的な学びや他者と協働した探究的な活動等、学科間連携による教育活動を推進するため、教師の陣容の抜本的充実による一定の水準の確保や学科改編を検討してほしい。</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<b>3 実施内容（後期）（223件）</b>	
<b>（1）全日制課程</b>	
<b>ア 再編統合・募集停止</b>	
○ 再編整備の変更年度のときに各学校の在校生の扱いはどうなるのかの説明が欲しい。自動的に合併した学校に変更になるのか。	○ 再編統合の実施年度の前年度までに入学した生徒については、入学した高校の校舎で学び、卒業することとしており、生徒一人ひとりが進路実現に向けて、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、今後も、学校と県教委が連携して支援していきます。
○ 学校が再編されるからといって、現在の学生、そして最後の学生達が卒業を迎えるまで、より良い環境で学習するための環境整備は怠らないようにして欲しい。	
○ 再編にあたり移転先高校をリフォームされることがある場合、バリアフリー、誰もが通いやすい学校を目指しエレベーターを設置して頂けると車椅子を利用の生徒さんも入学しやすくなると考える。点字表記や非常時やチャイム代わりの教室内ランプ点灯等障がいやハンディがあっても共に学べる環境をぜひお願いしたい。障がいがあるから支援学校、というわけではなく誰もが通いやすい学校というために障がいのある子どもたちに多くの選択肢を持って頂けるようにも取り組んで頂きたい。	○ 再編統合により設置する新高校の具体的な教育内容等については、必要となる施設・設備と併せて、本計画策定後に、当該高校等の意見を聴きながら検討していきます。
○ 再編によって、より特色ある教育や高度な教育内容を実現するのであれば、それにふさわしい教育環境の整備（新築・改築を含む）や、専門性を備えた教職員の確保についても、併せて検討していただきたい。	
○ 今回の統合は、場所がそれほど遠くないところもあるので、グラウンドや体育館などの体育施設など、利用できるものは引き続き授業や学校行事、部活動などに利用していったらいいのではないか。	
○ 再編・統合によりクラス数が増加する場合、必要に応じた教室等の増築や施設整備は想定されているのか。	
○ 校地、校名、校歌、校章、学科編制などを第三者的に考えていくための学識経験者などからなる新高校の設立に向けた検討委員会の設立を要望する。なお、検討委員会のメンバーは、どちらの高校とも利害関係をもたない第三者的な立場であり、なおかつ外部の有識者などを含む組織編成に留意して頂きたい。	
○ 統合の際には、必ず校名を変更していただきたい。	
○ 新しい高校の名前や校歌や制服はどうなるのか。在籍している生徒が実際の投票のように（県選挙管理委員会と協力し）候補者でなく候補名の説明をし学校にて体育館等で実際の投票をして決めるとよいのではないか。	○ 新高校の校地については、高校生の通学状況や通学の利便性、現有施設の状況などを総合的に勘案して検討したものです。 また、校名等については、本計画の策定後に、関係者の御意見も聴きながら検討することとしており、第三者のみで構成する組織等で検討していくことは考えていません。
○ 校歌を子どもたちが憧れる方をお願いしてみるのもよい。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 高校が統合された後の跡地についてであるが、ただ単に民間に売却するのではなく、教育機関や教育施設などの教育の場として残して頂きたいと強く願う。	○ 再編統合で新高校の校地とならなかった高校については、募集停止となる年度から2年間は在校生がいることから、現時点で閉校となった後の跡地の利活用について決定したものはありません。
○ 人材育成や人材確保を目的とした、例えば大学の誘致などを考えて頂きたい。大学誘致と言っても本体が難しいのであれば、大学のサテライトの誘致、または、職業訓練校など、様々な角度からの教育機関や教育施設としての跡地利用を望む。	跡地の利活用に関するこれまでの対応としては、県の財産と同様に、まずは県教委・県での新たな利活用を検討し、利活用の見通しがあれば、財産の所在市町で利活用を検討していただき、それもない場合には民間売却を検討しているところです。
○ 再編整備の跡地や利活用について、不登校特例校設置もよい。また、特別支援学校も現在、利用希望の生徒が増えているので田布施総合支援学校高等部のように、周南総合支援学校高等部というのもよいと思う。	
○ 選定されなかった校地はどのように利用していくのか。	
<b>【下松高校・華陵高校について】</b>	
○ 4クラス以上の学校でないといけないというのであれば、下松市の場合、6クラスあるという下松高校の定員を一クラス分華陵高校に移せば4学級となり、華陵高校のあの設備や広さの行き届いた立派な校舎を廃屋にしなくて済む。	○ 中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要であると考えています。
○ 子供の今後の人口を見ての計画だとは思いますが、下松市、周南市の子供の数はまだまだ十分な数であると考えます。さらに下松市は県下でも随一のマンモス校の末武中学校を抱えている。それでも学校の数を減らそうとする県教育委員会の考え方が腑に落ちない。	また、望ましい学校規模については、学校規模別の開設科目数、配置教員数や部活動数等を踏まえ、最大限の教育的効果が期待できるよう検討した上で、1学級当たりの生徒数を原則40人として、1学年4～8学級という基準をお示しし、この基準をもとに、現在の学校の状況だけでなく、今後の見通しも含めて対象校を検討したところです。
○ 下松市は年間約50棟の家屋が建築され、また出生率も1.78人と県内では一番高い。月に30人から50人の子供が生まれている。その子ども達が目標とする高校が無くなる事は子ども達の夢を奪うことになる。	両校ともに下松市外からも半数以上の入学がある中で、周南地域の中学校卒業生数は、令和8年3月の約2,100人から15年後には700人程度減少することが見込まれます。 今後、両校とも学校がさらに小規模化することが見込まれることから、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進め、活力ある教育活動の展開など、高校教育の質の確保・向上を図っていきます。

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 子どもの数が減っていることはもちろん理解するが、こういう地域から愛される華陵高校がなくなってしまうのは、地域の衰退にもつながりかねない。	○ 本県の中学校卒業生数は、令和8年3月の約11,200人から、昨年度生まれた子どもが中学校を卒業する15年後には約6,600人まで減少し、高校が小規模化することが見込まれています。
○ 子供の数が減ってきているので、再編やむなしのところはあるが、華陵高校の学校運営は、地域との連携や、地域の小学校、県内大学との連携など他の普通科高校とは一線を画し、特色もあり地域から愛されている。そんな学校が規模が小さいからという理由で再編の対象になるのは残念である。	高校が地域の活力にも影響を及ぼしていることは認識していますが、県教委としては、中学校卒業生数が継続的かつ急激に減少すると見込まれる中で、新しい時代に対応した学校づくりを今、積極的に進めなければ、これからの社会を担う人材の育成は困難になるとの強い危機感のもと、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るために、県立高校の再編整備を進める必要があると考えています。
○ 華陵高では、英語科を中心とした小学校へのリトルティーチャー派遣や、地域のお祭りへの参加など、地域と連携した取り組みが長年行われてきた。これらは生徒と地域の双方にとって貴重なものであり、校地移転によって失われることは大きな損失である。以上の理由から華陵高と下松高の統合後の校地を現下松高校地とする計画について、再検討を求める。	また、再編統合に当たっては、それぞれの学校がこれまで築き上げてきた伝統や、特色ある教育活動、部活動等を可能な限り継承・発展させるなど、特色ある学校づくりに努めていきます。
○ 華陵高校は、2度の甲子園出場、舞台芸術部や女子ハンドボール部の全国制覇等の実績から、1学年3クラスの小規模校が、競争力が弱いとは必ずしも言えない。	
○ 華陵高校は、地域に根差した、特色あるコンパクト・ハイスクール(県立高校)としての存続を求めたい。	
○ 華陵高校は開校から僅か39年。この特色ある地域貢献型の高校を廃校に追い込むなど今日迄学校経営というものをどういった理念をもって運営してきたのか。	
○ 華陵高校は2008年、選抜高校野球において21世紀枠に選ばれた。その枠は「困難な環境を克服したり、地域貢献や文武両道で模範を示したりする高校に与えられる特別な出場枠」とされている。全国高等学校野球連盟が認めている高校を廃校にするなどはあってはならない。	
○ ひとつの小さな町から高校が消える事への影響は計り知れない。まして花岡地域にとって華陵高校の存在は極めて大きい。	
○ 「第3期県立高校将来構想」で記載されている「県立高校のめざす方向」で示す01、02、03は何れも華陵高校は満たしており異を唱えられるに値しない。	
○ バブル期に子供の数が多く、多くの高校を県のお金を使い新設したが、華陵高校を約40年で廃校にして、ほとんどの学校を古い校舎に持っていくことの県民への説明が足りないのではないか。	○ 新高校の校地については、高校生の通学状況や通学の利便性、現有施設の状況などを総合的に勘案しながら検討した結果、現在の下松高校とすることとしました。
○ 校舎の不備(教室が足りない等)で新しく作った学校の校舎を新たに使用しないというのは、数十年前に県のお金を使って作った時に先見性が全くなかった県の責任ではないか。	
○ 下松と華陵の場合は、華陵の方がJRの駅に比較的近いので通学しやすいと思う。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>○ 下松の体育館は建て替えの時期が迫っているのではないかと。クラス数が華陵には不足しているため、華陵の中庭に教室を建てる方が現実的で税金の無駄遣いにならない。下松高校は住宅地の中にあり、入口も狭いことから、華陵の校舎を使用することが良い。</p>	<p>(前ページに掲載)</p>
<p>○ 華陵高は県内でも新しい学校であり、また、1学年5クラスに対応できる教室数も確保されており、統合後の生徒数増加にも十分対応可能と考える。将来を担う後輩たちには、可能な限り整った教育環境で学校生活を送ってほしい。日常の通学を考慮すると、華陵高校地の方が安全性・利便性の両面で優れている。</p>	
<p>○ 新しい学校に設置する英語科では、理系の国内外の大学にも進学できるような人材も育成できる学科にしてほしい。</p>	<p>○ 中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要と考えています。</p> <p>併せて、それぞれの学校がこれまで築き上げてきた伝統や、特色ある教育活動、部活動等を可能な限り継承・発展させるなど、特色ある学校づくりに努めていきます。</p> <p>また、本計画の策定後、当該高校等の意見を聴きながら、新高校における具体的な教育内容等について検討することとしています。</p>
<p>○ 華陵高校の英語科が存続したのは、セルハイ※など文科省の指定校になるなど、その指導スキルの向上をさせ、その成果を上げ生徒のレベルは高いものがあるからである。再編統合となるとしたらこの成果はどうなるか。</p> <p>※ 文部科学省事業「スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール (SELHi)」</p>	
<p>○ 下松高校と華陵高校の再編に伴い、岩徳線沿線から下松高校に通いやすくするために、生野屋駅から下松高校に自動運転バスを運行するとかはどうか。</p>	<p>○ これまで、生徒の通学の利便性の維持・向上を図るため、公共交通事業者等に対して、各地域や学校の状況に応じ、安全対策・運賃・運行ダイヤ・路線等に関する働きかけを行っています。</p> <p>実施計画の5ページの「5 その他」の項に記述しているように、今後も、公共交通事業者に対し、利便性の向上等が図られるよう働きかけを行います。</p>
<p>○ 2028年度までは新入生が入学する。その子どもが、どうせなくなる高校ということではなく、華陵で最後に学べてよかったと思えるような、充実した学校生活を送れるよう、支援していただきたい。</p>	<p>○ 再編統合の実施年度の前年度までに入学した生徒については、入学した高校の校舎で学び、卒業することとしており、生徒一人ひとりが進路実現に向けて、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、今後も、学校と県教委が連携して支援していきます。</p>
<p>○ なじみやすいので地域に受け入れられる可能性は大であろう。ただし、下松高校の卒業生にとって校歌がなくなるのは残念である。</p>	<p>○ 校歌等については、本計画策定後、関係者の御意見も聴きながら、検討していきます。</p>
<p>○ 再編後の華陵高校の活用方法が全く示されないのは何故か。</p>	<p>○ 本計画の策定後に、計画に沿って再編統合等を進めていくこととなります。</p> <p>再編統合で新高校の校地とならなかった高校の跡地については、これまでの対応としては、県の財産と同様に、まずは県教委・県での新たな利活用を検討し、利活用の見通しがなければ、財産の所在市町で利活用を検討していただき、それもない場合には民間売却を検討しているところです。</p>
<p>○ 廃校後の活用方法の良案はないが、チラシには下松のシンボル「星」と出ているようである。私は「星」と言えば天体観測、異常気象が浮かぶ。次世代若者が集えるように気象予報士養成学校を誘致し、またプラネタリウム施設を建設して頂きたいと思う所である。</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 華陵高校の廃校後、各公民館での色々な講座があるが、これらを統合して空き教室を講座利用し市民の憩いの場にする方法も検討してほしい。	(前ページに掲載)
<b>【豊浦高校・長府高校について】</b>	
○ 少子化の進行に伴う高校の統合についてはやむを得ないものと理解している。しかし、現在の豊浦高校の生徒数及び学級数は県教委が定めた統合対象となる基準を上回っており、豊浦高校の学校規模は今後も単独で存続できる水準にある。	○ 中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要であると考えています。 また、望ましい学校規模については、学校規模別の開設科目数、配置教員数や部活動数等を踏まえ、最大限の教育的効果が期待できるよう検討した上で、1学級当たりの生徒数を原則40人として、1学年4～8学級という基準をお示しし、この基準をもとに、現在の学校の状況だけでなく、今後の見通しも含めて対象校を検討したところです。 下関地域の中学校卒業生数は、令和8年3月の約2,000人から15年後には900人程度減少することが見込まれます。 今後、両校とも学校がさらに小規模化することが見込まれることから、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進め、活力ある教育活動の展開など、高校教育の質の確保・向上を図っていきます。
○ お互いの高校の魅力が更に高まるような高校ができるのではないかと期待している。	○ 中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要と考えています。
○ スポーツコースを設置してほしい。	併せて、それぞれの学校がこれまで築き上げてきた伝統や、特色ある教育活動、部活動等を可能な限り継承・発展させるなど、特色ある学校づくりに努めていきます。
○ 校地も現在の豊浦高校の校地が使用される計画となっているので、統合後の学校名についても引き続き豊浦高校と称していただくことを強く要望する。	また、本計画の策定後、当該高校等の意見を聴きながら、新高校における具体的な教育内容等について検討することとしています。
○ 統合後の学校名、校歌については県教委が独断で決定することなく、同窓会の意見を聴取する等、慎重に検討していただくことを切に願う。	○ 校名等については、本計画策定後、関係者の御意見も聴きながら、検討していきます。

意見の内容	意見に対する県の考え方
<b>【萩高校・萩商工高校について】</b>	
○ 萩高校と萩商工高校の統合案について、子供の数が減少していくのが明らかな中で、将来を見据えて選択と集中を行っていく、というのはやむなし。ただし、それは「選択と集中」であるからやむなしであって、「選択と削減」では困る。	○ 中学校卒業者数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要であると考えています。
○ 専門学科の独自性を失わせ、ひいては学校の独自性を失わせる愚策である。学習指導内容も全く異なるため、校務も含めて教員負担は増加し、精神的にも教員間の格差を生むことは明らかである。	○ また、望ましい学校規模については、学校規模別の開設科目数、配置教員数や部活動数等を踏まえ、最大限の教育的効果が期待できるよう検討した上で、1学級当たりの生徒数を原則40人として、1学年4～8学級という基準をお示しし、この基準をもとに、現在の学校の状況だけでなく、今後の見通しも含めて対象校を検討したところです。
○ 現在萩商工高校は商業2学科・工業2学科4コースだが、統合後は商業・工業とも各1学科になるのではないかと。その場合、商業は商業科2コースとすれば現行2学科は実質維持できるが、工業も1学科2コースとした場合、現行4コースのうちどれかは廃止となる。廃止となるコースを主体的に学びたいければ、結局他地区に出ていかざるを得ない。	○ 萩地域の中学校卒業者数は、令和8年3月の約530人から15年後には280人程度減少することが見込まれます。今後、両校とも学校がさらに小規模化することが見込まれることから、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進め、活力ある教育活動の展開など、高校教育の質の確保・向上を図っていきます。
○ 長北地区は他地区と比較して特に生徒の減少が激しい。生徒の人数あつての学校だと感じるため、令和12年度よりもできるだけ早く萩高と萩商工の合併を望む。	
○ 萩商工高校は、萩高校奈古分校を吸収合併して、商工農の「萩実業高校」とし、現在の校舎をそのまま活用する。	
○ 萩高校と、大津緑洋高校の大津校舎（旧大津高校）を合併し、長北地区の進学校として、当面は複数キャンパス制で運営する。	
○ 萩商工と萩高の統合が決まったようだが、校舎はなぜ萩高校へいくのか。	○ 新高校の校地については、高校生の通学状況や通学の利便性、現有施設の状況などを総合的に勘案しながら検討した結果、現在の萩高校とすることとしました。
○ 萩高校が萩商工高校に来た場合、萩高校をどう使うかの例を示す。1. 教育・文化の拠点としての活用。2. 産業・人材育成拠点。3. 地域福祉・交流の場として。4. 観光・国際交流の拠点として。5. 教育の伝統を残す象徴的な使い方。	
○ 築年数が新しく、市内中心部や駅、バスセンターからアクセスの良い萩商工の校舎ではなく、萩高校の校舎を使う明確な理由を教えてください。	
○ 萩商工には商業や工業の実習設備が完備されているため、わざわざ萩高校の校舎に移設してまで萩高校にこだわる必要はない。	
○ 萩商工の建物は、他の県立学校と比べても新しい方である。有効活用した方がよいのではないかと。	
○ 萩の場合、萩高周辺の道路が狭く、バスなどの大型車両が入りにくい。萩商工の方が便利だと思う。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 部活動においては、生徒が安全に活動できるように、萩高と萩商工の両方のグラウンドを使用できるようにお願いします。	○ 再編統合により設置する新高校の具体的な教育内容等については、必要となる施設・設備と併せて、本計画策定後に、当該高校等の意見を聴きながら検討していきます。
○ 工業棟を新設する予定ということであるが、その立地はどこを予定しているのか。	
○ 現校舎の一部を改装あるいは解体新築する場合、その間の代替校舎が必要になるだろうし、工期的にも厳しいのではないか。	
○ 今後残っていく基幹校には、しっかりと施設・設備更新を含めた予算と人員を配置して、本当に特色や強みがつくれるように、もし条例が足かせになっているのであれば、その改正も含めて検討されたい。	○ 中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要と考えています。
○ 県北部の建築系学科は、萩商工高校 建築・電子科の30人（令和7年度入学定員）が全てである。再編統合にあたって定員の維持をお願いしたい。また、学科再編にあたっては生徒数の減少のみに対応するのではなく、子供の進路選択の多様性を確保するため学科数の維持が必要である。	併せて、それぞれの学校がこれまで築き上げてきた伝統や、特色ある教育活動、部活動等を可能な限り継承・発展させるなど、特色ある学校づくりに努めていきます。 また、本計画の策定後、当該高校等の意見を聴きながら、新高校における具体的な教育内容等について検討することとしていますが、普通科と工業科を併せもつ新高校の魅力化等に関する御意見を参考に、実施計画の4ページに「4 新しい時代に対応した学校づくりに向けて」の項を追加し、高校の魅力を高めるに当たっての考え方について記述しました。 各県立学校の入学定員については、中学校卒業見込者数の増減、中学生の進路希望、志願・入学状況、地域の実情、高校生の進路状況等を踏まえて年度ごとに策定しています。
○ 周防大島高校では、寄宿舎整備のための設計費用が補正予算に計上されるようだが、他の高校においても、将来の拠点校を設定したうえで、寄宿舎を新設・改修するなどして、他地区からの受入れ体制を主体的に整備していてもよいのではないか。	○ 令和7年11月県議会で議決された補正予算には、周防大島高校の寄宿舎整備の経費が盛り込まれていましたが、これは、令和8年度の山口県立大学附属周防大島高校の開設に合わせた公立大学法人山口県立大学の取組です。
○ 萩など少子化が進んでいるところは、寄宿舎を整備したら周防大島高のように他県の生徒の入学も受け入れられるのではないか。	県教委では、県立高校の再編整備に当たって、大学等への進学に重点を置く取組や、高度な専門性をもった産業人材を育成する取組の充実などを推進するための拠点的な役割をもつ学校を、中規模の都市が県内各地に点在するという分散型都市構造にある本県の特性も考慮してバランスよく配置することとしており、できるだけ身近な地域に生徒が行きたいと思うような学校があるよう努めているところです。 こうした状況に加え、県立高校における全国募集については、県内の生徒の入学への影響が懸念されることから、新たに寄宿舎を整備することは今のところ検討していません。

意見の内容	意見に対する県の考え方
<b>【新南陽高校・南陽工業高校について】</b>	
○ 両校の統合計画には賛成である。	○ 中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要であると考えています。 また、望ましい学校規模については、学校規模別の開設科目数、配置教員数や部活動数等を踏まえ、最大限の教育的効果が期待できるよう検討した上で、1学級当たりの生徒数を原則40人として、1学年4～8学級という基準をお示しし、この基準をもとに、現在の学校の状況だけでなく、今後の見通しも含めて対象校を検討したところです。 なお、再編統合による新高校の設置に当たっては、両校がこれまで築き上げてきた伝統や特色ある教育活動、部活動等を可能な限り継承・発展させるよう努めるとともに、教科等横断的な学びや、他者と協働した探究活動の充実など、学科間の連携による教育活動についても推進していく考えです。
○ 普通科高校と工業高校を再編統合することで、従来の工業高校のイメージを一新した県外にもあるような就職も進学もどちらもできる学校になることに期待している。	
○ 野球を始めた小学生が南陽工で甲子園に行きたいと夢見て日々の練習を頑張っている。その夢を奪わないで欲しい。	
○ 新南陽高等学校は現在も4クラスを維持しており、地域から一定の支持を得ている学校である。少子化が進んでいるとはいえ、現時点で急いで再編の対象とすべき状況とは言えない。	
○ 新南陽高校は現時点で1学年4学級を有しており、再編対象基準には該当しない。現在十分な規模を持つ学校を将来予測のみで統廃合し、学びの選択肢を損なうことには反対である。	
○ 工業高校と普通高校の合併の意味がわからない。新南陽高校は、徳山高校と合併されるのが良い。	
○ 工業高校と普通高校の合併は、地域社会や卒業生、在校生にとってメリットよりもリスクが大きいのと考える。工業高校の教育の特色と地域企業とのネットワークを守るためにも、合併ではなく、別の施策で少子化や学校経営の課題に対応すべきである。合併するならば、普通高校同士とするべきである。	
○ 南工と新南陽高校の統合の根拠は、両校の距離が近いとしか考えてないのではないかと。	
○ 徳山高校と新南陽高校が統合し、徳山高校に集約するというならまだしも、新南陽高校と南陽工業高校という何ら接点もない高校同士の合併などありえない。	
○ 再編統合が必要であるならば、同じ周南市内において、「普通科高校同士（新南陽高校と徳山高校）」、「実業高校同士（南陽工業高校と徳山商工高校）」といった、教育内容や進路が共通する学校同士での再編を検討すべきである。	
○ 南陽工業高校は地域産業界にとって重要な人材育成の拠点である。普通科との機械的な混在ではなく、工業教育そのものを強化する方向性こそが望ましい。	
○ 特定の二校間での統合に留まらず、周辺の工業系高校も含めた広域的な見直しを行い、工業高校としてのブランドと専門性をどう維持するか、慎重な再検討を求める。	
○ 新南陽高校と南陽工業高校について、普通科と工業科なので水と油の関係のようでなじみにくい。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>○ 新南陽高校が統合され、現場所になくなることを知り大変ショックを受けている。生徒の数が減り統合することも必要かもしれないが、人口減少や高齢化が進む中、あの手この手と知恵を働かせ地域の魅力と活性化を進める我々としては、若い人の声や、関わり合いがなくなることは、地域の大損失である。地域から火が消えたようになり地域の衰退に繋がる。地域の活性化のためにも、残してほしい。</p>	<p>○ 本県の中学校卒業生数は、令和8年3月の約11,200人から、昨年度生まれた子どもが中学校を卒業する15年後には約6,600人まで減少し、高校が小規模化することが見込まれています。</p> <p>高校が地域の活力にも影響を及ぼしていることは認識していますが、県教委としては、中学校卒業生数が継続的かつ急激に減少すると見込まれる中で、新しい時代に対応した学校づくりを今、積極的に進めなければ、これからの社会を担う人材の育成は困難になるとの強い危機感のもと、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るために、県立高校の再編整備を進める必要があると考えています。</p>
<p>○ 県では中山間地域の振興を進めていることかと思うが、持続可能な地域をつくるということからすると逆行しており、過疎化を急速に進展させることにもなる。</p>	
<p>○ 新南陽高校ではコミュニティ・スクールが始まる前から周辺地域と連携してイベントなどを行い、地域と共に学校づくり、地域づくりが進められている。県では「地域教育力日本一」の取組を推進しているが、この地域との連携を切り離す方向性で果たして地域教育力を日本一にすることができるのか。</p>	
<p>○ 統合校の校地を選定する際には、単に既存施設の活用という視点だけでなく、「毎日通う子どもの安全」「保護者が安心して送り出せる環境」という視点を最優先に考えていただきたいと強く願う。</p>	<p>○ 新高校の校地については、高校生の通学状況や通学の利便性、現有施設の状況などを総合的に勘案しながら検討した結果、現在の南陽工業高校とすることとしました。</p>
<p>○ アクセス、利便性、まちづくりの観点から新南陽の中心地に近い新南陽高校の方が良い。</p>	
<p>○ 新南陽駅周辺の環境に対し、計画地最寄りの福川駅周辺は人通りが少なく、寂しい環境にある。生徒の安全よりも既存施設の活用を優先したかのような選定には、再考の余地がある。</p>	
<p>○ 新南陽高校が地域の安全安心の要となっている現状がある中で、災害リスクの高い場所へと生徒を集約させる計画は、教育行政の判断として合理性に欠けるのではないか。</p>	
<p>○ 南海トラフを想定した避難場所として重要な防災拠点でもあり、面積も南陽工業高校より広い、安全・安心な新南陽高校が高校教育の適地と思われる。</p>	
<p>○ 鹿野方面等からのバス通学にも懸念がある。現在は「新南陽高校前」への直通便があるが、統合後は「新南陽駅」でバスから電車へ乗り換え、さらに徒歩移動が必要となる。時間的・経済的負担が増大することへの配慮や調整が不十分なままの校地選定には、慎重な検討が求められる。</p>	
<p>○ 鹿野の場合、校地が南陽工業高校へなることは、通学時間や通学費用の負担が増大することにより中山間地域に住む子どもたちの教育機会を著しく減少させることになる。</p>	
<p>○ そもそも1学年3学級以下の学校の再編統合が基本であるならば、再編統合の必要のない新南陽高校へ編入するのが普通ではないか。</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 説明会で南陽工業高校の施設と設備が老朽化していると聞いたので、いずれ更新するのであれば新南陽高校に新設してはどうか。	(前ページに掲載)
○ 南陽工業高校の実習棟等は老朽化が進んでいる。稼働中の敷地内での工事や改修の困難さを考慮すれば、十分な敷地を有する新南陽高校に現代のニーズに合った新施設を建設する方が、長期的にはコストパフォーマンスや教育環境の質の面で合理的ではないか。	
○ 人口減少だからこそ少ない地域の子どもも大切に、地域を大切に、人と人とのつながりを大切に将来を担う子どもたちを安全・安心に育てていくという使命をどうするのかということを高校再編では問われていると思う。その使命を果たすためには、新南陽高校と南陽工業高校の再編整備では、校地は新南陽高校が適地である。	
○ 南陽工業高校を校地とする場合と新南陽高校を校地とする場合のコスト差がどの程度か気になる。	○ 再編整備については、高校教育の質の確保・向上を図るため、「第3期県立高校将来構想」の方向性に沿って進めているものであり、コスト差がどの程度かお示しできるものではありません。
○ 施設面においては、老朽化した専門学科の実習棟をそのまま流用することなく、この再編を機に時代に即した最新の実習施設へと刷新することを求める。	○ 再編統合により設置する新高校の具体的な教育内容等については、必要となる施設・設備と併せて、本計画策定後に、当該高校等の意見を聴きながら検討していきます。
○ 再編統合を行う場合には、学科の特性に応じて校舎を分けて運営する校舎制を採用し、それぞれの教育環境を十分に確保することが必要である。	○ 県教委としては、再編統合により新設される学校は、生徒全員が同じ敷地の校舎で学ぶことで、日頃から生徒同士が交流できる場を作りたいと考えています。
○ 新南陽高校が持つ「防災拠点」としての機能や、優れた教育環境・公共施設としての価値を維持するため、統合後も新高校の普通科校舎として新南陽校舎を活用する「恒久的な校舎制」の導入を要望する。	また、距離に関わらず、授業や学校行事等の教員・生徒の移動が負担となる課題等があるため、キャンパス制は考えていません。
○ もし、恒久的な二校舎体制の維持が困難であるならば、せめて統合に伴う激変緩和措置として、「期間を限定した校舎制」の導入を強く求める。これは、新南陽高校の生徒の教育環境を守るための「最後の砦」であり、譲れない一線である。	新高校の校地とならない高校においては、再編統合の実施年度の前年度までに入学した生徒については、当該高校の校舎で学び、卒業することとしており、生徒一人ひとりが進路実現に向けて、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、今後も、学校と県教委が連携して支援していきます。
○ 統合後数年間は、現在の新南陽高校校舎を「新設校・新南陽キャンパス」として活用していただきたい。	
○ 鹿野方面をはじめとする交通不便地域からの通学に配慮し、通学時間帯における直通便の確保や路線の見直しを、バス事業者へ強く働きかけていただきたい。	○ これまで、生徒の通学の利便性の維持・向上を図るため、公共交通事業者等に対して、各地域や学校の状況に応じ、運賃・運行ダイヤ・路線等に関する働きかけを行っています。実施計画の5ページの「5 その他」の項に記述しているように、今後も、公共交通事業者に対し、利便性の向上等が図られるよう働きかけを行っていきます。

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>○ 大学受験を見据えて9月に行事を終える普通科と、就職活動を優先し10月以降に行事を行う工業科では、スケジュールの共存は困難である。これらを性急に融合させることは、双方の専門性を希薄化させ、教育の質を低下させる懸念がある。</p>	<p>○ 中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要と考えています。</p>
<p>○ 新南陽高校は、周南公立大学との高大連携や独自の探究学習「SGU」、地域協働の「新高マナビ場」など、地域課題解決型の教育を実践している。地域に根差した「中規模普通科校」としての役割は、教育バランスを保つ上で不可欠である。この独自の機能を統合によって損なうことがないよう、配慮を求める。</p>	<p>併せて、それぞれの学校がこれまで築き上げてきた伝統や、特色ある教育活動、部活動等を可能な限り継承・発展させるなど、特色ある学校づくりに努めていきます。</p>
<p>○ 単に普通科と工業科を併置しただけでは、魅力ある学校とはなり得ない。周辺には多くの普通科・工業科高校が存在する中で、他校と差別化し、「選ばれる学校」とするための明確なビジョンが必要である。</p>	<p>また、本計画の策定後、当該高校等の意見を聴きながら、新高校における具体的な教育内容等について検討することとしていますが、普通科と工業科を併せもつ新高校の魅力化等に関する御意見を参考に、実施計画の4ページに「4 新しい時代に対応した学校づくりに向けて」の項を追加し、高校の魅力を高めるに当たっての考え方について記述しました。</p>
<p>○ 将来地元での活躍を志す生徒や保護者に選ばれる学校となるよう、南陽工業高校の産業界とのパイプ、新南陽高校の地域密着型探究学習など、両校の強みを活かした独自の教育課程を編成し、広く発信してほしい。</p>	
<p>○ 南陽工業高校の校訓「進取・剛健」を、校章・校歌・行事・教育課程に具体的に位置付けること。</p>	
<p>○ 学科の維持・拡充：機械科・電気科・工業化学科を中核として、計装・メンテナンス・安全衛生・品質管理・環境対応・DX等のモジュール科目を強化すること。設備更新と連携：PLC/DCS実習装置、溶接・工作機械、化学分析・環境測定機器などの更新と、地元企業による講師派遣・インターン・デュアルシステムの導入。キャリア教育の体系化：企業が求める現場基礎と国家資格（危険物、電気工事士、計装士等）取得支援の強化。地域連携の見える化：主要企業との連携協定を文書化し、公開することで地域の安心と生徒募集の訴求につなげる。</p>	
<p>○ どちらの校地になったとしても、新しい校名はシンプルに「新南陽高校」が良い。</p>	<p>○ 校名等については、本計画策定後、関係者の御意見も聴きながら、検討していきます。</p>
<p>○ 「南陽工業高等学校」のブランドは県内外の多くの企業に信頼され周知されていることから、学校統合後もこの伝統を継承するため、校名である『南陽工業高等学校』と、物作りの根幹となる機械、化学、電気科を残し、校訓『進取・剛健』を新校の理念に取り入れることを強く要望する。</p>	
<p>○ 校名に「南陽」および「工業」を残すことで、地域住民・企業のアイデンティティと教育目的が明確化される。</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>○ 新南陽高校の校地は、高台に位置する防災拠点として、また地域コミュニティの核として極めて優れた立地にある。統合後、校舎が放置され荒廃するような事態は、卒業生や地域住民として到底容認できない。特定の企業への払い下げではなく、地域が有効に活用できる公共施設として存続させていただきたい。</p> <p>○ 現在、新南陽高校のPTA OB 会（芝桜部）が行っている植栽・管理活動等が継続できるよう、地域に開かれた場所としての配慮をお願いする。</p>	<p>○ 本計画の策定後に、計画に沿って再編統合等を進めていくこととなります。</p> <p>再編統合で新高校の校地とならなかった高校の跡地については、これまでの対応としては、県の財産と同様に、まずは県教委・県での新たな利活用を検討し、利活用の見通しがなければ、財産の所在市町で利活用を検討していただき、それもない場合には民間売却を検討しているところです。</p>
<b>【宇部工業高校・小野田工業高校について】</b>	
<p>○ どちらの学校も定員割れをしていないため統合を急ぐ必要性を感じない。</p>	<p>○ 中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要であると考えています。</p>
<p>○ 特に小野田地区の高校存続を強く求める。</p>	<p>また、望ましい学校規模については、学校規模別の開設科目数、配置教員数や部活動数等を踏まえ、最大限の教育的効果が期待できるよう検討した上で、1学級当たりの生徒数を原則40人として、1学年4～8学級という基準をお示しし、この基準をもとに、現在の学校の状況だけでなく、今後の見通しも含めて対象校を検討したところです。</p>
<p>○ 小野田工業高校と宇部工業高校を統合し、大規模拠点校を作るという計画に強く反対し、白紙撤回を求める。</p>	<p>宇部市・山陽小野田市・美祢市からなる厚狭地域の中学校卒業生数は、令和8年3月の約2,000人から15年後には800人程度減少することが見込まれます。</p>
<p>○ 学校が減ることは、子どもたちが「地元の慣れ親しんだ環境で学びたい」という基本的な希望を奪うことになる。</p>	<p>今後、両校とも学校がさらに小規模化することが見込まれることから、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進め、活力ある教育活動の展開など、高校教育の質の確保・向上を図っていきます。</p>
<p>○ この計画では生徒のためのものとは到底思えない。教育行政の効率化のために、生徒の安全な通学環境や地域の未来を犠牲にすることは断じて容認できない。小野田工業高校と宇部工業高校の統合案を撤廃し、それぞれの地域で特色ある教育を維持・発展させる道を再考することを強く求める。</p>	
<p>○ 今、山口県が取り組むべきは、学校を減らす「整理」ではなく、少人数教育の充実による「価値の創造」である。本統合計画を直ちに撤回し、地域・保護者・生徒が一体となって歩める小野田工業高校・宇部工業高校の存続を強く求める。</p>	
<p>○ 確かに小野田工業高校の敷地面積は狭く、校舎も同様に収容人数は多くないだろう。しかし、それは現在の小野田工業高校の生徒数を考えると問題無いはず。宇部工業高校と統合して問題が発生するのであれば、統合しなければいい。</p>	
<p>○ 小野田工業高校と宇部工業高校の統合計画に断固反対する。少子化を口実にした「数の論理」による統廃合は、教育の質を低下させ、地域を衰退させる短絡的な策である。</p>	
<p>○ 小野田工業高校を宇部工業高校に吸収することで生徒数を増やし、新しい校舎を建てる口実にしようとしているようにしか見えない。</p>	
<p>○ 通学時間の長時間化は、睡眠時間の減少や学習時間の不足を招くだけでなく、部活動や資格取得に向けた放課後の活動を著しく制限する。特に工業高校生は実習や検定試験が多く、長距離通学は心身の疲弊に直結する。</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 学校が遠隔地になることは、保護者が教育活動に関与する機会を著しく奪うものである。学校行事への参加困難、三者懇談・緊急時の対応、家庭と学校の連携不足。	(前ページに掲載)
○ 「身近な市内に希望に合う公立高校がある」ということは中学生にとって非常に望ましい環境である。それを無くすなど言語道断と言う他ない。	
○ 小野田工業高校は地元の製造業・基幹産業を支える人材供給源である。学校が消えることで地元企業への就職の流れが遮断され、将来的な若者の市外流出（人口減少）を加速させる。	
○ 県は「切磋琢磨」や「集団の活性化」を掲げているが、以下の懸念を無視している。埋没する生徒の増加、「挑戦」の機会の減少、工業教育の特殊性。	
○ 宇部工業高校の生徒数を一定数以上にするのであれば、宇部商業高校との統合で宇部商業工業高校にすればいい。	
○ 拠点校化による大規模化は、一見設備が充実するよう見えるが、一人ひとりの生徒に対するきめ細やかな指導（工業高校特有の個別実習指導など）が希薄になる恐れがある。小規模であっても地域に根差した教育こそが、多様な人材育成には不可欠である。	○ 本県の中学校卒業生数は、令和8年3月の約11,200人から、昨年度生まれた子どもが中学校を卒業する15年後には約6,600人まで減少し、高校が小規模化することが見込まれています。 高校が地域の活力にも影響を及ぼしていることは認識していますが、県教委としては、中学校卒業生数が継続的かつ急激に減少すると見込まれる中で、新しい時代に対応した学校づくりを今、積極的に進めなければ、これからの社会を担う人材の育成は困難になるとの強い危機感のもと、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るために、県立高校の再編整備を進める必要があると考えています。
○ 学校は地域のコミュニティの核であり、その消滅は山陽小野田地区の地盤沈下を招く致命的な決定である。	
○ 小野田工業がなくなることは、山陽小野田市の保護者にとって「地元の学校」という意識を失わせる。PTA活動や地域ボランティアなど、これまで維持されてきた学校と地域社会との絆が断ち切られ、保護者の孤立化を招く要因となる。	
○ 工業高校が市から消えることは、山陽小野田市の衰退に拍車をかけることになりかねない。	
○ 築年数が新しい小野田工業の校舎ではなく、宇部工業の校舎を使う明確な理由を教えてください。	○ 新高校の校地については、高校生の通学状況や通学の利便性、現有施設の状況などを総合的に勘案しながら検討した結果、現在の宇部工業高校とすることとしました。
○ 宇部工業高校に比べ、小野田工業高校の校舎は新しい。生徒数の減少にともない統合することは避けられないとしても、新しい校舎である小野田工業高校に統合することが筋である。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>○ 宇部工業高校に建築系学科を新たに設置されることに大きな期待をする。</p> <p>○ 様々な領域の学科を設置し、最先端の校舎や実習棟を建設することで、全国トップクラスの学習環境の工業高校になることに期待している。</p>	<p>○ 中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要と考えています。</p> <p>併せて、それぞれの学校がこれまで築き上げてきた伝統や、特色ある教育活動、部活動等を可能な限り継承・発展させるなど、特色ある学校づくりに努めていきます。</p> <p>また、本計画の策定後、当該高校等の意見を聴きながら、新高校における具体的な教育内容等について検討することとしていますが、新たな工業高校への御期待に関する御意見を参考に、実施計画の4ページに「4 新しい時代に対応した学校づくりに向けて」の項を追加し、産業界のニーズに対応した新しい教育等の検討について記述しました。</p>
<p>○ 工業高校は部活動も盛んであることを考えると、必ずしも帰宅する際にバスや電車があるとは限らない。通学・帰宅のことを考えると、各自が自転車で30分くらいで通える範囲に学校があることが、子どもたちの健全な成長には望ましい。</p>	<p>○ これまで、生徒の通学の利便性の維持・向上を図るため、公共交通事業者等に対して、各地域や学校の状況に応じ、運賃・運行ダイヤ・路線等に関する働きかけを行っています。</p> <p>実施計画の5ページの「5 その他」の項に記述しているように、今後も、公共交通事業者に対し、利便性の向上等が図られるよう働きかけを行います。</p>
<p>○ 万が一宇部工業高校に吸収することが決定した場合、小野田工業高校の建物、敷地はどのように有効活用するのか。</p>	<p>○ 本計画の策定後に、計画に沿って再編統合等を進めていくこととなります。</p> <p>再編統合で新高校の校地とならなかった高校の跡地については、これまでの対応としては、県の財産と同様に、まずは県教委・県での新たな利活用を検討し、利活用の見通しがなければ、財産の所在市町で利活用を検討していただき、それもない場合には民間売却を検討しているところです。</p>

意見の内容	意見に対する県の考え方
<b>【岩国総合高校・岩国商業高校について】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内の高校生が減る中、学習する環境や充実した学生生活をおくる為には、ある程度の生徒数が必要なため、合併はやむ無しと考える。</li> <li>○ 少子化で仕方がないことと頭では理解しているが、寂しい限りである。</li> <li>○ 岩国に岩国商業、岩国工業を残してほしい。</li> <li>○ 岩国総合と岩国商業では全く違う校風と伝統があり、一緒にするには無理がある。</li> <li>○ 少子化の影響で仕方がないこととは思いますが、一緒にするのではなく縮小することで子供達に選択肢を残してあげて欲しい。</li> <li>○ 個性や特徴が違うものが一緒になっても新しい化学反応は生まれても、普遍的なものが失われてしまうような気がする。それをふまえて、私は統合に反対である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要であると考えています。</li> <li>また、望ましい学校規模については、学校規模別の開設科目数、配置教員数や部活動数等を踏まえ、最大限の教育的効果が期待できるよう検討した上で、1学級当たりの生徒数を原則40人として、1学年4～8学級という基準をお示しし、この基準をもとに、対象校を検討したところです。</li> <li>岩国地域の中学校卒業生数は、令和8年3月の約1,100人から15年後には450人程度減少することが見込まれます。</li> <li>今後、両校とも学校がさらに小規模化することが見込まれることから、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進め、活力ある教育活動の展開など、高校教育の質の確保・向上を図っていきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校地は、岩国商業高校の後を使うとのことだが、岩国総合高校の方が新しい校舎だということも踏まえてご一考いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新高校の校地については、高校生の通学状況や通学の利便性、現有施設の状況などを総合的に勘案しながら検討した結果、現在の岩国商業高校とすることとしました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岩国商業高校は、100年以上続く伝統校、岩国総合高校は、合わせて50年の若い学校だが、“特色ある学校づくりを推進する新高校を設置する”ということであれば、それぞれのいいところ取りをしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学校卒業生数の継続的かつ急激な減少が見込まれる中、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図るためには、望ましい学校規模の確保をめざした再編整備を進めることが必要と考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後再々合併にならないよう、岩国に若者が定着する教育環境を作って頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>併せて、それぞれの学校がこれまで築き上げてきた伝統や、特色ある教育活動、部活動等を可能な限り継承・発展させるなど、特色ある学校づくりに努めていきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最先端の技術、資格を学べたり、校舎を建て替えたり、5年制のクラスを作り大学と同じぐらいの価値をもたせたり、とにかく少子化の今、若者の流出を食い止める拠点になれば良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、本計画の策定後、当該高校等の意見を聴きながら、新高校における具体的な教育内容等について検討することとしています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでのOB・OGも引き続き愛着を持ち、これから入学してくるであろう生徒たちも現在のそれぞれの高校の先輩たちを誇りに持てる高等学校にしてほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岩国商業高校の文化や伝統は引き継いでもらいたい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再編により商業高校が統合されることで、地域との繋がりが無くなってしまったり専門的な商業教育や、文武両道の教育環境が失われることを強く懸念している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私達、地域住民も岩国商業高校がある安心感、『岩国商業高校の生徒さんなら間違いない』という気持ちがある。地域から信頼される高校の良き伝統を是非残してあげてほしい。</li> </ul>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 普通高校では味わえない実業高校の良さをご理解頂き、実業高校の存続を願う。子供達の選択肢の中に実業高校を残していただけたらと思う。	(前ページに掲載)
○ 諸般の事情はいろいろとあると察するが、何とぞ岩国商業高等学校が存続できるよう願います。	
○ 岩国商業高校の生徒は会社では即戦力として期待できる。躰もきちんとされており、素晴らしい教育がなされていると推察する。この学校を無くさないで頂きたい。	
○ 岩国商業高等学校の名を残し“さらなる特色ある学校づくりを推進する”ということを実業高校にして普通科・商業科・IT関係等、様々な他の学校にないような特徴的な学科のある高校にすれば全国でも珍しく話題性のある学校となる。	
○ 商業高校、総合高校の両校で、校地や校名を自らの母校のほうで残して欲しいという気持ちは強い願いであると思うが、両校で対立構造が生まれることは、地域にとって良くないことであるので、公平公正に考えて頂きたい。	○ 新高校の校地については、高校生の通学状況や通学の利便性、現有施設の状況などを総合的に勘案して検討したものです。
○ 校名、校章、校歌等についても一般公募するなりして刷新し再スタートを切っていただきたい。	また、校名等については、本計画策定後、関係者の御意見も聴きながら、検討していきます。
○ 岩国総合高等学校と岩国商業高等学校の統合について、統合される高校名はそれぞれの高校名「総合」と「商業」がついてほしい。また、校章や校歌もどちらかの校章を引き継ぐのではなく、それぞれのものを合わせ、継承して新しく作成してほしい。	
○ 再編計画に特に反対という意見ではないが、名前や、校歌がなくなることはとても寂しい気持ちになる。	
○ 総合高等学校の良きところを、受け入れつつも、岩国商業高等学校の名前は残して頂き、在校生や卒業生が、これからも、校名に恥じず、校風を大切に、活躍していき、社会に貢献していけるよう、お願いしたい。	
○ 岩国商業高校の名前を残していただきたい。	
○ 岩国商業高校が果たしてきた役割は、他校では代替できないものである。是非とも校名や校地を存続していただきたい。	
○ 岩国商業高校の名前を残してほしい。	
○ やはり再編という道を選ぶしかないのであろうか、今のまま何か道があればそちらを選択してもらえれば大変嬉しく思う。特に学校名の岩国商業高等学校という名前は残して欲しい。	
○ 歴史と伝統のある「岩国商業高校」の名前を残して欲しい。商業高校という名称の高校に普通科がある事に違和感はない。	
○ 統合後の学校の名称に『岩国商業』の名前を残してほしい。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ これまでの岩国商業の実績や同窓生の学校に対する想いを踏みにじる事のない様、岩国商業の名は決して変えないでほしい。	(前ページに掲載)
○ 学校名を変更するだけで莫大な費用が掛かるのではないか。費用が掛かるのであれば、今まで通りの校章・校歌・校舎等を使用すれば、費用の削減にも繋がるのではないか。	
○ 岩国市にとっての今後の課題解決のために、山口県と岩国市とで共同して跡地の活用を十分に協議して欲しい。	○ 本計画の策定後に、計画に沿って再編統合等を進めていくことになります。 再編統合で新高校の校地とならなかった高校の跡地については、これまでの対応としては、県の財産と同様に、まずは県教委・県での新たな利活用を検討し、利活用の見通しがなければ、財産の所在市町で利活用を検討していただき、それもない場合には民間売却を検討しているところです。
<b>【下関西高校・下関南高校について】</b>	
○ 下関西は、校舎が迷路のような感じなので、下関南の方が使いやすいのではないか。	○ 新高校の校地については、高校生の通学状況や通学の利便性、現有施設の状況などを総合的に勘案することとしています。 併せて、現在の下関西高校では、附属中学校を令和8年度に開校することとしており、これに伴う施設・設備の整備も進めている点も含めて検討を行い、新高校の校地を下関西高校としたところです。
<b>【萩高校奈古分校について】</b>	
○ 奈古分校に関しては、中学時代に不登校であった生徒が、高校で登校するようになり、卒業していくという実績もあり、その地域とのかかわりも深く、教育機関として存在するだけでなく、その地域の活性化に貢献している。こうした特色を活かし、例えば他県からも、不登校の問題を抱える生徒を受け入れる等、積極的な生徒募集を行う事は出来ないのか。	○ 今後においても、中学校卒業生数が継続的かつ急激に減少することが見込まれる中、学校規模が小さい分校においては、多様で柔軟な教育課程の編成による選択幅の広い教育や、学校行事、部活動等において、活力ある教育活動を展開していくことが困難になっていくと予想されます。 こうしたことから、全日制課程を置く分校については、地元の中学生の志願・入学状況や、今後の入学見込み者数を勘案した上で募集停止を検討することとしています。 奈古分校については、地元の阿武町立中学校だけでなく、近隣の旧市町村における中学校からの入学状況等も見えていく必要があると考えています。 なお、不登校児童生徒の受け入れ等に関する御意見を参考に、実施計画の4ページに「4 新しい時代に対応した学校づくりに向けて」の項を追加し、不登校児童生徒の増加等を踏まえた、生徒の教育的ニーズに応じた支援体制等の検討について記述しました。

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>○ 奈古分校は、萩商工高校の分校もしくは校地（農業実習場）とする。</p> <p>○ 奈古分校は、もともと奈古高校であり、校舎や関連施設もあり、改修して学生寮として活用すれば、他県からの生徒も受け入れできるのではないか。</p>	<p>○ 今後においても、中学校卒業生数が継続的かつ急激に減少することが見込まれる中、学校規模が小さい分校においては、多様で柔軟な教育課程の編成による選択幅の広い教育や、学校行事、部活動等において、活力ある教育活動を展開していくことが困難になっていくと予想されます。</p> <p>こうしたことから、全日制課程を置く分校については、地元の中学生の志願・入学状況や、今後の入学見込み者数を勘案した上で、募集停止を検討することとしています。</p>
<b>イ 学科改編</b>	
<p>○ 特色づくりで示した学科やコースはあくまでも素案、すなわち提案であり、決して学校への押し付けであってはならない。この提案を当該校が検討し、どのような教育課程をつくっていくのか、当該校がしっかりと議論することが保障されなければならない。なぜなら、生徒・保護者や地域、進学先や就職先に日々接しているのは学校であり教職員だからである。そうでなければ学校の教育課程編成権は画餅にすぎない。学校は単なる「人材」育成の場にしてはいけない。</p>	<p>○ 各学校における具体的な教育内容等については、本計画策定後、当該高校等の意見を聴きながら検討を進め、特色ある学校づくりに努めていきます。</p>
<p>○ 総合学科について、中途半端な学科だという意見がある。元校長をはじめ関係の先生方からの本音である。そのとおりだと思う。「帯に短し褌に長し」のイメージである。</p>	<p>○ 総合学科設置校では、様々な分野の科目を広く学ぶことができる反面、特定の分野を深く学ぶことは難しいという特徴があると認識しています。</p> <p>総合学科については、今後、生徒の学習ニーズや高校卒業後の進路状況等を踏まえ、より活力ある教育活動が展開できるよう、学科の在り方について検討します。</p>

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p><b>■ 未来デザイン科（仮称）の設置</b></p>	
<p>○ なくなってしまうと教育の空白地域ができるであろう、高森高校、美祢青嶺高校、下関北高校の3校に対して、3学級以下の規模でありながら、未来デザイン科という特色を出して存続させようとしている県教委の意気込みを感じた。</p>	<p>○ 普通教育を主とする学科は、文部科学省による令和4年度の高等学校設置基準の改正により、これまでの「普通科」という名称以外の特色・魅力ある教育内容を表現する名称を学科名とすることが可能となりました。</p>
<p>○ 是非、1校ごとが単独で教育活動を行うのではなく、未来デザイン科を設置した高校が互いに連携した素晴らしい教育活動を実践してほしい。</p>	<p>未来デザイン科（仮称）においては、従来の、主に大学等への進学に向けた普通教育は残しながら、県内大学や地元企業等と連携・協働し、地域・社会の課題解決に関する学習を行うなど山口県の地域・社会に貢献できる人材の育成という方向性を加え、進学だけでなく県内での就職も含めて進路実現に向けた教育を行う学科とすることを考えています。</p>
<p>○ 学科名を改称するだけでは看板の掛け替えに過ぎないが、実質的な変革に基づく名称変更であれば、このような名称をもつことも悪くはない。</p>	<p>また、各学校における具体的な教育内容等については、本計画策定後、当該高校等の意見を聴きながら検討を進め、特色ある学校づくりに努めていきます。</p>
<p>○ 小規模校ながら多様な未来デザインを描けるよう、特色ある科目を備えたコースや系列について、その内容・構成を研究し、設置に際しては、入試時にもこれを明示して希望者を募り選抜すべきである。</p>	<p>未来デザイン科（仮称）を設置した学校間の連携に関する御意見を参考に、実施計画の4ページに「4 新しい時代に対応した学校づくりに向けて」の項を追加し、学校間連携による多様な学びの確保等の検討について記述しました。</p>
<p>○ 「未来デザイン」などという、意味不明でどんなものか具体的に示されないままに、中途半端なコースを設定することには反対である。</p>	
<p>○ 未来デザイン科とは何か、具体的に説明していただきたい。既存の普通科とは何が違うのか。専門学科だとすれば、その専門科目にはどのようなものがあるのか。学科の学習内容や誰がそれを教えるのかなどを、イメージだけでなく、具体的に説明していただきたい。</p>	
<p><b>【美祢青嶺高校について】</b></p>	
<p>○ 美祢市にある魅力的な教育資源を活用した、地域と密着した魅力ある学校になることに期待している。</p>	<p>○ 具体的な教育内容等については、本計画策定後、当該高校等の意見を聴きながら検討を進め、特色ある学校づくりに努めていきます。</p>
<p><b>【下関北高校について】</b></p>	
<p>○ 未来デザイン科という構想には賛成である。地域の人口減少、産業衰退、福祉施設の減少、子どもの出生数の減少に歯止めのかからない豊北町に立地する下関北高が、地域の希望の学校となるという意図に同意する。</p>	<p>○ 具体的な教育内容等については、本計画策定後、当該高校等の意見を聴きながら検討を進め、特色ある学校づくりに努めていきます。</p>
<p>○ 下関北高校は、山口農業高校西市分校（農業）を分校化もしくは合併して校地（農業実習場）とし、農業科併設の総合学科とする。</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 下関北高校を含む「未来デザイン科」という名称だけでは、その趣旨が徹底できない。頭に「地域」をつけて「地域未来デザイン科」としてはどうか。	○ 未来デザイン科（仮称）においては、従来の、主に大学等への進学に向けた普通教育は残しながら、県内大学や地元企業等と連携・協働し、地域・社会の課題解決に関する学習を行うなど山口県の地域・社会に貢献できる人材の育成という方向性を加え、進学だけでなく県内での就職も含めて進路実現に向けた教育を行う学科とすることを考えています。 具体的な教育内容等については、本計画策定後、当該高校等の意見を聴くとともに、下関北高校においては、地域の抱える課題解決型学習などについても検討しながら、特色ある学校づくりに努めていきます。
○ 現行の地域探究授業は2時間連続である。新学科の地域探究授業は新学科の中心科目となると見る。週3時間の午後連続にしてフィールドワークの充実をはかったらどうか。	
○ 農業、水産業、林業について、できるだけ実務の体験を取り入れて構成してはどうか。	
○ 未来デザイン科の一般教養科目・国語・数学・理科・社会・外国語の授業に地域の専門アドバイザーを参加させて、担当教員、生徒、地域の専門家が議論・討論をする時間を設ける。	
○ 「未来デザイン科」に芸術・文学の内容を付け加えることも特色ある「未来デザイン科」になる要素と思う。たとえば「演劇」を中心の一つの科目に置くなどである。	
○ 新学科に「観光交流コース（定員10名程度）」を新設していただきたい。	
○ 新学科に「相撲コース（定員5名程度）」を設置していただきたい。	
○ 学校設定科目の規模が明らかでないが、生徒数や近年の進学実績、部活動等を考慮すると、深学コースとスポーツ・芸術・福祉コースの2コースを置くことを提案する。	
○ 新たに置くコースでは、図書館資料、放送番組センター（放送ライブラリー）のテレビ番組、インターネット情報資源等を複合的に使用した映像教育やメディアリテラシーを涵養するための手段を講じて、教育方法の革新を図ることを一案として提案する。	
○ 小規模校の改革には、教員配置、予算等で大規模校基準では賄いきれない負担増があるであろうが、真に特色ある小規模校を存続させるための施策を願いたい。	
○ 「普通教育を主とする学科」の趣旨を周知するとともに、（成案を得るまでに）北高、地元住民等を巻き込んで検討を進めてほしい。	○ 本計画の策定に当たっては、広く県民の御意見を聴くことが重要であると考えていることから、地域説明会において、小中学生とその保護者、学校関係者、地域住民の方々等に対して丁寧の説明し、御意見や御質問をお受けするとともに、パブリック・コメントも実施したところです。 未来デザイン科（仮称）の具体的な教育内容等については、本計画の策定後、当該高校等の意見を聴きながら検討を進めていきます。

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 遠距離通学生のため、山陰線小串駅止を滝部駅まで延伸するようJR西日本に対して強く働きかけていただきたい。	○ これまで、生徒の通学の利便性の維持・向上を図るため、公共交通事業者等に対して、各地域や学校の状況に応じ、運賃・運行ダイヤ・路線等に関する働きかけを行っています。実施計画の5ページの「5 その他」の項に記述しているように、今後も、公共交通事業者に対し、利便性の向上等が図られるよう働きかけを行っていきます。
○ 下関北高の相撲部に入れば、農業と漁業の初歩は地元が教える、訓練するとなれば、全国から志望者が来るのではないか。	○ 県立高校における全国募集については、県内の生徒の入学に影響が出るなどの課題があるため、今のところ検討していません。本計画策定後、下関北高校については、当該高校等の意見を聴きながら、未来デザイン科（仮称）が特色ある学科になり、県内の生徒に選択してもらえよう検討を進めていきます。
<b>【防府西高校について】</b>	
○ 福祉や芸術の教員を厚く配置し、子どもたちが自分の夢に向かって学習できる素晴らしい学科になることに期待している。	○ 具体的な教育内容等については、本計画策定後、当該高校等の意見を聴きながら検討を進め、特色ある学校づくりに努めていきます。
<b>■ 普通科教職コース、デジタル創造科（仮称）の設置</b>	
○ 県内初の教職コースについて、子どもたちが、小中高だけでなく、幼稚園、保育園の先生など、自分の夢に向かって学習できる素晴らしいコースになることに期待している。	○ 普通科教職コース（仮称）における具体的な教育内容等については、本計画策定後、当該高校等の意見を聴きながら検討することとしていますが、大学等と連携した授業や、小中学校等と連携した教職体験などを実施して、教職についての理解を深めることができる教育などを行っていきたいと考えています。
○ 普通科教職コースにはどんな専門科目があるのか。高校の教職員は、その専門科目を教えた経験のある方はいないと思うが、専門科目は大学の先生などが教えてくれるのか。具体的な構想を説明していただきたい。	○ 本計画策定後、普通科教職コース（仮称）は、小学校や高校など様々な校種の教職体験など、教員をめざす生徒や教職に興味をもつ生徒のニーズに応える教育内容となるよう検討を進めていきますが、最終的な進路については、生徒が主体的に選ぶものと考えています。
○ 大学で行われている教員養成を、高校から特化してしまうことは、高校生の可能性を早くから摘んでしまうことにならないか。	○ 具体的な教育内容等については、本計画策定後、当該高校等の意見を聴きながら検討を進め、特色ある学校づくりに努めていきます。
○ 県内初の情報に関する学科について、理系人材はもちろんのこと、文系人材もめざしたくなる学科になることに期待している。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<b>(2) 定時制課程</b>	
○ 将来の通信制開設も視野において、県北部をカバーする、昼間部併設の定時制課程を萩商工高校に置く。	○ 定時制課程については、今後の中学校卒業見込者数の更なる減少や、中学校2年生・3年生を対象として毎年実施する進路希望調査の中で把握した地域ごとのニーズなどを踏まえて検討した結果、新たに設置することは考えていません。
○ 県全体の教育機会の均衡を図る観点からも、定時制未配置地域における定時制課程の新設について、積極的な検討がなされるべきである。	なお、県全体の教育機会の均衡を図る観点から、生徒の通学の利便性の維持・向上を図るため、これまで、公共交通事業者等に対して、各地域や学校の状況に応じ、運賃・ダイヤ・路線等に関する働きかけを行っています。また、実施計画の5ページの「5 その他」の項に記載しているように、今後も、公共交通事業者に対し、利便性の向上等が図られるよう働きかけを行っていきます。
○ 今回の「素案」で空白地域への定時制設置が提案されなかったのは残念である。	
<b>ア 分校の独立</b>	
<b>【岩国商業高校東分校について】</b>	
○ 新定時制午前部での3年修業と、他の全日制高校と差異はどのように考えているのか伺いたい。新定時制の午前部と他の全日制高校とを比較したとき、学年1クラスで少人数である、朝少し遅く始まる、拘束時間が短い、アルバイトがしやすい、などの差異が考えられるが、そのような、自由度が高い普通高校、という認識でよいか。	○ 近年の定時制課程では、従来からの勤労青少年が減少する一方で、不登校経験者や、全日制課程からの転編入者など、多様な入学動機や学習歴をもつ者が増えてきています。
○ 新定時制での午前部と午後部の違いはどのように説明されるのか伺いたい。単に授業時間帯の違いのみ、と受け止めて良いのか。或いは「望ましい生徒像」にも違いが現れるのか。	定時制課程の修業年限は3年以上となっており、こうした子どもたちのニーズに対応するために、新高校では、登校する時間帯を選べ、修業年限を3年よりもゆとりをもたせることができるよう、午前部、午後部を併置し、3修制と4修制を選択できる柔軟な教育システムを構築することを検討しています。
○ 午前部のみでの学年2クラスという選択肢もあったかと思うが、午前部と午後部で1クラスずつとした理由はどのようなものか。	なお、計画の策定後、当該高校等の意見を聴きながら、新高校における具体的な教育内容等について検討することとしていますが、定時制課程の教育システムに関する御意見を参考に、実施計画の4ページに「4 新しい時代に対応した学校づくりに向けて」の項を追加し、不登校児童生徒の増加等を踏まえた、生徒の教育的ニーズに応じた支援体制等の検討について記述しました。
○ 現定時制昼間部のような「3年修業希望者のみの募集」は継続される見込みなのか。	
○ 実質的に「新設の普通高校に、定時制午後部が併設されている」と受け止めても構わないか。	
○ どのような生徒募集の形を想定しているのかを伺いたい。	○ 新高校の入学選抜については、今後学校の教育内容を検討していく中で、併せて検討します。
○ 教室を増築・増設する予定はあるのか。	なお、各県立学校の入学定員については、中学校卒業見込者数、中学生の進路希望、地域の実情、高校生の進路状況等を踏まえて年度ごとに策定しています。
○ 学年1クラス規模である現校舎のままでは、新定時制では容量不足による様々な不都合が発生すると考えられる。何としても学年2クラスの規模となるように増築を行う必要があると思うがいかが。	○ 新高校では、午前部、午後部を併置し、3修制と4修制を選択できる柔軟な教育システムを構築することを検討しており、必要な施設・設備を整備するため、本館を改築することを考えています。
○ 防音設備がある教室(音楽室)を設置する予定はあるのか。	具体的な施設・設備については、今後学校の教育内容を検討していく中で、併せて検討します。

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>○ 午前部も4年修業を受け入れるのであれば普通教室8室を配置出来る規模にまで、仮に午前部が3修のみの募集としても最低限、『普通教室7室(全ての教室でそれぞれ生徒30~40人が着席可能)を確保できるだけの増築』が必要である。</p> <p>○ 新定時制が2部制の高校として発足するのであれば、施設面での無用な不便、制限が発生しないよう、学年2クラスの施設規模を持った高校としてスタート出来るように願う。</p> <p>○ 新定時制が「多様な学びのニーズに対応」を謳うのであれば、芸術科で音楽も選択可能となるよう、その施設を設置・整備してほしい。</p> <p>○ 現在の本館棟は敷地も含め海側に向けた増築を見越した造りになっており、すぐにでも教室の増築は可能と思うがいかがが。</p>	<p>(前ページに掲載)</p>
<p><b>イ 募集停止</b></p>	
<p><b>【岩国商業高校東分校について】</b></p>	
<p>○ 定時制課程設置当初の目的は「勤労青年のための教育機関」と認識しているが、夜間部を廃すれば昼間に就労する者を受け入れる余地はなくなる。正規雇用就いている生徒がほぼいないとしても「多様な学びのニーズに対応」には反することと思うので夜間部を廃する決断に至った経緯を伺いたい。</p> <p>○ 他の多部制定時制高校でも夜間部は設置されており、多くとはいえないにしても夜間部を希望して入学する生徒は絶えない。意見として新定時制においても岩柳地区で唯一である夜間部は存続(併設)するべきと思うが見解を伺いたい。</p> <p>○ 岩国商業東分校の夜間部がなくなる理由を説明していただきたい。「多様な学びのニーズに対応するため」とあるが、夜間部のニーズがないという根拠を示していただきたい。</p>	<p>○ 近年の定時制課程では、従来からの勤労青少年が減少する一方で、不登校経験者や、全日制課程からの転編入者など、多様な入学動機や学習歴をもつ者が増えてきています。</p> <p>こうした状況を踏まえながら、県東部の中学生の志願状況や進路希望、今後の中学校卒業見込者数を総合的に勘案して、多様な学びのニーズに応える学校として、より柔軟な教育システムを構築し、活力ある教育活動が展開できるよう、新高校として独立し、午前部と午後部の2部制とすることを検討していきます。</p>

意見の内容	意見に対する県の考え方
<b>【小野田工業高校について】</b>	
<p>○ 宇部工業高校と小野田工業高校の統合が行われるのであれば、定時制課程についても、統合後の学校に併設することが論理的に自然であるにもかかわらず、その選択肢が十分に検討された形跡は見られない。定時制課程のみを切り離して廃止する合理的理由が示されていない点は、行政としての説明責任を欠いている。</p>	<p>○ 近年の定時制課程では、従来からの勤労青少年が減少する一方で、不登校経験者や、全日制課程からの転編入者など、多様な入学動機や学習歴をもつ者が増えてきています。</p>
<p>○ 小野田工業高校定時制課程では、不登校経験や発達障害のある生徒の入学希望が増加しており、比率としては全日制をはるかに上回るものとなっている。定員には満たないものの、社会的ニーズはむしろ高まっており、この段階での廃止は、現場の実態を十分に踏まえていない。</p>	<p>小野田工業高校の定時制課程については、こうした生徒のニーズや今後の中学校卒業見込者数、県央部、県西部での定時制課程の配置などを総合的に勘案した結果、再編統合による新高校への定時制課程の教育機能の継承は考えていません。</p>
<p>○ 夜間定時制課程を廃止することについて、「1学級当たりの生徒数は原則 40 人」という県教委の設定した望ましい学校規模を理由の一つとしているのであれば、定時制課程1学級当たりの適正人数について、教育的観点からの検証が一切なされていない点も問題である。定時制課程には、学習の遅れや対人関係の困難さなど、個別の支援を必要とする生徒が多く在籍しており、少人数指導こそが教育効果を高めるための前提条件である。定数未満であることのみを理由とした廃止は、教育の質を全く考慮していない。</p>	<p>また、不登校経験のある生徒や特別な教育的支援を必要とする生徒への支援については、定時制課程に限らず全ての県立高校において取り組んでいく必要があると考えています。</p> <p>こうした考え方のもと、不登校経験のある生徒等の受け入れに関する御意見を参考に、実施計画の4ページに「4 新しい時代に対応した学校づくりに向けて」の項を追加し、不登校児童生徒の増加等を踏まえた、生徒の教育的ニーズに応じた支援体制等の検討について記述しました。</p>
<p>○ 少人数で学べる夜間定時制課程は、代替不可能な教育的価値を有しており、これを「非効率」という理由のみで切り捨てることは、学習環境に対する合理的配慮を欠いた判断である。</p>	
<p>○ 県西部で工業課程を有する定時制高校は小野田工業高校のみである。普通科課程のみを選択肢として提示することは、生徒の適性や将来設計を無視した対応であり、再チャレンジを支援する教育行政の役割を放棄していると言わざるを得ない。</p>	
<p>○ 工業教育の本質である「ものづくり」や実践的技能の習得は、通信制では代替できない。これをもって定時制課程廃止の受け皿とする考えには無理があり、具体的な根拠や補完策も示されていない。</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<b>4 その他（6件）</b>	
○ 再編により、通学距離や時間が長くなる生徒の負担増、また、日本海側の地域では、現状でも、汽車の本数が少なく、終電も早いため、部活などで終電に間に合わないと保護者が迎えに行く等、保護者の負担が更に増すと思う。	○ これまで、生徒の通学の利便性の維持・向上を図るため、公共交通事業者等に対して、各地域や学校の状況に応じ、運賃・運行ダイヤ・路線等に関する働きかけを行っています。実施計画の5ページの「5 その他」の項に記述しているように、今後も、公共交通事業者に対し、利便性の向上等が図られるよう働きかけを行うとともに、経済的負担の軽減を行うための支援に取り組みます。
○ 各交通機関へ、現在も、これからも要望活動を行うが、今後効果が上がるのか疑念は残る。	
○ 交通費の増大は避けられない。また、公共交通機関の利便性が十分でない地域では、早朝・深夜の送迎が常態化し、共働き世帯などの保護者の就労環境や生活リズムを破壊する要因となる。	
○ 高校の数が合併によって減っていくと、通学時間が長くなり、そのための費用が大きくなるのではないか。	
○ 「素案」は、生徒の通学保障のため今後も公共交通機関への働きかけを行うとしており、評価するものである。しかし、あくまで公共交通機関の努力によるもので、学校がなくなり、地域の人口が減れば公共交通機関は確実に衰退し、利便性の向上は図られない。	
○ 今の通学状況や交通機関など彼らを取り巻く環境も違ってきている。少子化の今だからこそ総合的に考える必要があるのではないか。	

■ **パブリック・コメントや地域説明会等に関するもの（24件）**

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 再編整備にあたっては、同窓生や地域の方々の感情にも配慮しつつ、何よりもまず、未来の高校生のために何が最善かを最重要視して検討すべきである。	○ 本計画の策定に当たっては、広く県民の御意見を聴くことが重要であると考えていることから、県内15会場で実施した地域説明会において、小中学生とその保護者、学校関係者、地域住民の方々等に対して丁寧の説明し、御意見や御質問をお受けするとともに、パブリック・コメントも実施したところです。こうした取組を通じていただいた御意見を参考に、実施計画の4ページに「4 新しい時代に対応した学校づくりに向けて」の項を追加し、不登校児童生徒等の教育的ニーズに応じた支援体制等や高校の魅力化の検討について記述したところです。また、子どもたちのことを最優先に考え、高校教育の質の確保・向上を図ることとする中で、結果として実施計画に反映できなかった御意見はありますが、一方で、今後、新たな高校等の具体的な教育内容を検討していく中で、参考にすることとした御意見もありました。本計画策定後は、各学校における具体的な教育内容等について、当該高校等の意見を聴きながら検討を進め、特色ある学校づくりに努めていきます。
○ 特に異なる種類の高校の合併の場合には、原理的な不具合が生じて、現場では改善しきれない部分もあることが見えてきた。今回のパブリック・コメント募集は、地域説明会やパブリック・コメント等で得られた民意を汲み形で、こうした不具合を自然に修正する、良い機会にもなっている。	
○ この度の計画は現場の意見を聞かずに進められた感じがしてならない。せめて、在校生や先生方の意見を聞くことはできなかったのか。	
○ 方向性は決まっていますが、もう一度現場の意見を聞きながら丁寧に進めていただきたい。	
○ 校地を実見したときに、現場の声をよく聞かず管理職の話しか聞いていない「素案」から、多くの人から広く意見を求める「計画」に変わる段階で、そのままにすることなく、きちんと仕事をしてほしい。	
○ 現場に来たのか。話しを聞いたのか。危機感を持って仕事をしているのか。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
○ 山口県の県立高校なので、山口県内就職、山口県内進学、山口県外に進学したとしても就職時に山口県に戻ってくる生徒が増えるといい。そのような視点からも再編方法を考えていると思いたいで、そのような視点からの資料もご提供いただけるとよいのではないかと感じた。	(前ページに掲載)
○ 素案に対する学校現場、子ども、保護者、地域のみなさん方の意見を十分に検討し、計画の見直し・練り上げを要求する。	
○ 見直し計画案についても改めて地域説明会を実施し、県民の幅広い理解の上に再編整備を進めてもらいたい。	
○ 学校の統廃合は、人口データという「結果の数値」のみを根拠に県教委が先回りして決定するのではなく、地域住民との綿密な議論と合意形成を経て決めるべきである。	
○ 生徒、保護者、教職員にアンケートや意見、要望などは聞いたのか。再編でなくなる高校の関係者からは全員から聞くべきではないか。また、地域住民の方はもちろんであるが、専門家の方からも多くの方から、パブコメだけでなくご意見を聞くべきではないか。	
○ 新南陽市のすべての公民館・自治会館で地元住民説明会を最低3回（高齢者向けに午前1回、小中高校生向けに授業後1回、勤労者向けに夜8時から又は土日に1回）ずつ実施のこと。説明会では、このような結論に至った経緯、明確なエビデンスに基づく統合の効果、今後の展望など小学生から高齢者の誰もが理解できるよう説明すること。新南陽市民の8割以上が納得の上で統合を進めること。	
○ 再編整備にあたっては、数字や効率だけでなく、子ども・保護者・地域住民の安心と納得を何よりも重視した検討を強く要望する。	
○ 高校再編の都度、教委はパブリック・コメントなどを通じて意見を募っており、そのこと自体は結構なことであるが、説明や検討資料の開示が少なく、真に意見を聞き、それを参考にして検討するという姿勢に欠ける。	
○ 現在の学校配置を基本として、所在地及び在校生とその父母から意見を聴き修正すべきである。	
○ 現教育委員及び教育行政職員の意志を、押し付けるやり方は抜本的に改めること。	
○ 計画を作成した人は、高校の現場教職員や県教委の中にいる高校教師経験者の意見をよく聞いて、計画に反映させていただきたい。	
○ 再編整備にあたっては、少なくともすべての学校の当事者（生徒、PTA、地元自治体、小・中学校の児童生徒・保護者、地域住民、同窓会、教職員など）の意見や要求を直接聴き、全体の合意を形成していく民主的な方法で進めるべきである。	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>○ 今回の「素案」は今年度中に「案」として決定することが見込まれるが、それは公表からあまりに早急なやり方であり、当事者である生徒、保護者だけでなく県民への周知には到底至らないことも予想される。意見を聞く姿勢なのであれば、「素案」について県民に広く周知し、じっくり時間をかけて説明会等を実施するなど、多くの参加者が集まる状況をつくる必要がある。</p>	<p>(前ページに掲載)</p>
<p>○ 県教委の「県立高校再編整備計画 後期実施計画(素案)」の見直しを求める。民主主義の根本理念を大切に、生徒、保護者、地域住民、自治体などすべての関係者の意見に耳を傾け、合意に基づいた教育行政を要求する。</p>	
<p>○ 対象としている学校現場(教職員、生徒、保護者)に何ら説明がなされていないのは何故か。</p>	
<p>○ 県教育委員会が再編を考えるのではなく、他の部署や、関係自治体とも連携して、地域の活性化にもつながるような高校再編を行って頂きたい。</p>	<p>○ 具体的な再編整備については、県立高校を所管する県教委が素案としてお示しし、地域説明会やパブリック・コメントなどで御意見を伺った後、実施計画として策定することとしています。</p> <p>本計画策定後は、各学校における具体的な教育内容等について、当該高校等の意見を聴きながら検討を進め、特色ある学校づくりに努めていきます。</p>
<p>○ 1学年3学級以下の学校を機械的に再編統合対象校とするのではなく、学校の特色や伝統、地域性、交通事情、生徒の教育への影響等、地域説明会やパブリック・コメントで出された意見を十分に再検討し、学校・教職員、子ども、保護者、地域のみなさんが、これならと納得できる見直し計画案を再度提出すべきである。分校や定時制の募集停止についても同様である。素案ありきは絶対に許されない。</p>	
<p>○ 基本計画などとして途中経過を開示するとともに、成案を得、改革の実施にあたっては、高校責任者に腰を据えて改革の実現に努めさせる配慮が欲しい。</p>	

## ■ その他の意見(22件)

これらの他に、次のような御意見もありました。必要に応じて、今後の参考とするとともに、関係部署において適切に対応します。

その他の意見
<p>○ 教員の方にも、ゆとりのある労働環境で教育が行われる事を切に願う。</p>
<p>○ 萩市の小学校は、制服であれば市販の制服や他校の制服もオッケーとしていると聞く。子育て支援が国でも進む今、その辺りも自由(もちろん派手さや過激な制服はだめであるが)にしてみるのもありではないか。○○学校、という事が個人情報的にも気になるという意見も聞いた事があり提案させて頂く。</p>
<p>○ 大津緑洋高校の水産校舎(旧水産高校)と日置校舎(旧日置農業高校)を合併し、実業系の「長門農水高校」とする。</p>
<p>○ 長期欠席や、教育の採算性が見込めない過疎地域在住の生徒に向けては、その学校教育を通信教育で代替すれば、県からの支出をさらに減らせる。</p>
<p>○ 人口3万以下の市が存在する意味が分からないし、人口5万人以下の市はもはや市とは言えないという県の考えか。</p>
<p>○ 高校施設の更新計画もある程度示していく必要があるのではないか。</p>

その他の意見
○ 山口県としては最終的に山口県内で就職して家庭をもち、生活していく人の割合が高いほうが良いのではないかと。
○ 自動運転バスなど新しい公共交通の形を高校再編にあわせて、挑戦的な取り組みをしてみることも考えてみていただきたい。
○ 通学路の自転車道の整備を高校再編時に検討するなどもあると思う。
○ 直接「未来デザイン科」に関わることではないが、下関北高の相撲部の再建には相撲部専用の宿舎が必要である。
○ 自転車を車内に持ち込めるようJR西日本に対して強く働きかけていただきたい。
○ ただちに教育長及び幹部全員を更迭し、すべて教育職に入れ替えた上で検討をしないこと。
○ 新校の設置場所として南陽工業高校を選定するのであれば、敷地内における「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」の解消は必須条件である。これを解消しないまま計画を遂行することは、将来にわたって生徒の安全を脅かす問題となる。最重要事項のひとつとして対策を講じていただきたい。
○ 南陽工業高校の土地は狭く、その中には、崩壊特別警戒区域や地すべり警戒区域があり、子どもたちの安全・安心を考えると、なぜそこにするのか意味が分からない。是非、子どもたちの命に係わることへの配慮をお願いしたい。
○ 福川駅から学校までの通学路は、歩道も狭く暗い箇所が見受けられる。女子生徒が安心して徒歩通学できるよう、街灯の増設や歩道の拡幅、死角の解消など、十分な安全対策を講じていただきたい。
○ 義務教育段階で十分な学びの機会を得られなかった成人や不登校の児童生徒、外国にルーツをもつ住民等に対する学び直し場として、夜間中学校の設置検討も、今後の教育行政において不可欠な課題である。
○ 建築系学科生徒数が、県内企業の求人数に比べ少なく大きく不足しているため、県全体で建築系学科の定員増をお願いしたい。
○ 私学の授業料無償化のもとで公立高校が果たすべき役割、地域の公共性を担うという公教育の役割をいまこそ発揮すべきではないか。
○ 総合支援学校は、この間の児童・生徒数増により大規模化している例もあり、教室不足等の困難に直面している。新たな特別支援学校の設置等が検討されるべきである。
○ 施設・設備が古いままで更新がすすまないうえ、教員確保も困難である現実を懸念する。
○ 二人教頭制や二人養護教諭制（複数実習助手制度も）をぜひ進めていただきたい。
○ 再編統合が実行された場合、高校の文化祭（一般公開）を訪ねる回数が減ってしまう。

---

# 県立高校再編整備計画 後期実施計画

---

令和9年度～令和15年度  
(2027年度～2033年度)

(案)

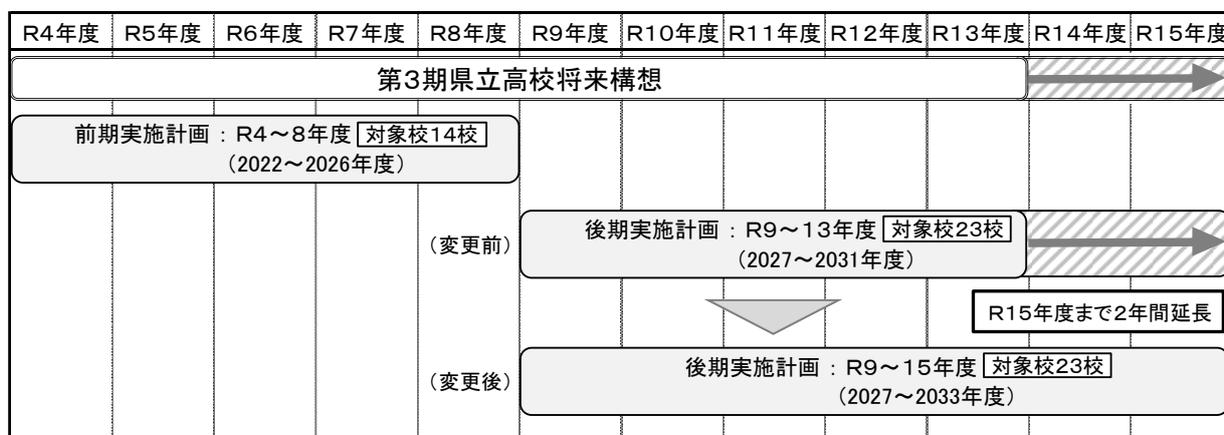
令和8年(2026年)3月  
山口県教育委員会

# 1 はじめに

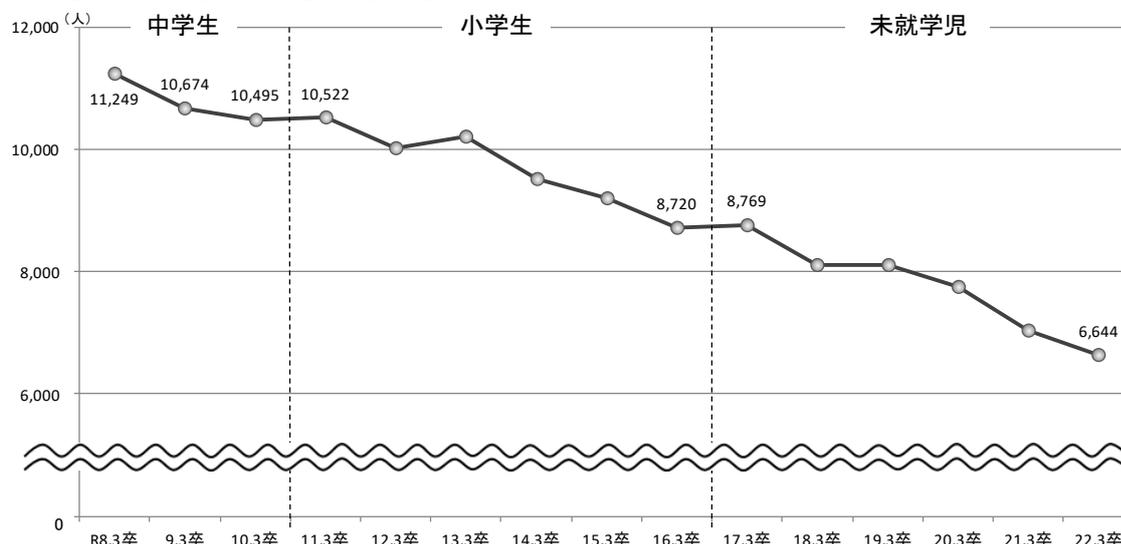
県教育委員会では、令和4年(2022年)3月に、中・長期的視点に立って本県高校教育の質の確保・向上を図るため、特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備等を主な内容とする「第3期県立高校将来構想」を策定するとともに、本構想で示した方向性に沿って、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までを期間とする前期実施計画を策定し、着実に高校改革の推進に取り組んでいるところです。

そうした中、県立高校を取り巻く状況は、生徒のニーズの多様化、生成AIの普及等によるDXの急速な進行、高校授業料無償化など、大きく変化するとともに、中学校卒業生数の更なる減少\*が見込まれることから、引き続き、特色ある学校づくりや学校・学科の再編整備を年次的・計画的に進める必要があるため、計画期間を従来の5年間から7年間に延長した令和9年度(2027年度)から令和15年度(2033年度)までを期間とする後期実施計画を取りまとめました。

## <計画期間の変更について>



※ (参考) 今後の中学校卒業見込者数 R7.5.1 現在 県立高校再編整備推進室調べ



## 2 学校・学科の再編整備

### (1) 望ましい学校規模

1 学年 4～8 学級（1 学級当たりの生徒数は原則 40 人）

### (2) 再編整備の進め方

#### 【再編整備の基本方針】

- 1 学年 3 学級以下の学校の再編統合を基本として、他の学校との再編統合により、望ましい学校規模を確保
- 再編統合が困難な場合には募集停止について検討し、その際、学校の近接性や学習内容等を考慮しながら、他の学校に教育機能を継承することを検討
- 全日制課程を置く分校については、地元中学校卒業者の入学状況や、今後の入学見込者数を勘案した上で、募集停止を検討
- 再編整備の実施に当たっては、高校教育の質の確保・向上を図る観点や地理的条件、交通事情による生徒の教育への影響等を、総合的に勘案しながら検討

#### 【再編整備の方向性】

- 教科等横断的な学びや他者と協働した探究活動の充実など、学科間連携による教育活動を推進する学校を配置
- 大学等への進学に重点を置く取組や高度な専門性をもった産業人材を育成する取組の充実などを推進するための拠点的な役割をもつ学校を、分散型都市構造にある本県の特性も考慮してバランスよく配置
- 普通科系の学科については、各学校や地域の実情、生徒・保護者のニーズに応じて、特色・魅力ある学びに向けた普通科の改革について検討
- 専門学科については、教科等横断的な学びや他者と協働した探究的な活動等、学科間連携による教育活動を推進するため、再編統合による一定の学校規模の確保や学科改編を検討
- 総合学科については、生徒の学習ニーズや進路状況等を踏まえ、より活力ある教育活動が展開できるよう、学科の在り方について検討
- 定時制課程を置く高校については、多様な学びのニーズに応える学校として、より柔軟な教育システムを構築し、活力ある教育活動を検討

### 3 実施内容（後期）

#### (1) 全日制課程

##### ア 再編統合・募集停止

対象校	内 容	実施年度
下松高校 華陵高校	○ 下松高校と華陵高校を再編統合して、普通教育を主とする学科、外国語に関する学科を有する新高校を設置 (校地：下松高校)	令和11年度 (2029年度)
豊浦高校 長府高校	○ 豊浦高校と長府高校を再編統合して、両校が行ってきた教育活動を踏まえ、さらなる特色ある学校づくりを推進する新高校を設置 (校地：豊浦高校)	令和12年度 (2030年度)
萩高校 萩商工高校	○ 萩高校と萩商工高校を再編統合して、普通教育を主とする学科、文理探究科、商業及び工業に関する学科を有する新高校を設置 (校地：萩高校)	令和12年度 (2030年度)
新南陽高校 南陽工業高校	○ 新南陽高校と南陽工業高校を再編統合して、普通教育を主とする学科、工業に関する学科を有する新高校を設置 (校地：南陽工業高校)	令和13年度 (2031年度)
宇部工業高校 小野田工業高校	○ 宇部工業高校と小野田工業高校を再編統合して、両校が行ってきた工業教育を踏まえ、工業科の教育機能の充実を図る新高校を設置 (校地：宇部工業高校)	令和13年度 (2031年度)
岩国総合高校 岩国商業高校	○ 岩国総合高校と岩国商業高校を再編統合して、両校が行ってきた普通教育と商業等の専門教育を踏まえ、さらなる特色ある学校づくりを推進する新高校を設置 (校地：岩国商業高校)	令和14年度 (2032年度)
下関西高校 下関南高校	○ 下関西高校と下関南高校を再編統合して、普通教育を主とする学科、文理探究科を有する新高校を設置 (校地：下関西高校)	令和15年度 (2033年度)

※ 岩国高校坂上分校、山口農業高校西市分校、萩高校奈古分校については、今後の地元中学校卒業者の入学状況等を勘案した上で、生徒募集の停止を検討

## イ 学科改編

### ■ 未来デザイン科<sup>※1</sup>（仮称）の設置

対象校	内 容	実施年度
美祢青嶺高校 <sup>※2</sup>	○ 地域と連携した課題解決型学習等の探究活動などを通して、大学等への進学や就職に向けた教育の充実を図るため、普通科を学科改編し、特色ある学科を設置	令和10年度 (2028年度)
下関北高校		令和10年度 (2028年度)
高森高校		令和11年度 (2029年度)
防府西高校	○ 普通教育に加え、福祉や保育、芸術等に関する専門教育などを通して、大学等への進学や就職に向けた教育の充実を図るため、総合学科を学科改編し、特色ある学科を設置	令和11年度 (2029年度)

※1 令和4年度より設置が可能となった普通教育を主とする学科の名称

※2 美祢青嶺高校の工業に関する学科については、時代のニーズに応じた工業教育を推進するために、学科改編を検討

### ■ 普通科教職コース、デジタル創造科（仮称）の設置

対象校	内 容	実施年度
山口中央高校	○ 教員をめざす生徒への教育の充実を図るため、普通科に教職コースを設置 ○ 大学・関係機関等と連携し、大学等への進学を見据えた情報教育の充実を図るため、情報に関する学科を設置	令和12年度 (2030年度)

## (2) 定時制課程

### ア 分校の独立

対象校	内 容	実施年度
岩国商業高校 東 分 校	○ 多様な学びのニーズに対応するため、午前部と午後部を併せもつ多部制定時制の新高校として独立	令和13年度 (2031年度)

## イ 募集停止

対象校	内 容	実施年度
岩国商業高校 東 分 校	○ 新高校として独立する準備を進めるため、夜間部の生徒募集を停止	令和10年度 (2028年度)
小野田工業高校	○ 全日制課程の再編統合を踏まえて、生徒募集を停止	令和12年度 (2030年度)

## 4 新しい時代に対応した学校づくりに向けて

(1) 不登校児童生徒や特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加等を踏まえて、生徒の教育的ニーズに応じた支援体制等について検討します。

(2) 高校の魅力を高めるに当たっては、国の高校改革の方向性も踏まえながら、産業界のニーズに対応した新しい教育や、学校間連携による多様な学びの確保等について検討します。

## 5 その他

- (1) 各年度の実施分については、中学生に早期に情報提供する必要があることから、原則として実施年度の前年度に行う入学定員の発表までに具体的な内容を公表します。
- (2) 再編整備に伴い、へき地や過疎地域等から遠距離通学することとなる生徒に対応するため、公共交通事業者に対し、利便性の向上等が図られるよう働きかけを行うとともに、経済的負担の軽減を行うための支援に取り組みます。

### ■ これまでの再編整備の状況

年 度	対 象 校		再編整備の内容	新 高 校	
	学校名	課 程		学校名	課 程
平成18年度 (2006年度)	柳井商業高校	全日制	再編統合	柳井商工高校 全日制	
	柳井工業高校	全日制			
	徳山商業高校	全日制	再編統合	徳山商工高校 全日制	
	徳山工業高校	全日制			
	萩商業高校	全日制	再編統合	萩商工高校 全日制	
	萩工業高校	全日制			
平成19年度 (2007年度)	安下庄高校	全日制	再編統合	周防大島高校	安下庄校舎 全日制
	久賀高校	全日制			久賀校舎 全日制
	大嶺高校	全日制	再編統合	青嶺高校 全日制	
	美祢工業高校	全日制			
平成20年度 (2008年度)	坂上高校	全日制	分校化	岩国高校坂上分校 全日制	
	広瀬高校	全日制	分校化	岩国高校広瀬分校 全日制	
	鹿野高校	全日制	分校化	徳山高校鹿野分校 全日制	
	徳佐高校	全日制	分校化	山口高校徳佐分校 全日制	
	熊毛南高校上関分校	全日制	募集停止	/	
	田布施農業高校大島分校	全日制	募集停止		
	徳佐高校高俣分校	全日制	募集停止		
	奈古高校須佐分校	全日制	募集停止		
平成22年度 (2010年度)	田布施農業高校	全日制	再編統合	田布施農工高校 全日制	
	田布施工業高校	全日制			
平成23年度 (2011年度)	大津高校	全日制	再編統合	大津緑洋高校	大津校舎 全日制
	日置農業高校	全日制			日置校舎 全日制
	水産高校	全日制			水産校舎 全日制
平成24年度 (2012年度)	防府商業高校	全日制・定時制	工業科の設置	防府商工高校 全日制・定時制	
	徳山北高校	全日制	分校化	徳山高校徳山北分校 全日制	
	佐波高校	全日制	分校化	防府高校佐波分校 全日制	
平成25年度 (2013年度)	美祢高校	全日制	再編統合	美祢青嶺高校 全日制	
	青嶺高校	全日制			
平成28年度 (2016年度)	下関中央工業高校	全日制	再編統合	下関工科高校 全日制・定時制	
	下関工業高校	全日制・定時制			
	奈古高校	全日制	分校化	萩高校奈古分校 全日制	
平成30年度 (2018年度)	響高校	全日制	再編統合	下関北高校 全日制	
	豊北高校	全日制			

■ これまでの再編整備の状況

年度	対象校		再編整備の内容	新高校	
	学校名	課程		学校名	課程
平成31年度 (2019年度)	/		新設	下関双葉高校	定時制
	西市高校	全日制	分校化	山口農業高校西市分校	全日制
	下関西高校	定時制	募集停止	/	
	下関工科高校	定時制	募集停止		
	(市立)下関商業高校	定時制	募集停止		
令和2年度 (2020年度)	光高校	全日制・定時制	再編統合	光高校	全日制・定時制
	光丘高校	全日制			
令和3年度 (2021年度)	徳山高校徳山北分校	全日制	募集停止	/	
	徳山高校鹿野分校	全日制	募集停止		
令和4年度 (2022年度)	/		新設	山口松風館高校	定時制・通信制
	光高校	定時制	募集停止	/	
	防府商工高校	定時制	募集停止		
	山口高校	定時制・通信制	募集停止		
	宇部工業高校	定時制	募集停止		
	小野田高校	定時制	募集停止		
	厚狭高校	定時制	募集停止		
令和5年度 (2023年度)	岩国高校広瀬分校	全日制	募集停止	/	
	防府高校佐波分校	全日制	募集停止		
	山口高校徳佐分校	全日制	募集停止		
令和6年度 (2024年度)	宇部西高校	全日制	募集停止	/	
令和7年度 (2025年度)	厚狭高校	全日制	再編統合	厚狭明進高校	全日制
	田部高校	全日制			

○ 今後の再編整備の予定

年度	対象校		再編整備の内容	新高校	
	学校名	課程		学校名	課程
令和8年度 (2026年度)	柳井高校	全日制	再編統合	柳井高校 田布施農工高校	全日制 全日制
	柳井商工高校	全日制			
	熊毛南高校	全日制			
	田布施農工高校	全日制			
	熊毛北高校	全日制			
	高森みどり中学校	—	募集停止	/	
/			新設	岩国高校附属中学校	—
/				下関西高校附属中学校	—

令和8年(2026年)3月現在

【参考】

令和8年度(2026年度) 山口県立大学将来構想に基づき、山口県立大学附属周防大島高等学校が開校

## 「山口県 学校における働き方改革加速化プラン【第3期】」の一部改訂について

教育庁教職員課

### 1 対応経過

- 平成30年3月 「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」策定
- 令和 3年7月 「山口県 学校における働き方改革加速化プラン【改訂版】」策定
- 令和 6年4月 「山口県 学校における働き方改革加速化プラン【第3期】」策定

令和8年4月に施行予定の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」第8条により、教育委員会による「教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が規定



- 令和 8年4月 「山口県 学校における働き方改革加速化プラン【第3期】」改訂  
(健康確保措置に関する内容の追加、「学校と教師の業務の3分類」の変更等)

### 2 時間外在校等時間の状況

	年度	小学校	中学校	県立学校
月45時間超	R2	34.5 %	46.4 %	22.1 %
	R3	38.0 %	50.3 %	24.8 %
	R4	36.1 %	49.1 %	24.7 %
	R5	33.3 %	44.5 %	24.8 %
	R6	30.8 %	41.4 %	24.7 %
	R6(4~12月)	32.9 %	44.9 %	26.8 %
	R7(4~12月)	29.5 %	41.2 %	25.8 %
年360時間超	R4	64.5 %	75.7 %	45.3 %
	R5	61.0 %	70.3 %	43.8 %
	R6	57.7 %	66.6 %	43.5 %

※ 令和2年度：新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業（4・5月）

### 3 関連対応

- 学校における働き方改革に係る取組状況のWebページ等の公表など、市町教育委員会や学校・家庭・地域等と現状や課題の共有を図りながら取組を推進するとともに、推進指標の達成状況等について総合教育会議に取組状況を報告
- 各市町教育委員会においても学校における働き方改革に関するプランを策定し、管内の各小・中学校における働き方改革に向けた主体的な取組を展開

### 4 今後の予定

4月1日 施行

# 「山口県 学校における働き方改革加速化プラン【第3期】」の一部改訂（案）の概要

教育庁教職員課

## 1 目標・推進指標・期間

### ○ 目標

**時間外在校等時間の上限方針の遵守**  
 「月45時間、年360時間を超える教員の割合を<sup>ゼロ</sup>0%に近づける。」  
**健康診断受診の推進**  
「定期健康診断及び精密検査の受診率を100%に近づける。＊」

※ 山口県教育委員会R6受診率：定期健康診断98.0%、精密検査84.1%

### ○ 推進指標

教員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均を30時間以内にする。  
 R6：小学校 35.0時間 中学校 41.7時間 県立学校 32.1時間

働き方改革に係る取組状況をWebページ等で公表している学校の割合を100%にする。  
 R6：小学校 55.0% 中学校 54.0% 県立学校 73.8%

### ○ 期間 令和6年(2024年)4月から令和10年(2028年)3月まで

## 2 策定方針

「業務の見直し・適正化」「校務の効率化」「勤務体制等の改善」「学校・家庭・地域の連携・協働」の4つを柱とし、その実現に向けた13の取組を設定するとともに、「コミュニティ・スクールの連携・協働体制」と「ICT環境」を各取組に共通する視点として、学校における働き方改革を推進

## 3 取組の概要

4つの柱と13の取組による働き方改革の推進

4つの柱	13の取組	主な具体的取組
<b>柱1</b> 業務の見直し・適正化	①勤務時間管理の適正化と継続的な状況把握	・クラウド型出勤管理システムの活用 ・継続的な把握に基づく、働き方改革のPDCAサイクル
	②事業・校務等の精選	・各種会議・諸調査、各種事業等の精選・簡素化 ・各学校におけるPDCAサイクルの推進
	③意識改革や業務の効率化を図る研修の充実	・学校における働き方改革に係る研修の充実 ・教職員の意識改革を図るための研修会の開催
<b>柱2</b> 校務の効率化	④統合型校務支援システムの効果的な運用	・統合型校務支援システムと各種システムの連携による校務の効率化 ・各校種間でのデータ連携の推進
	⑤校務におけるICTの活用促進	・ICT機器等を活用した教職員の業務の効率化 ・クラウド型採点システムの活用(県立高校等) ・教職員のICT活用指導力向上に向けた支援 ・教材等の共有化による授業準備の効率化

<b>柱3</b> 勤務体制等の改善	⑥メリハリのある働き方のルール化	・「時差出勤」「最終退校時刻」「ノー残業デー」「学校閉庁日」の設定及び「留守番電話」の活用
	⑦教職員の健康の確保	・長時間勤務の教職員に対する面接指導、健康診断及びストレスチェックの実施 ・メンタルヘルス事業の充実 ・コミュニケーションの良好な職場環境づくり ・管理職を中心としたラインケアの取組
	⑧教員業務支援員の配置	・事務的業務を補助する人材の配置・支援 ・県立高校等への配置
	⑨部活動指導員の配置と部活動の適正化	・部活動の専門的指導等を担当する人材の配置・支援 ・部活動方針に基づく活動の徹底
	⑩ICT支援員の配置	・日常的なICT活用をサポートする支援員の配置 ・「やまぐちGIGAスクール運営支援センター」の設置
<b>柱4</b> 学校・家庭・地域の連携・協働	⑪学校・教師が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進	・学校の実情に応じた業務の役割分担等の検討 ・学校運営協議会やPTAを通じた保護者・地域への理解促進 ・Webページ等による働き方改革に係る取組状況の公表
	⑫部活動改革の推進	・知事部局と連携した新たな地域クラブ活動の構築に向けた体制整備 ・部活動改革に関する取組の趣旨・内容等についての周知・理解の促進
	⑬コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした、地域のネットワークの強化	・学校や保護者・地域など多様な人々による熟議・協働活動の促進 ・地域のネットワークを支える人材の養成及び活躍の場の創出

#### 4 その他（主な変更内容）

##### 柱4. 学校・家庭・地域の連携・協働

- ⑪ 学校・教員が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進  
ア 学校・教員が担う業務の役割分担等の検討

<p>【学校以外が担うべき業務】</p> <p>① 登下校への対応に関すること</p> <p>② 学校外における放課後や夜間などの見回り、児童生徒の補導への対応に関すること</p> <p>③ 学校徴収金（学校給食費等）の徴収・管理に関すること</p> <p>④ 地域ボランティア等との連絡調整に関すること</p> <p>⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応に関すること</p> <p>【教師以外が積極的に参画すべき業務】</p> <p>⑥ 調査・統計等への回答に関すること</p> <p>⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理に関すること</p> <p>⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理に関すること</p> <p>⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理に関すること</p> <p>⑩ 校舎の開錠・施錠に関すること</p> <p>⑪ 児童生徒の休み時間における対応に関すること</p> <p>⑫ 校内清掃に係る対応に関すること</p> <p>⑬ 部活動に係る対応に関すること</p> <p>【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】</p> <p>⑭ 給食の時間における対応に関すること</p> <p>⑮ 授業準備に関すること</p> <p>⑯ 学校評価や成績処理に関すること</p> <p>⑰ 学校行事の準備や運営に関すること</p> <p>⑱ 進路指導の準備に関すること</p> <p>⑲ 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応に関すること</p>
---

山 口 県  
学校における働き方改革加速化プラン  
【第3期】

令和6年（2024年）4月

（令和8年（2026年）4月改訂（案））

山口県教育委員会

－ 目 次 －

I 策定(改訂)に当たって	P 1
II これまでの取組の状況	P 2
III 目標・推進指標・期間	P11
IV 取組の推進体制	P13
V 取組の柱	P14
VI 具体的な取組内容	P15
VII 県教育委員会、市町教育委員会及び学校によるプランの活用	P <u>35</u>

## I 策定(改訂)に当たって

県教育委員会では、令和3年7月に「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」を改訂し、目標として「時間外在校等時間の上限方針の遵守『月45時間、年360時間を超える教員の割合を0(ゼロ)%に近づける。』」を掲げ、持続可能な学校の指導・運営体制の構築や、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、市町教育委員会と連携しながら、業務の見直し・効率化、勤務体制等の改善や学校支援人材の活用などに取り組んできました。

これまでの取組により、ICTの活用による業務の効率化や外部人材の活用等が進み、時間外在校等時間が全ての校種で減少するなど、一定の成果が得られたものの、依然として多くの教員が時間外在校等時間の上限を超えて勤務している状況にあり、文部科学省の教員勤務実態調査(2022(令和4)年度)においても、長時間勤務の教員が多いことが明らかになっています。

こうした中、令和5年8月に、中央教育審議会初等中等教育分科会 質の高い教師の確保特別部会において「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」が取りまとめられました。この提言では、「今般の改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教師の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教師のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすることにあり、そのことを常に原点としながら改革を進めていく」ことが求められています。

県教育委員会では、子どもたちに質の高い教育活動を行うことができる環境をめざし、学校における働き方改革がより実効性のあるものとなるよう、これまでのプランに基づく取組の効果と課題を整理し、今後の学校における働き方改革の方向性を取りまとめ、新たなプランを策定し、令和7年6月、文部科学省の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正により、教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が求められことに伴い、プランの一部改訂を行いました。

市町教育委員会や学校現場の教職員、その他関係機関の皆様、さらには保護者や地域の皆様方におかれましては、本プランの趣旨を御理解いただき、共に取組を進めていただきますようお願いいたします。

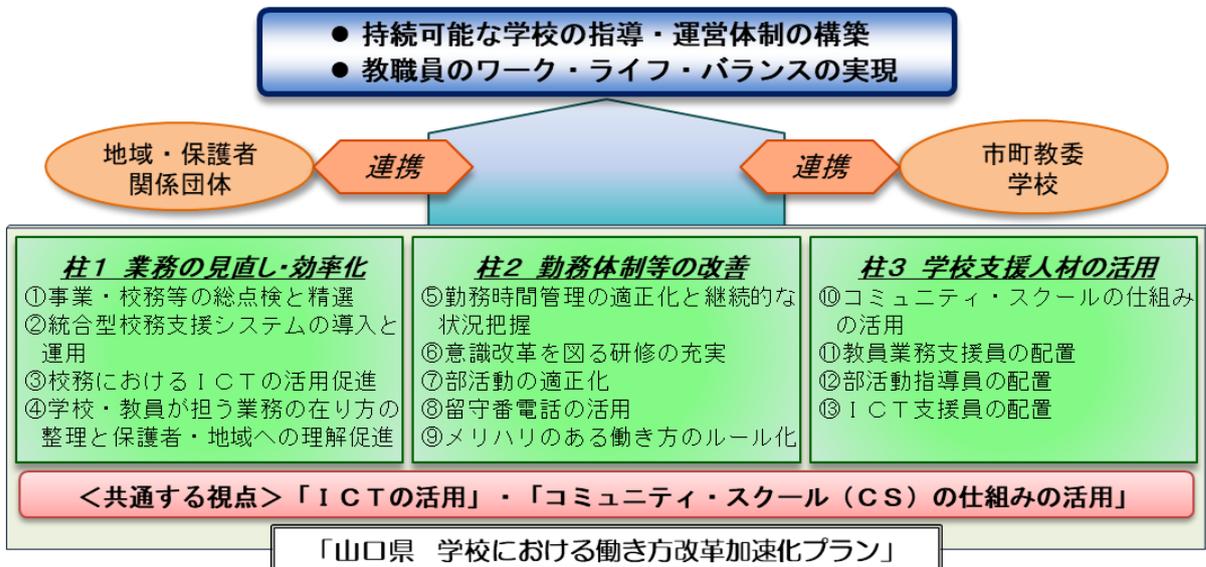
## II これまでの取組の状況（プラン改訂：令和3年7月）

### 1 目標

**時間外在校等時間の上限方針の遵守**  
 「月45時間、年360時間を超える教員の割合を0%に近づける。」

### 2 改訂プランによる取組

- 持続可能な学校の指導・運営体制の構築及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、これまでのプランの3つの柱「業務の見直し・効率化」「勤務体制等の改善」「学校支援人材の活用」を継承
- これまでのプランに基づく取組の状況や効果と課題を踏まえ、3つの柱の下、13の取組を設定
- 「ICTの活用」と「コミュニティ・スクールの仕組みの活用」を各取組に共通する視点として、学校における働き方改革を推進



### 《参考》

H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
<b>第1期 プラン 策定 (H30.3)</b>	<b>【目標】</b> 平成29年度からの3年間で、教員の時間外業務時間を30%削減 ※ 平成31年度の教員の時間外業務時間を、平成28年度比30%減とする。					
			<b>第2期 プラン 策定 (R3.7)</b>	<b>【目標】</b> 時間外在校等時間の上限方針の遵守 「月45時間、年360時間を超える教員の割合を0(ゼロ)%に近づける。」		

### 3 各取組の状況（令和3年度～令和5年度）

#### 柱1. 業務の見直し・効率化

##### ① 事業・校務等の総点検と精選

###### [具体的取組]

###### ア 各種会議・諸調査の精選・簡素化【毎年度実施】

- 県教育委員会各課・室が開催する会議の一体的な開催や各課・室による類似の調査や重複項目の洗い出し、整理・統合を実施

###### 《学校の業務として教員が出席する会議》

- ・ R3：廃止（3会議）、内容・参加者の縮減（2会議）、感染症対応やオンラインでの開催（31会議）
- ・ R4：廃止（4会議）、回数・日程の削減（1会議）、内容や参加者を縮減（1会議）、感染症対応やオンラインでの開催（23会議）
- ・ R5：廃止（2会議）、回数・日程の削減（1会議）、内容や参加者を縮減（4会議）、感染症対応やオンラインでの開催（14会議）

###### 《業務として教員が回答する調査》

- ・ R3：廃止（3調査）、隔年実施に変更（2調査）、回数・項目の削減（2調査）、実施方法の見直し等（10調査）
- ・ R4：廃止（3調査）、回数・日程の削減（1調査）、実施方法の見直し等（9調査）
- ・ R5：廃止（4調査）、回数・日程の削減（1調査）、実施方法の見直し等（8調査）

- 教職員を対象とした各種会議・諸調査の年間スケジュールを作成し、各学校に配付

###### イ 各種事業等の精選・簡素化【毎年度実施】

- 県教育委員会における各種事業の総点検及び事業等の精選・簡素化を実施

- ・ 廃止 R3：3事業、R4：8事業、R5：9事業

###### ウ 教育関係団体等への協力依頼【随時実施】

- 学校に対する調査や参加・協力依頼の精選・簡素化の教育関係団体等への協力依頼

##### ② 統合型校務支援システム\*の導入と運用

- ※ 統合型校務支援システム：教務系（成績処理、出欠管理、授業時数管理等）、保健系（健康管理、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録管理等）、学校事務系等を統合した機能を有しているシステム

###### [具体的取組]

###### ア 導入スケジュールの前倒し【実施済】

- 令和5年度までの段階的な導入スケジュールを1年前倒し、令和4年度中に全ての県立高校、県立中学校、県立中等教育学校で運用開始

###### イ システム運用に係る学校へのサポート【毎年度実施】

- ヘルプデスクを設置し、円滑な運用に向けたサポートを実施

###### ウ 導入対象校種の拡大

- 全ての市町立小・中学校での共同調達・共同利用に向けた協議会を設置し、共通のシステムでの運用開始（令和6年4月）に向けて協議を実施
- 令和6年度のシステム更新（クラウド化）に併せて、県立特別支援学校に導入

### ③ 校務におけるICTの活用促進

#### [具体的取組]

#### ア ICT機器を活用した教職員の業務の効率化【毎年度実施】

- 学習指導に係る業務へのICTの積極的な活用を推進
  - ・ 令和5年9月に全ての県立高校等にクラウド型採点システム\*を導入
  - ※ クラウド型採点システム：答案用紙をスキャンしたデータをクラウド上に保存し採点するシステムであり、選択式の解答の自動採点や得点の自動集計等の機能を有するもの
- Web会議システム等を活用した会議や研修会を実施
  - ・ 教育課程研究協議会や校長会をはじめ、多くの会議や研修会について、ウェブ会議システム等を活用し、オンラインで開催
- 職員会議でのペーパーレス化を推進
  - ・ 朝礼や職員会議をペーパーレスで実施している学校が増加
- 学校から家庭に配付する文書やアンケート等の電子化を推進
  - ・ 家庭に配付する連絡文書等をペーパーレス化し、PDFでメール配信したり、学校評価アンケートや修学旅行の行先希望調査等をウェブのアンケートフォームで実施したりする学校が増加

#### イ 教職員のICT活用指導力向上に向けた支援【毎年度実施】

- 教職員の業務の効率化につながるサポート体制を充実
  - ・ ICT活用推進リーダー養成講座を実施し、各学校でICT活用のリーダーを担う人材を育成
    - 《受講者数》 R3：30人、R4：37人
  - ・ 専門研修（計4回の研修講座）を実施し、ICT活用指導力を向上
    - 《受講者数》 R5：124人
  - ・ 「サテライト研修」の仕組みを活用し、ICT活用指導力を向上
    - 《県内エリア別研修参加者数》  
R3：13会場で405人、R4：13会場で330人（県立学校の教員対象）
    - 《サテライト研修受講者数》  
R5：23会場で694人（小・中・高・特の教員対象）（令和5年12月末時点）
  - ・ ウェブサイト「やまぐちICT新たな学びラボ」（通称：YAMA-LABO）において、授業映像や授業で役立つICT教材等の学びの充実につながる情報を発信

### ④ 学校・教員が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進

#### [具体的取組]

#### ア 学校・教員が担う業務の役割分担等の検討【随時実施】

- 各学校において、「登下校への対応（見守り等）」や「学校行事等の準備・運営」を地域人材の協力を得て実施するなど、学校・教員が担う業務について、学校運営協議会等で検討が行われている状況

#### イ 学校運営協議会やPTAを通じた保護者・地域への理解促進【毎年度実施】

- 学校運営協議会等での熟議の実施
- 毎年度末に、働き方改革に係るリーフレットを県教育委員会が作成・配付し、学校運営協議会やPTA会合等での活用を促進

#### ウ 新たな役割分担に沿った業務の推進【随時実施】

- 「学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務」について、学校運営協議会等で検討し、地域人材の協力を得て校内清掃を行うなど、役割分担が進んでいる学校もあるが、多くの学校では、新たな分担までには至っていない状況

## 柱2. 勤務体制等の改善

### ⑤ 勤務時間管理の適正化と継続的な状況把握

#### [具体的取組]

#### ア ICカードを利用した勤務時間管理システムの整備・活用【令和3年度新たなシステムを整備】

- 令和3年度から、全ての県立学校において、クラウド型出退勤管理システム\*の運用を開始
  - ※ クラウド型出退勤管理システム：教職員の在校等時間をクラウド上で記録し、管理するシステム

#### イ 時間外在校等時間の継続的な把握に基づく、働き方改革推進のPDCAサイクル【毎年度実施】

- 年3回実施する県立学校長との面談（地区別校長会議）において、各学校の時間外在校等時間の状況や働き方改革に係る取組状況についてヒアリングを実施し、各学校における業務量の適正化・平準化及び教職員の意識改革を働きかけ
- 県教育委員会が教員の時間外在校等時間の全県的な状況について把握し、各取組の進捗状況を踏まえ、講ずべき手立てを検討

#### ウ 市町教育委員会への働きかけ【随時実施】

- ICカード等による客観的な把握が導入されていない市町に対して、県立学校における導入・活用等の情報を提供

### ⑥ 意識改革を図る研修の充実

#### [具体的取組]

#### ア 学校における働き方改革に係る研修の充実【随時実施】

- 「教職員意識調査」の作成及び回答・集計、グラフ化された分析資料の作成等を簡便に行えるように、関係のシート等をパッケージ化した「働き方改革 現状分析ツール」を県教育委員会が作成し、各学校における校内研修の充実を支援

#### イ やまぐち総合教育支援センター研修の充実【毎年度実施】

- 基本研修の中で、学校における働き方改革の内容・視点を盛り込んだ研修を、キャリアステージに応じて実施
  - 《「学校における働き方改革」に関する内容を取り扱う研修》

対象	研修名
管理職	新任校長、新任教頭・部主事、新任事務長課程
教諭	初任者、6年次、中堅教諭等資質向上
養護教諭	新規採用、6年次、中堅養護教諭資質向上
栄養教諭	中堅栄養教諭等資質向上
実習助手	新規採用者
寄宿舎指導員	新規採用者、中堅寄宿舎指導員資質向上
事務職員*	中堅主事課程、主任主事課程、事務主任課程、主査課程

- ※ 中堅主事課程研修・主任主事課程研修と事務主任課程研修・主査課程研修は隔年実施
- 専門研修では、外部の専門家を講師として招聘し、学校での先進事例を取り扱う実践的な研修講座を実施（学校における働き方改革研修講座）
  - 《参加者総数》 R3：103人、R4：74人、R5：126人

## ⑦ 部活動の適正化

### [具体的取組]

#### ア 部活動の活動方針に基づく活動の徹底【毎年度実施】

- 部活動取組状況調査（休養日確保の達成状況及び活動時間の設定状況（R5））
  - ・ 県の基準に準じた休養日を確保した：市町立中学校 99.8%、公立高校 94.2%
  - ・ 県の基準に準じた活動時間で活動した：市町立中学校 99.8%、公立高校 93.4%
- 「学校部活動の在り方に関する方針」の改訂（令和5年2月）

#### イ 部活動の段階的な地域移行に向けた新たな体制整備の検討【随時実施】

- やまぐち部活動改革推進協議会の開催や国事業を活用した実践研究の実施
- 市町との連携により、地域における体制整備の構築への支援・補助
- 「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の策定(令和5年10月)

#### ウ 外部団体等と連携した取組の推進【随時実施】

- 学校体育団体等と連携した大会等の統廃合等の要請
- 運動部活動については、中央競技団体が作成した指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例など）を積極的に活用し、合理的かつ効率的・効果的な活動に向けた取組を推進

## ⑧ 留守番電話の活用

### [具体的取組]

#### ア 時間外の留守番電話対応【平成30年度整備済み】

- 時間外の留守番電話対応【平成30年度整備・対応開始】
  - ⇒ 全ての県立学校で活用
- 緊急用携帯電話の整備【平成30年度整備・対応開始】
  - ⇒ 全ての県立学校で活用

#### イ 保護者・地域への理解促進【毎年度実施】

- 県教育委員会作成の働き方改革に係るリーフレットに、時間外の留守番電話対応について掲載し、対応への理解を呼びかけ

#### ウ 市町教育委員会への情報提供【毎年度実施】

- 留守番電話が導入されていない市町に対して、県立学校の導入・運用等の情報を提供

## ⑨ メリハリのある働き方のルール化

### [具体的取組]

#### ア 時差出勤の設定【平成29年度実施】

- 県立学校において、長期休業期間中の「時差出勤」\*を実施
  - ※ 公務に支障のない範囲で、事前の申請により勤務開始・終了時刻を通常より30分又は1時間、早くする又は遅くする制度
- 市町立小・中学校については、市町ごとに設定

#### イ 最終退校時刻の設定【各学校にて随時実施】

- 教員の長時間勤務の改善、時間管理の意識を高めていくため、各学校において「最終退校時刻」を設定

#### ウ ノー残業デーの設定【各学校にて随時実施】

- 学校全体での時間外在校等時間の削減を図るため、学校ごとに月当たり2日以上「ノー残業デー」（一斉退校日）を設定
  - ・ 部活動休養日と同一日での実施、定期考査中にノー残業デー期間を設定 等

#### エ 学校閉庁日の設定【毎年度実施】

- 長期休業中に年次有給休暇等を取得しやすい環境を整備するため、県立学校において、8月13日から8月15日までの3日間、学校閉庁日を実施
  - ・ 閉庁期間中は、保護者や外部からの問い合わせや事務室等における窓口業務に対応する者を置かず、原則として課外授業や部活動等の児童生徒の活動は行わない。
- 市町立小・中学校については、市町ごとに設定

#### オ 国の法改正を踏まえた規定の整備【令和3年度実施】

- 「『休日のまとめ取り』のための一年単位の変形労働時間制」を制度化【令和3年4月1日から施行】

## 柱3. 学校支援人材の活用

### ⑩ コミュニティ・スクールの仕組みの活用

#### [具体的取組]

#### ア 多様な人々による熟議・協働活動の促進【毎年度実施】

- 「熟議サポート」による熟議開催の支援
- 「地域連携教育エキスパート」の派遣による、教員の働き方改革に関する好事例等の提供（令和3年度・令和4年度）
- 地域ぐるみの教育活動の推進

#### イ 人材（コーディネーター）の養成及び活躍の場の創出【毎年度実施】

- 養成講座やステップアップ講座を受講した人材が、学校間の連携や地域の支援者との連携調整等を行うコーディネーターとなり、地域連携教育を担当する教員が担っていた業務の負担を軽減

## ⑪ 教員業務支援員の配置

### [具体的取組]

#### ア 教員業務支援員の配置・支援【毎年度実施】

- 長時間勤務の実態が認められる小・中学校や「学校における働き方改革を中心となって推進する学校」と位置付ける小・中学校に、教員業務支援員を配置する市町を支援

#### イ 市町教育委員会への情報提供【毎年度実施】

- 教員業務支援員の効果的な活用事例等を取りまとめ、「学校における働き方改革推進会議」\*等で情報提供
- ※ 県教育委員会関係課・室関係者、市町教育委員会関係者及び小・中・高等学校校長会長等が出席し、全県的な取組の加速化、情報共有、取組の検証等を行う会議

## ⑫ 部活動指導員の配置

### [具体的取組]

#### ア 部活動指導員の配置・支援【毎年度実施】

- 適切な休養日や活動時間の設定など、部活動の適正化を進めている学校を対象に部活動指導員を配置し、配置校における部活動指導体制の充実を促進
- 部活動指導員を配置する市町を支援

#### イ 部活動指導員の人材確保・育成【毎年度実施】

- 地域の人材や各種団体との円滑な連携を図りながら、部活動指導員や外部指導者等の配置を促進
- 部活動指導員等の資質向上に向けた研修の充実、受講の促進
  - ・ 部活動指導員研修会、部活動指導者サミット等の研修会の実施

#### ウ 学校体育団体等への要請【随時実施】

- 部活動指導員による単独での生徒引率を可能にするために、学校体育団体等の引率規程の改正を要請
  - ・ 高等学校体育連盟主催大会において、部活動指導員による単独での生徒引率を承認

## ⑬ ICT支援員の配置

### [具体的取組]

#### ア ICT支援員の配置と派遣【毎年度実施】

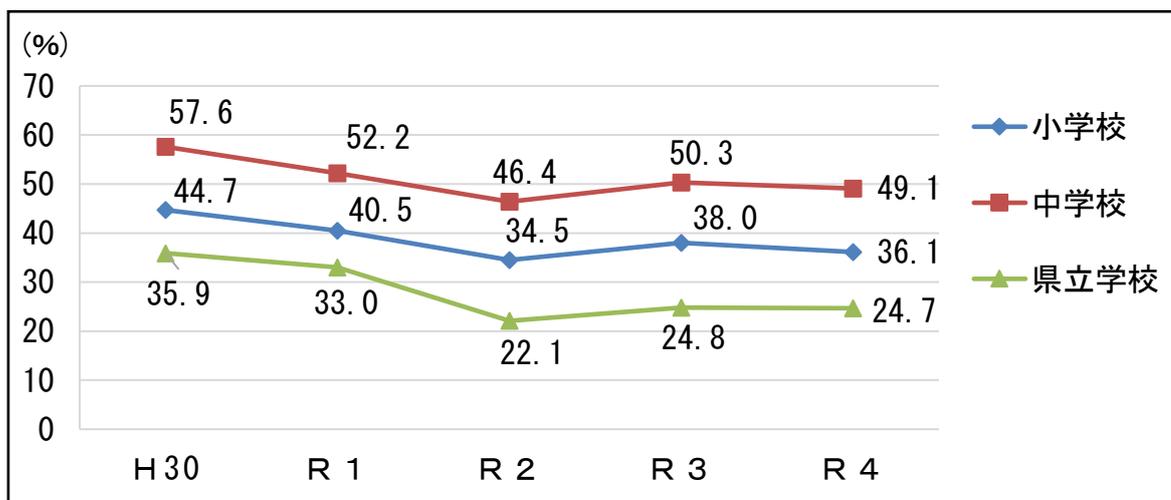
- ICT支援員を定期的に県立学校に派遣し、教員の日常的なICT活用をサポートすることで教員の負担を軽減
- 市町立小・中学校については、市町ごとに配置

#### イ ヘルプデスクの設置【毎年度実施】

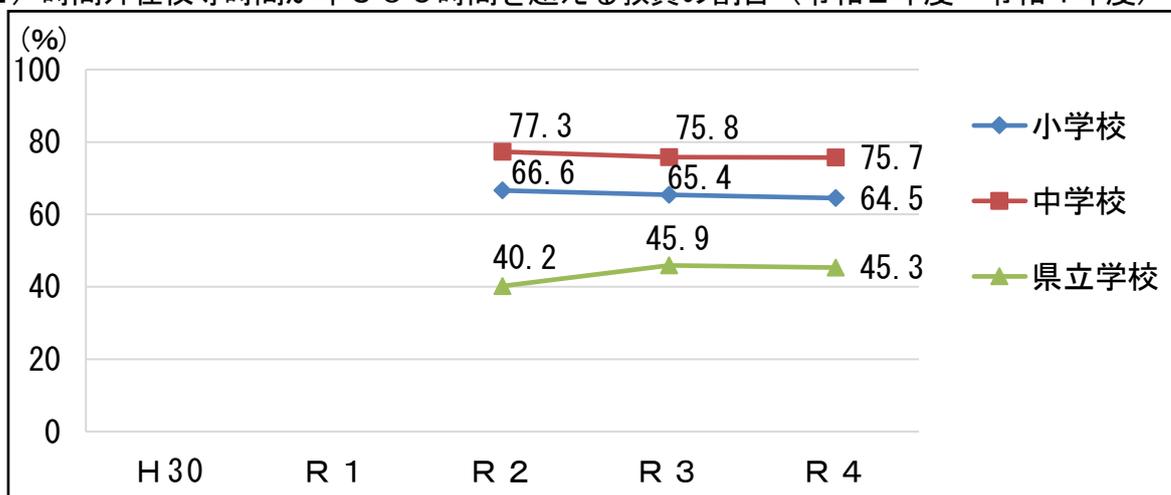
- ICT支援員不在時の対応や、技術的な問い合わせへの対応を可能にするため、ヘルプデスクを設置

## 4 本県の時間外在校等時間の状況と今後の取組の方向性

(1) 時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合（平成30年度～令和4年度）

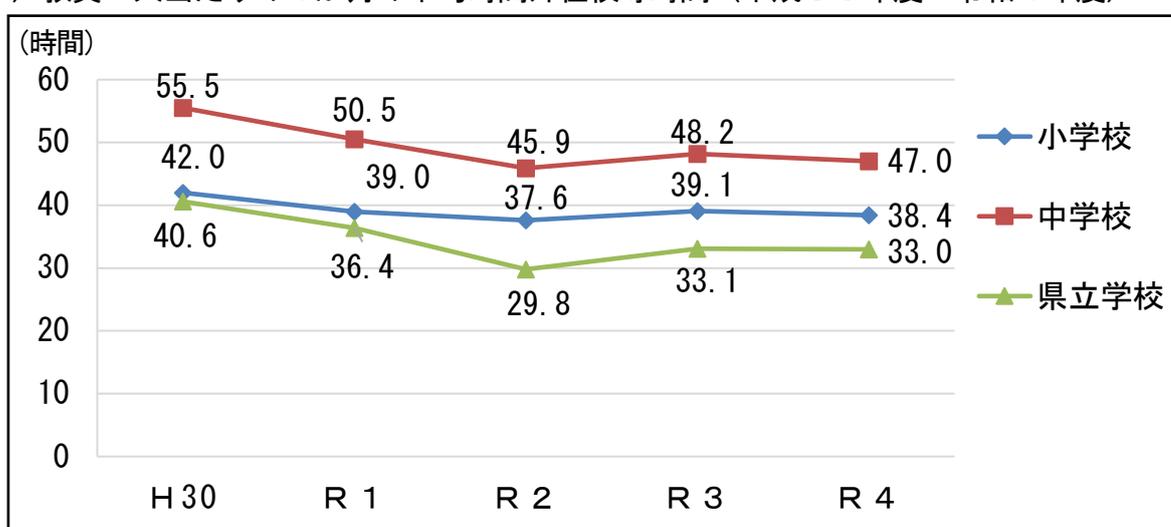


(2) 時間外在校等時間が年360時間を超える教員の割合（令和2年度～令和4年度）



※ 「時間外在校等時間が年360時間を超える教員の割合」は、令和2年度から調査

(3) 教員一人当たりの1か月の平均時間外在校等時間（平成30年度～令和4年度）



※ 令和2年度：新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業（4・5月）

#### (4) 令和4年度の時間外在校等時間の状況

[時間外在校等時間が1か月当たり45時間超、80時間超、100時間以上の人数・割合]

区分	小学校		中学校		県立学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
45時間超	1,485	36.1	1,199	49.1	822	24.7
80時間超	133	3.2	298	12.2	239	7.2
100時間以上	19	0.5	98	4.0	112	3.4

[教員一人当たりの1か月の平均時間外在校等時間]

	小学校	中学校	県立学校
平均時間外 在校等時間	38.4 時間	47.0 時間	33.0 時間

[時間外在校等時間が1か月当たり45時間を超えた主な理由]

	部活動	生徒 指導	学習 指導	学年・ 学級	教材 研究	校務 分掌	地域 連携	予見不 能事案	その他
小学校	0.5%	3.8%	4.0%	45.8%	25.2%	18.9%	0.6%	0.9%	0.4%
中学校	22.9%	6.0%	1.9%	31.9%	10.3%	25.6%	0.4%	0.1%	0.7%
県立学校	48.4%	1.9%	5.0%	8.3%	8.5%	18.1%	0.3%	0.9%	8.6%

- ・ 小学校の月45時間を超える人数の割合は、36.1%であり、その理由は、「学年・学級の業務」「教材研究」「校務分掌の業務」の順に割合が高い。
- ・ 中学校の月45時間を超える人数の割合は、49.1%であり、その理由は、「学年・学級の業務」「校務分掌の業務」「部活動の指導」の順に割合が高い。
- ・ 県立学校の月45時間を超える人数の割合は、24.7%であり、その理由は、「部活動の指導」「校務分掌の業務」「教材研究」の順に割合が高い。

#### (5) 今後の取組の方向性

- 法令で定められた教員の勤務時間の上限等を定める指針を踏まえ、業務量の適正な管理について徹底を図るとともに、業務改善の取組を一層推進し、時間外在校等時間の縮減に努める。
- 教員が子どもと向き合う時間を十分に確保できるよう、「コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした取組」や「ICT環境を生かした取組」など、本県の強みを生かし、業務の更なる効率化や負担軽減につながる取組を進めるとともに、市町教育委員会や学校、家庭・地域と一体となって、学校における働き方改革を一層推進する。

### III 目標・推進指標・期間

#### 1 目標・推進指標

持続可能な学校の指導・運営体制の構築及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、令和2年3月に定めた「時間外在校等時間の上限に関する方針」（次ページ）に基づき、前プランからの目標を継承し、その達成に向けて、学校における働き方改革を推進していきます。

また、目標達成に向け、新たな「推進指標」を設けることとしました。

さらに、令和7年6月の給特法の一部改正を受け、令和8年4月、「健康確保措置」に関する目標を追加しました。

#### 【目標】

##### 時間外在校等時間の上限方針の遵守

「月45時間、年360時間を超える教員の割合を0%に近づける。」

##### 健康診断受診の推進

「定期健康診断及び精密検査の受診率を100%に近づける。＊」

※ 山口県教育委員会R6受診率：定期健康診断98.0%、精密検査84.1%

#### 【推進指標】

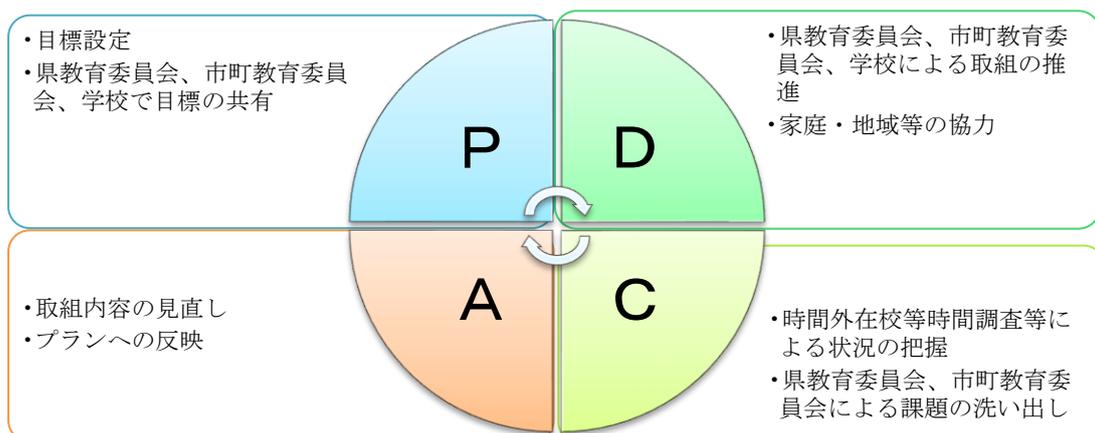
- 教員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均を30時間以内にする。  
R6：小学校35.0時間 中学校41.7時間 県立学校32.1時間
- 働き方改革に係る取組状況をWebページ等で公表している学校の割合を100%にする。  
R6：小学校55.0% 中学校54.0% 県立学校73.8%

#### 2 期間等

プランの期間は、令和6年(2024年)4月から令和10年(2028年)3月までとします。期間中において、以下の視点を踏まえ、適宜見直しを行います。

##### [プランの見直しの視点]

- 時間外在校等時間の状況
- 具体的な取組の検証
- 国の施策等



**参 考 「時間外在校等時間の上限に関する方針」について**

**【法改正（R1.12）】**

給特法が改正され、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」の策定について定められました。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」  
第7条に規定する指針

**【県条例及び規則改正（R2.3）】**

条例において、教育委員会は、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとし、規則において、教育職員の時間外在校等時間の上限を定めました。

**「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」**

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

**「山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」**

教育職員の在校等時間<sup>\*1</sup>から正規の勤務時間を除いた時間が、上限時間を超えない範囲とする。

**時間外在校等時間<sup>\*2</sup>の上限時間**

1か月について45時間、1年について360時間

**臨時的に上限時間を超える場合**

「通常予見することができない業務量の大幅な増加<sup>\*3</sup>」に伴い臨時的に上限を超えて従事させる必要がある場合は、次の①、②の時間の範囲内とする。その場合も、③、④の要件を満たすものとする。

- ① 1か月について100時間未満
- ② 1年について720時間
- ③ 45時間を超える月が1年について6月以内
- ④ 連続する複数月（2～6か月）の平均時間外在校等時間が80時間以内

※ 各市町教育委員会においても同様に規則で規定

※1 在校等時間：教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間（超勤4項目も含む）

＜基本とする時間＞		○在校している時間
＜加える時間＞ ① 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間	＜除く時間＞ ② 勤務時間外における自己研鑽及びその他業務外の時間（自己申告による） ③ 休憩時間	

※2 時間外在校等時間：在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間

※3 通常予見することができない業務量の大幅な増加

具体の事案の内容に応じ、教育委員会又は校長が判断。例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合などが考えられる。

## IV 取組の推進体制

県教育委員会に設置した「学校における働き方改革推進室」において、働き方改革に係る施策等の企画、総合調整及び必要に応じたプランの改善・見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。

### 学校における働き方改革推進室（県教育委員会）

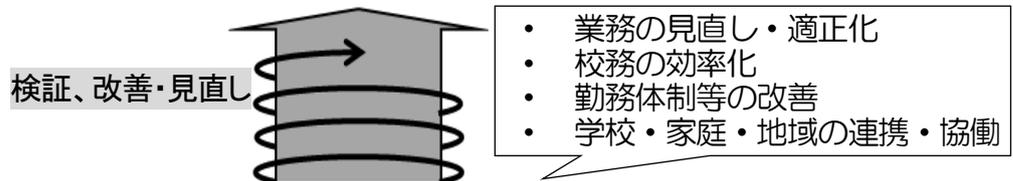
- 〔構成〕 理事(室長)、教育政策課長(室次長)、関係課長・班長(室員) 等  
 〔役割〕 改革に係る施策等の企画及び総合調整、進行管理 等

また、「学校における働き方改革推進会議」において、市町教育委員会や校長会等と連携しながら、プランに基づく各種取組を積極的に展開します。

### 学校における働き方改革推進会議

- 〔構成〕 県教育委員会：理事、審議監、各課副課長、各課・室関係者  
 市町教育委員会関係者、小・中・高等学校校長会長 等  
 〔役割〕 全県的な取組の加速化、情報共有、取組の検証 等  
 〔体制〕 会議に「業務精選検討部会」「ICT活用検討部会」「業務改善推進部会」を設置

## 豊かな学びを支える教育環境の充実

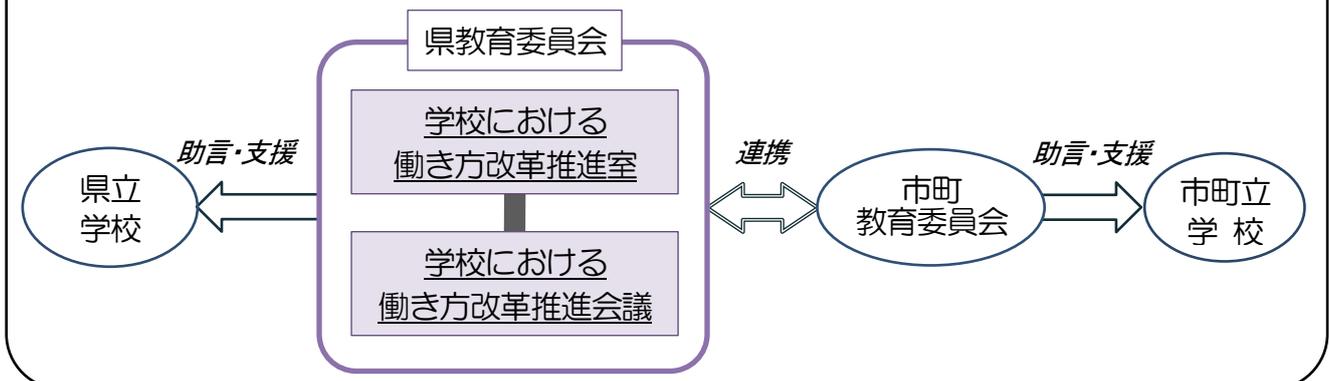


## 学校における働き方改革の推進

【各取組に共通する視点】

コミュニティ・スクールの  
連携・協働体制

ICT環境



## V 取組の柱

- これまでの「業務の見直し・効率化」「勤務体制等の改善」「学校支援人材の活用」の3つの柱を見直し、「業務の見直し・適正化」「校務の効率化」「勤務体制等の改善」「学校・家庭・地域の連携・協働」の4つの柱の下、13の取組を設定します。
- 「コミュニティ・スクールの連携・協働体制」と「ICT環境」を各取組に共通する視点として、学校における働き方改革を推進します。

### 4つの柱・13の取組

共通する視点

「コミュニティ・スクールの連携・協働体制」・「ICT環境」

#### 柱1. 業務の見直し・適正化

働き方改革推進の前提となる勤務時間の適切な把握に取り組むとともに、学校における業務の精選と業務量の適正化を図ります。

- ① 適正な勤務時間管理と継続的な状況把握
- ② 事業・校務等の精選
- ③ 意識改革や業務の効率化を図る研修の充実

#### 柱2. 校務の効率化

ICTの効果的な活用により、学校における業務の更なる効率化を図ります。

- ④ 統合型校務支援システムの効率的な運用
- ⑤ 校務におけるICT活用促進

#### 柱3. 勤務体制等の改善

柔軟な勤務体制の整備や業務・活動時間のルール化等、勤務体制等の改善を図るとともに、支援スタッフの配置の充実を図ります。

- ⑥ メリハリのある働き方のルール化
- ⑦ 教職員の健康の確保
- ⑧ 教員業務支援員の配置
- ⑨ 部活動指導員の配置と部活動の適正化
- ⑩ ICT支援員の配置

#### 柱4. 学校・家庭・地域の連携・協働

「チームとしての学校」の実現に向け、学校・家庭・地域の連携・協働体制の充実を図るとともに、校務や地域連携協働活動等を支援する学校支援人材の更なる活用を図ります。

- ⑪ 学校・教員が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進
- ⑫ 部活動改革の推進
- ⑬ コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした、地域のネットワークの強化

## VI 具体的な取組内容

### 柱1. 業務の見直し・適正化

#### ① 適正な勤務時間管理と継続的な状況把握

県教育委員会では、平成30年度に全ての県立学校に、ICカードにより出退勤時刻を把握するシステムを導入し、客観的な勤務時間の把握を開始しました。

勤務時間の適正な把握は、学校における働き方改革を推進する上で、取組推進の前提となるため、引き続き、ICTの活用やタイムカード等で出退勤時刻を記録し、それを集計するシステムから得られた客観的なデータを基に、教員の勤務時間の実態を常に正確に把握することで、学校における働き方改革の進捗状況を検証し、県教育委員会として講ずるべき手立ての検討に生かしていきます。

#### [具体的取組]

##### ア クラウド型出退勤管理システムの活用

ICカードによる出退勤時刻を把握するシステムを、令和3年度に、クラウド上で教員の在校等時間を記録し、管理できるシステムに改修して、全ての県立学校に導入し、運用を開始しました。

学校からの意見等を踏まえながら、学校・教員にとって使いやすいシステムとなるよう、適宜改修を加えながら、継続して在校等時間の客観的な把握を行っていきます。

##### イ 時間外在校等時間の状況の継続的な把握に基づく、働き方改革推進のPDCAサイクル

教員一人ひとりが、クラウド型出退勤管理システムにより、自身の時間外在校等時間の状況を把握し、自分の働き方の現状や時間外在校等時間の推移等を認識することで、気付きを促し、意識改革へとつなげていきます。

また、県教育委員会では、各学校の所属教員の時間外在校等時間のデータを集約し、全県的な状況を把握することで、学校における働き方改革の進捗状況を踏まえた講ずるべき手立てを検討していきます。

##### ウ 市町教育委員会への働きかけ

ICTの活用やタイムカード等による客観的な勤務時間管理については、全ての市町で実施されていますが、県立学校でのシステムの導入・活用等の状況を伝え、勤務時間管理がしやすいシステムの導入等を働きかけていきます。

## これまでの取組における好事例

### 《教員一人ひとりの時間外在校等時間の状況を可視化》

- 教員ごとの個票（時間外在校等時間記録表及び時間外在校等時間の平均）を毎月作成・配付し、常に自分の勤務状況を確認し、改善を意識できるようにした。
- 月半ばの勤務時間総数の提示により、個人の1か月間におけるタイムマネジメントの意識化及び改善策への具体的な働きかけを行った。
- 教員ごとの個票を示して面談を行い、教員自らに今後の見込みや目標を考えさせ、上限規制の遵守を意識させるようにした。時間外在校等時間が月45時間を超えた教員には、翌月に向けて、「改善プラン」を管理職と一緒に立案した。

### 《学校全体の時間外在校等時間の状況を可視化・共有》

- 上限規制の内容や自校の毎月の時間外在校等時間の状況、学校の取組等をまとめた学校独自の「〇〇学校 働き方改革 推進プラン」を作成し、毎月の職員会議で配付・掲示

## 〇〇学校 働き方改革 推進プラン

RO.〇.〇

**趣旨** 山口県教育委員会では、教職員の健康保持とワークライフバランスの実現に向けた取組を進めています。また、令和2年1月17日に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針」が告示され、①1か月の時間外在校等時間について、45時間以内、②1年間の時間外在校等時間について、360時間以内（※生徒に係る臨時的な特別事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、②1年間の時間外在校等時間について、720時間以内）と示されています。本校においても、以下の取組を推進することにより、時間外在校等時間を削減し、教職員一人ひとりがゆとりをもって家族や生徒と向きあい、活力ある学校づくりをめざします。

**最終退校時刻** 最終退校時刻を午後7時とします。 ◆午後6時台には退校できるよう心がけましょう。

(参考) 時間外在校等時間の状況 人 (%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
80時間超	R4												
	R3												
45時間超	R4												
	R3												

**ノー残業デー** 毎月の給料日の前後3日間を「ノー残業デー」とします。  
◆部活動の休養日を踏まえ、このうち1日を定時に退校するよう心がけましょう。

**部活動休養日の活用**

◆部活動の休養日は早めの退校を心がけましょう。

<部活動休養日>  
○週当たり2日以上休養日を設け、1日は土日に休養日を設定するようにしましょう。  
○活動時間は、平日は2時間程度、土日は、原則として、3時間程度としましょう。  
※部活動は、概ね翌月が始まる2週間前までに計画を作成し、それに基づき活動しましょう。

<生徒指導課内規では>  
8 部活動等  
(1) 活動時間は原則として次のとおりとする。なお、事情によりこの時間を越えて活動する場合は、部顧問は校長に届け出て承認を得るとともに、保護者あてに文書連絡するものとする。  
① 4月から9月……午後6時30分まで  
② 10月から3月……午後5時30分まで

**年休・週休日の振替え取得の推進**

◆週休日の振替えは確実にとりましょう。年休の消化に努めましょう。

一人で抱え込まずに、  
声を掛け合い  
みんなで対応！

- 16 -

89

---

## 柱1. 業務の見直し・適正化

### ② 事業・校務等の精選

---

県教育委員会では、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、平成18年度から各種会議や諸調査の精選・簡素化に取り組んできました。

学校における働き方改革を県教育委員会全体で進めていくために、各課・室を越えた組織として、設置している「学校における働き方改革推進室」の機能を生かし、今後も、引き続き、全庁体制で、学校の負担軽減につながるよう事業・校務等の精選を進めていきます。

#### [具体的取組]

##### ア 各種会議・諸調査の精選・簡素化

「学校における働き方改革推進会議」の中に位置付けている「業務精選検討部会」を開催し、各課・室が実施する各種会議及び諸調査の精選・簡素化を検討します。

さらに、県教育委員会各課・室ごとの精選・簡素化にとどまらず、例えば「各課・室が開催する会議の一体的な開催」や「各課・室による類似の調査や重複項目の洗い出し、整理・統合」など、全庁体制での精選・簡素化の一層の推進を図ります。

◀ 「業務精選検討部会」での精選・簡素化を一層進めるための視点 ▶

- ・ オンラインでの会議により、出張に係る移動時間等を削減
- ・ 会議の復命について、主催者側が主な内容を文書にし、参加者に提供
- ・ 調査回答の鑑文について、不要であることを通知
- ・ 調査の回答について、依頼者が回答例を作成して送付 等

##### イ 各種事業等の精選・簡素化

県教育委員会各課・室が所管する各事業について、相互の関連性や類似性を念頭に置き、各事業の総点検に取り組むとともに、事業の成果や費用対効果を勘案し、積極的にスクラップ・アンド・ビルドを行うなど、精選・簡素化を一層に進めていきます。

##### ウ 教育関係団体等への協力依頼

学校に対しては、教育委員会からだけでなく、教育関係団体等からも多くの調査や参加・協力の依頼がなされており、これらの精選・簡素化について協力依頼を行うとともに、Webアンケートやオンライン参加など、ICTを活用した効率的な実施を提案していきます。

##### エ 「働き方改革チェックシート」等による各学校におけるPDCAサイクルの推進

文部科学省作成の「働き方改革チェックシート」や県教育委員会作成の「働き方改革 現状分析ツール」等の活用を促すことにより、各学校の働き方改革に係るPDCAサイクルを推進するとともに、定期的に各学校における校務の精選や簡素化等の進捗状況を把握し、取組状況を踏まえた改善を働きかけていきます。



## 柱1. 業務の見直し・適正化

### ③ 意識改革や業務の効率化を図る研修の充実

学校における働き方改革を進めるためには、業務の見直し等と併せて、教職員自身の働き方も勤務時間を意識したものに変わっていく必要があります。引き続き、教職員の「働き方」についての意識改革を進めていくため、市町教育委員会、やまぐち総合教育支援センターと連携を図り、研修の充実に取り組みます。

#### [具体的取組]

##### ア 学校における働き方改革に係る研修の充実

教職員一人ひとりが働き方を変えていく意識を強くもつことが重要なため、「チームとしての学校」の実現、タイムマネジメントの意識化、ワーク・ライフ・バランスの推進等について、県内の各学校における取組の好事例等の情報提供を行うとともに、県教育委員会作成の「働き方改革 現状分析ツール」や文部科学省作成の「全国の学校における働き方改革事例集」等の活用を促し、学校における働き方改革に係る校内研修の充実に取り組みます。

##### イ やまぐち総合教育支援センター研修の充実

やまぐち総合教育支援センターが開催する各研修に「学校における働き方改革」の内容・視点を盛り込み、勤務時間を意識した働き方を推進します。

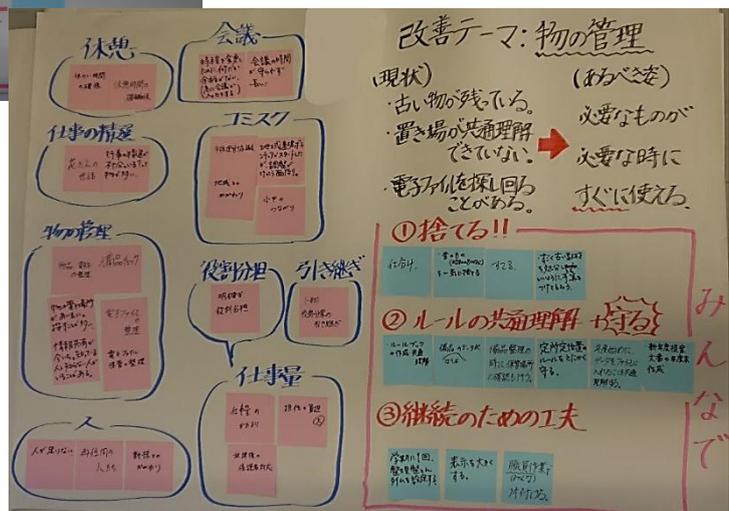
#### 【参考】やまぐち総合教育支援センターが令和6年度に開催する研修講座 ～「学校における働き方改革」を取り上げる研修講座～

区分	対象	研修講座名
基本研修 (悉皆研修)	管理職	新任校長、新任教頭・部主事、新任事務長課程
	教諭	初任者、6年次、中堅教諭等資質向上
	養護教諭	新規採用、6年次、中堅養護教諭資質向上
	栄養教諭	中堅栄養教諭等資質向上
	実習助手	新規採用者、中堅実習助手資質向上
	寄宿舎指導員	新規採用者
	事務職員	中堅主事課程、主任主事課程
専門研修 (希望研修)	教職員 ※10年次以上の者	学校における働き方改革

## これまでの取組における好事例

### 《各学校における研修の充実》

- 「学校における働き方改革」に係る研修受講後に、復伝を兼ねて、受講した内容をもとに、校内研修でワークショップを実施し、研修の内容を共有するとともに、教職員の意見をもとに、行事等の精選のきっかけをつくった。
- 「タイムマネジメント」について、若手教員が中堅教員に気軽に聞くことができる時間を2週間に1回程度設定し、日頃の時間の使い方や子どもの学びの質を高めるための工夫について学ぶことができるようにした。
- 「働き方改革 現状分析ツール」を活用して作成した、教職員の業務改善に向けたアイデア等を集約した資料をもとに、校内研修で業務改善や行事等の精選を課題とした熟議を実施し、教職員のアイデアの幾つかを実現した。
- 管理職が職員会議や打合せなどの機会をとらえて、学校の働き方改革についての情報を提供したり、国の動向について説明したりすることによって、「早く帰ろう」という意識が高まった。



働き方改革に係る研修会で行われたワークショップでのまとめ

---

## 柱2. 校務の効率化

### ④ 統合型校務支援システムの効率的な運用

---

統合型校務支援システムは、生徒の基本情報、学習成績、出欠席、保健関係情報などを統合して、管理・処理するシステムです。

県教育委員会では、令和元年度から順次導入し、令和4年度から全ての県立高校、県立中学校、県立中等教育学校で運用を開始しました。これにより、各学校のシステムの運用継続の困難さや、異動ごとに各学校独自のシステムの操作を習得する必要性といった課題に対応し、業務の標準化・効率化を可能としました。さらに令和6年度には、県立特別支援学校でも運用を開始します。

また、校務で利用するために導入した各種サービスと統合型校務支援システムとのデータ連携や、校種間のデータ連携を推進することにより、校務の一層の効率化を図り、教職員の業務負担を軽減し、児童生徒一人ひとりと向き合う時間を生み出すなど、教育の質の更なる向上をめざします。

#### [具体的取組]

##### ア 統合型校務支援システムと各種システムの連携による校務の効率化

統合型校務支援システム、令和6年度に構築される教育ダッシュボード、県立高校等に導入されたクラウド型採点システムなどの各種システムで取り扱うデータを連携させることにより、校務の効率化を図るほか、教育データの活用を通して、個に応じた教育の充実をめざします。

##### イ 県立学校及び市町立学校等の統合型校務支援システムを活用した校種間でのデータ連携の推進

令和6年度から市町立学校等において同一の統合型校務支援システムが導入される利点を生かし、県立学校に進学する中学生の各種データを、それぞれの統合型校務支援システム間で連携し、校務の効率化をめざします。

また、市町教育委員会に校種間のデータ連携に関する情報を提供することで、ICTを活用した校務の効率化を支援します。

#### これまでの取組における成果

- ヘルプデスクに利用時の疑問点を相談することで、統合型校務支援システムの積極的な利用につながった。
- 校務だけでなく、校務支援システムの担当者としての業務も標準化されて、異動先においても、新たに操作を習得する必要がなく、県立学校で同じシステムを利用するメリットを実感できた。

---

## 柱2. 校務の効率化

### ⑤ 校務におけるICT活用促進

---

県教育委員会では、令和2年度に県立学校の全ての児童生徒に1人1台タブレット端末を配備するなど、コロナ禍においても児童生徒の学びを止めない環境を整備してきました。

また、教職員に対しても指導者用のタブレット端末を配備し、授業での活用を進めてきたところであり、令和6年度以降は、校務においても利用できるクラウド環境を整備することとしています。

#### [具体的取組]

##### ア ICT機器等を活用した教職員の業務の効率化

クラウド型採点システムを令和5年9月に全ての県立高校等に導入し、各学校での活用を進めており、その他の学習指導に係る業務へのICTの積極的な活用も推進します。

また、県や市町で開催する会議や研修のうち、オンラインで実施できるものについては、ウェブ会議システムを活用して、オンラインで開催します。

さらに、令和6年度からのフルクラウド化を契機として、職員会議資料のペーパーレス化や、学校から家庭に配付する文書やアンケート等の電子化等を一層推進します。

##### イ 教職員のICT活用指導力の向上に向けた支援

教職員の業務の効率化につながる研修の充実を図るため、やまぐち総合教育支援センターにおいて、ICT活用能力の向上に向けた専門研修を実施します。

また、校内研修会や市町教育委員会等が主催する教育研修会等へ指導主事等を派遣するサテライト研修も実施します。

##### ウ 教材等の共有化による授業準備の効率化

フルクラウド化のもとで、教科内、学年内の授業資料やホームルーム資料等も含めた校内資料の共有に加え、学校の枠を越えたオンラインコミュニティの構築を推進し、様々な知見を集積させ、授業準備の効率化をめざします。

また、ウェブサイト「やまぐちICT新たな学びラボ」（通称：YAMA-LABO）において、教職員が授業や校務でICTを効果的に活用するために必要な資料や情報（各種アプリケーションの基本的な操作方法の解説、活用事例の紹介、新たな活用方法の提案等）を発信します。

##### エ 「ICT活用検討部会」における取組の推進

文部科学省の「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」も生かしながら、各学校の校務DXによる働き方改革を推進します。

## これまでの取組における好事例

- クラウド型採点システムを利用することで、考査採点業務の効率化が図られた。
- Microsoft Teams の活用により、毎日の職員連絡事項の共有化が図られ、再確認する手間が削減されるとともに、チャット機能を利用して、職員間のコミュニケーションがより円滑に行えるようになった。
- 欠席や遅刻等の保護者からの連絡や学校からの連絡等について、ICT機器を活用することで、朝や夕方方の連絡調整がスムーズに行われた。
- 学習アプリの導入・活用により、時間外の放課後補習授業を廃止した後、校内において、自主的にアプリを使って学ぶ生徒の姿を多く見かけるようになった。
- ICT機器の扱いに慣れている若手教員が、不慣れな教員に教える場面が多くみられ、教員間のコミュニケーションの活性化にもつながった。



ICT活用能力の向上に向けた研修

---

### 柱3. 勤務体制等の改善

#### ⑥ メリハリのある働き方のルール化

---

これまで、各学校においては、業務改善の推進に向けた具体的な取組として、学校ごとに「最終退校時刻」や「ノー残業デー」等を設定し、取組を進めています。

引き続き、市町教育委員会と連携し、勤務時間を意識した働き方の推進や、年次有給休暇等の取得促進などの観点から、「時差出勤」「最終退校時刻」「ノー残業デー」「学校閉庁日」等の設定及び効果的な実施、留守番電話の活用について、全県的に推進していきます。

また、「時差出勤」や「学校閉庁日」などについては、より効果がある実施方法等について検討していきます。

#### [具体的取組]

##### ア 時差出勤の設定

勤務時間を意識した多様な働き方を推進するため、県立学校において、長期休業期間中の「時差出勤」を実施しています（平成29年度から本格実施）。公務に支障のない範囲で、事前の申請により勤務開始・終了時刻を通常より30分または1時間、早く、または遅くすることができます。

##### イ 最終退校時刻の設定

教員の長時間勤務の改善や時間管理の意識を高めていくため、各学校において「最終退校時刻」を設定しています（令和元年度から本格実施）。今後、季節や業務の繁閑により設定時刻を変更するなど、状況に応じた取組を進めます。

##### ウ ノー残業デーの設定

学校全体での時間外業務時間の削減を推進するため、学校ごとに、月当たり2日以上「ノー残業デー」（一斉退校日）を設定し、全ての教職員が勤務時間終了後、速やかに退校するようにしています（令和元年度から本格実施）。部活動休養日と同一日での実施や、中学校区単位で小・中学校が連携して実施するなど、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。

##### エ 学校閉庁日の設定

長期休業中に年次有給休暇等を取得しやすい環境を整備するため、県立学校では夏季休業中に3日間、学校閉庁日を設定しています（令和元年度から本格実施）。閉庁期間中は保護者や外部からの問い合わせや事務室等における窓口業務に対応する者を置かず、原則として課外授業や部活動等の児童生徒の活動は行いません。

##### オ 留守番電話の活用

平日の勤務時間外や土曜日・日曜日の保護者や外部からの電話による問い合わせ等は、緊急時を除き、整備した留守番電話で対応しています（平成30年度に整備完了）。留守番電話による対応時間は、各学校の実態に応じて勤務時間外に設定しています。

##### カ 国の法改正を踏まえた規定の整備

県教育委員会では、国の動向等を注視し、教職員の勤務時間に関する規定の整備を行う必要がある場合は、速やかに検討します。

## これまでの取組における好事例

### 《最終退庁時刻の設定》

- 開錠時刻・施錠時刻に合わせ、児童生徒の「登校時刻」や「最終下校時刻」、「部活動終了時刻」等を見直した。
- 最終退校時刻を、朝の職員伝達事項に毎日記載した。
- 最終退校時刻に合わせ、必ず管理職が校内巡視・個別に声かけ（適宜の指導）を行うと同時に、時間外に行っている業務についてヒアリングを行った。
- 管理職自らが早い時間帯に退校することで、教職員に早めの退校を意識するようになった（雰囲気づくり）。
- 最終退校時刻にチャイムや音楽を鳴らして、教職員に知らせた。
- 退校時刻を「自己申告」するように促し、職員室の「退校予定ボード」で誰が何時に帰る予定であるかを見える化し、退校時刻を意識したり、互いに声をかけ合ったりしやすくなった。

### 《ノー残業デーの設定》

- 定期考査中や水曜日の部活動休養日に設定した。
- 定期考査中にノー残業デー期間を設定した。
- 月3回（第2、第4月曜日と給料日）設定した。
- 朝の職員連絡やグループウェア等で、毎回周知を図った。
- 当日の終業時刻に、校内の一部消灯等を行い、ノー残業デーを意識付けた。

### 《学校閉庁日の設定》

- 学校閉庁日を年間行事計画に記載して保護者等に配付した。

### 《留守番電話の活用》

- 留守番電話の開始時刻を勤務終了時刻に設定した。

### 《放課後の時間の生み出し》

- 登下校の時刻を見直し、放課後の時間を繰り上げた。
- 午前中に5時間授業を実施し、午後は1時間授業にした。
- 一斉下校日を設定した。
- 掃除を行わない日を設定した。
- 短縮日程の日を設定した。

---

### 柱3. 勤務体制等の改善

#### ⑦ 教職員の健康の確保

---

県教育委員会では、教職員の心身の健康を確保するため、公立学校共済組合山口支部及び山口県教職員互助会と連携し、各種健康管理事業に取り組んでいます。引き続き、教職員の心身の不調発生を未然に防ぐとともに、不調の早期発見・早期治療につなげるため、教職員の健康の確保に向けた取組を進めます。

#### [具体的取組]

##### ア 長時間勤務の教職員に対する面接指導の実施

月80時間超の長時間勤務者から申出があった場合は、医師による面接指導を実施します。また、月100時間超の長時間勤務者については、所属長判断による医師の面接指導を積極的に勧奨します。

##### イ 健康診断の実施

定期健康診断、指定年齢健康診断のほか、特別支援学校のうち児童・生徒の介護業務に従事する者を対象とした特殊健康診断（腰痛）など、教職員の勤務状況や希望等に応じた各種健康診断を実施します。

##### ウ ストレスチェックの実施

全ての所属を対象にストレスチェックを実施します。

##### エ メンタルヘルス事業の充実

- メンタルヘルスに関する意識啓発のため、管理職員を対象とした講習会、教職員全般を対象とした研修会を開催します。
- 教職員相談員・保健指導員による相談窓口での相談対応及び保健指導員による巡回保健相談・メンタルヘルス所属訪問を実施します。
- 新規採用教職員を対象として、公認心理師・臨床心理士を職場に派遣し、カウンセリングを実施します。
- 専門医等による無料カウンセリングや相談を受けることができる利用券（年3回まで利用可能）を綴じ込んだメンタルヘルス・ポケットブックを教職員に配付します。
- 「復職サポートシステム」による休職者等への復職支援を行います。

##### オ コミュニケーションの良好な職場環境づくり

教職員が課題を一人で抱え込むことなく、組織的に相談、協働できる職場環境を構築していきます。

##### カ 管理職を中心としたラインケアの取組

管理職によるこまやかな声かけや、教職員評価における面談を活用した教職員の状況把握を行います。

### 柱3. 勤務体制等の改善

#### ⑧ 教員業務支援員の配置

県教育委員会では、平成30年度から小・中学校に教員業務支援員（令和3年度までは「学校業務支援員」）を配置する市町を支援しています。

教員業務支援員の配置校における平均時間外在校等時間の削減率は、県全体と比べて高くなっており、支援員の配置は時間外在校等時間削減へとつながっています。

今後も、教員がより児童生徒の指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、子どもたちの学びの保障につながるよう、市町への配置を継続するとともに、県立高校等に新規配置することにより、教員の業務負担軽減を図ります。

#### [具体的取組]

##### ア 教員業務支援員の配置・支援

長時間勤務の実態が認められる小・中学校に教員業務支援員を配置する市町に対し、必要な支援を行います。

また、長時間勤務の実態が認められる県立高校等に、新たに教員業務支援員を配置し、配置効果を検証します。

#### <教員業務支援員の業務内容>

- 印刷等業務  
学習プリント、学年・学級だより、会議資料、各種連絡文書の印刷・仕分け 等
- 学習・学級事務業務  
提出物の点検、集金・会計の補助、各種作品掲示、教材・教具の準備・片付け 等
- 集計・データ入力等業務  
アンケート集計処理、各種調査のデータ入力、学習に関するデータ入力作業 等
- その他  
学校行事、進路事務、保健室業務、簿冊の整理、会計事務の補助、新型コロナウイルス感染症対策のための清掃活動（消毒作業を含む） 等

※ 市町教育委員会は域内の教員業務支援員配置校に対して、効果的な活用方法等の助言を行うとともに、時間外業務時間の削減状況等を基に、配置・活用について検証します。

##### イ 配置校及び市町教育委員会への情報提供

県教育委員会は、教員業務支援員の効果的な活用事例等を取りまとめ、配置校及び市町教育委員会に情報提供するなど、教員業務支援員の有効的な活用の促進を図ります。

### これまでの取組における好事例

- 管理職から教員業務支援員の業務内容について教職員に伝えるとともに、伝えた業務内容以外にも対応できる業務もあるため、教員業務支援員に依頼したい業務がある場合は管理職に相談するように教職員に周知した。
- 教職員からの「依頼書」をもとに、教員業務支援員が作業内容等の優先順位を整理して業務を行った。
  - ※ 「依頼書」は、「何を」「いつまでに」等の業務内容が具体的に伝わるように作成
  - ※ 教職員は、作成した「依頼書」を、管理職の机の上に置いてある「依頼書ボックス」に入れて依頼
  - ※ 「依頼書」で不明な点ある場合は、依頼元の教職員が職員室にいるときに、教員業務支援員が直接確認
- 管理職が、退勤時刻が遅くなったり、業務（丸付けや印刷等）を抱え込んだりしている教職員を把握し、教員業務支援員の活用を促した。
- 教員業務支援員の座席配置を工夫（管理職の隣に配置して、業務に係る情報交換がしやすくする等）した。
- 年間行事や週予定などを教員業務支援員にも共有し、見通しをもって作業できるようにした。
- 教員業務支援員の業務内容を業務ボード等に記入して「見える化」を図った。
- 管理職から教員業務支援員に、積極的に教職員とのコミュニケーションを図るように依頼し、教員業務支援員に業務を依頼しやすい関係・雰囲気づくりを行った。

### 柱3. 勤務体制等の改善

#### ⑨ 部活動指導員の配置と部活動の適正化

県教育委員会では、適切な部活動運営の体制整備や部活動に係る教員の負担軽減につながるよう、教員に代わり、部活動における単独での指導や大会への引率等を行う「部活動指導員」を配置するとともに、部活動の休養日や活動時間の設定等を盛り込んだ「山口県学校部活動の在り方に関する方針【改訂版】」（以下、「部活動方針」という。）を策定し、部活動の適正化を図ります。

#### [具体的取組]

##### ア 部活動指導員の配置

部活動方針を遵守し、部活動の適正化を進めている学校を対象に、部活動指導員を配置し、部活動指導体制の充実を図るとともに、部活動に係る教員の負担軽減を図ります。

＜部活動指導員の業務内容（校長の管理下）＞

- 専門的指導
- 大会等の生徒引率
- 該当部活動の担当教員との連絡・調整 等

※ 部活動指導員が指導する場合は、原則、単独指導・引率を行います。

※ 配置校に対して、効果的な活用方法等の助言を行うとともに、時間外在校等時間の削減状況等を踏まえ、取組の検証を行います。

##### イ 部活動方針に基づく活動の徹底

各学校においては、毎年度、学校の部活動方針の見直しを行い、その方針や年間・月間活動計画を学校ホームページに掲載することなどにより、部活動の適正化を図ります。

また、県及び市町教育委員会において、各学校における部活動の取組状況を把握し、活動時間や休養日等が、県の部活動方針や市町の部活動方針、学校の部活動方針に沿って遵守されているかを点検するとともに、必要に応じて指導及び助言を行います。

#### これまでの取組における好事例

- 部活動指導員を顧問とし、教員を顧問として配置することなく運営した。
- 地域の指導者や保護者等の指導・運営への協力など、地域と連携した運営により、顧問教員の業務負担を軽減した。
- 学校全体で毎週水曜日を部活動休養日と設定した。
- 生徒や部活動顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会を削減した。

### 柱3. 勤務体制等の改善

#### ⑩ ICT支援員の配置

県教育委員会では令和3年度から、県立学校に整備した1人1台タブレット端末等のICT環境を生かし「やまぐちスマートスクール構想」を推進しています。その中で、授業や校務における教員の日常的なICT活用を支援するために、ICT支援員を配置しています。

県立学校では、校務の効率化や教育データの活用をめざし、令和6年度からフルクラウド環境に移行します。それにより生じる学校での作業や校務でのクラウド活用の推進に対応するため、教員への支援が一層必要となります。また、今後もICT環境の変化に対応する教員への支援を継続することが、教員の負担の軽減だけでなく、児童生徒と向き合う時間の確保による、教育の質の向上につながります。

そのため、ICT支援員の配置を継続し、「やまぐちGIGAスクール運営支援センター」の設置により引き続き教員の負担を軽減します。

#### [具体的取組]

##### ア 教員の日常的なICT活用をサポートする支援員の配置

ICT支援員の学校への定期的な派遣を継続し、教員の日常的なICT活用をサポートすることで教員の負担を軽減します。

##### < ICT支援員業務例 >

- ICT機器（タブレット端末、校内ネットワーク、大型提示装置 等）の諸設定
- ICT機器のトラブルへの対応
- クラウドサービス等を利用した学習活動の実施に向けた支援 等

##### イ 1人1台タブレット端末の故障対応を行う「やまぐちGIGAスクール運営支援センター」の設置

1人1台タブレット端末の故障対応窓口の「やまぐちGIGAスクール運営支援センター」への一元化を継続し、学校での故障対応業務を軽減します。

#### これまでの取組の成果

- 週1回訪問するICT支援員にICT環境の整備を集中的に行ってもらうことで、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することができた。
- ICT支援員からの情報提供を通じ、他校でのICT活用状況を知ることができた。

## 柱4. 学校・家庭・地域の連携・協働

### ⑪ 学校・教員が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進

文部科学省「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年9月）において整理された「学校と教師の業務の3分類」の考え方を踏まえ、学校・教員が担う業務について、コミュニティ・スクールの連携・協働体制を活用し、保護者・地域や関係機関・団体等の理解・協力を得ながら役割分担の検討を進めていきます。

#### [具体的取組]

##### ア 学校・教員が担う業務の役割分担等の検討

下記①～⑱の業務について、「学校における働き方改革推進会議」において、保護者・地域、関係機関・団体等との連携の在り方を含め、各業務の役割分担・適正化等の検討を行います。

#### 【学校以外が担うべき業務】

- ① 登下校への対応に関すること
- ② 学校外における放課後や夜間などの見回り、児童生徒の補導への対応に関すること
- ③ 学校徴収金（学校給食費等）の徴収・管理に関すること
- ④ 地域ボランティア等との連絡調整に関すること（地域学校協働活動の一環として地域学校協働活動推進員等が担うべきものをいい、校務分掌等で教諭等の職務の内容として定められた地域学校協働活動推進員等との連絡調整の職務を除く。）
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応に関すること

#### 【教師以外が積極的に参画すべき業務】

- ⑥ 調査・統計等への回答に関すること
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理に関すること
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理に関すること
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理に関すること
- ⑩ 校舎の開錠・施錠に関すること
- ⑪ 児童生徒の休み時間における対応に関すること
- ⑫ 校内清掃に係る対応に関すること
- ⑬ 部活動に係る対応に関すること

#### 【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】

- ⑭ 給食の時間における対応に関すること
- ⑮ 授業準備に関すること
- ⑯ 学校評価や成績処理に関すること
- ⑰ 学校行事の準備や運営に関すること
- ⑱ 進路指導の準備に関すること
- ⑲ 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応に関すること

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関する指針」（R7.9 文部科学省）を基に作成

##### イ 学校運営協議会やPTAを通じた保護者・地域への理解促進

学校運営協議会やPTA会合等で、めざす子ども像やその現状についての熟議を実施することで、学校・保護者・地域が課題等を共有し、互いの立場や役割への理解を深めるとともに、課題の解決に向けた当事者意識を醸成します。

## ウ 新たな役割分担等に沿った業務の推進

保護者・地域、関係機関・団体等との連携が必要であると判断された業務については、新たな役割分担に基づいた業務の推進に向け、対応可能なものから保護者・地域等との連携・協働体制の構築を図っていきます。

教員の業務と判断されたものについても、その負担軽減について必要な取組を推進します。

## エ Webページ等による働き方改革に係る取組状況の公表

各学校や教育委員会において、Webページ等で教員の勤務実態や働き方改革に係る取組状況を公表し、「見える化」を図ることにより、保護者・地域等との連携・協働体制を充実させていきます。

### これまでの取組における好事例

- 学校運営協議会の熟議で「朝学ボランティア」が話題となり、実施が決まった。地域住民がボランティアとして朝の学習の時間に教室で児童へのアドバイスや丸付けを行うなど、教員をサポートした。
- 家庭教育支援チームと図書館が協働で「親子で図書館司書講座」を開催し、読書習慣形成の役割を家庭や地域でも分担した。
- PTAの会合で、学校・家庭・地域が連携・協働することの大切さについて、地域学校協働活動推進員が説明をしたことで、教員による説明の負担が軽減した。
- 「定時退校日」「ノー残業デー」「学校閉庁日」「留守番電話」の設定などの業務改善に向けた学校の取組を、玄関に掲示またはWebページで公表することにより、保護者・地域等の理解促進を図った。

**●●●学校 働き方改革に係る取組**

☆ 本校は、「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」の3つの柱・13の取組に沿って、教職員の働き方改革に取り組んでいます。

**◇ 時間外在校等時間の削減状況**

■ 令和4年度までの本校における時間外在校等時間の状況

**◇ 本校の主な取組**

令和5年度の重点取組

■ 令和5年度「業務改善実行計画」

本校の働き方改革に係る主な取組

- 業務の見直し・効率化を行っています。
  - ・ 欠席連絡をデジタル化しています。
  - ・ 学校評価アンケートをデジタル化しています。
- 教職員の勤務体制を改善しています。
  - ・ 時差出勤を活用します。(長期休業中は、勤務時間を個別に設定して勤務する教員がいます。)
  - ・ ノー残業デーを実施します。(毎月第2・4水曜日に設定)
  - ・ 学校閉庁日を設定します。(令和5年 8月12日～15日)
  - ・ 勤務時間外(夕方18:00～翌朝7:50まで)は留守番電話で対応します。
- ※ 緊急の連絡が必要な場合は、緊急用の携帯番号に連絡をお願いします。
- 部活動については、活動方針に沿った活動を行います。

■ ●●●学校 部活動方針

**◇ 県教委の取組**

■ 「山口県 学校における働き方改革加速化プラン【改訂版】」

■ 働き方改革リーフレット(令和5年度版)

☆ 保護者・地域の方のご理解とご協力をお願いします。

### 【Webページの作成例】

## 柱4. 学校・家庭・地域の連携・協働

### ⑫ 部活動改革の推進

県教育委員会では、「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（令和5年10月）に基づき、公立中学校における学校部活動の地域連携や地域移行に向けた取組を推進し、学校全体の業務軽減や学校教育の質の向上につなげます。

#### <改革の方向性>

- 県内の全ての市町において、地域の実情に応じた公立中学校等における休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行の取組を実施する。
  - ・ 早期に休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行が可能な市町については、2025(令和7)年度末までの実現をめざす。
  - ・ 移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域への移行については、休日の学校部活動の地域連携や地域移行の進捗状況を踏まえ、地域の実情に応じて、できるところから取り組む。

※「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」抜粋

#### [具体的取組]

##### ア 知事部局等と連携した新たな地域クラブ活動の構築に向けた体制整備

県観光スポーツ文化庁及び各市町と連携を図りながら、本県の公立中学校等における部活動の地域連携や地域移行の取組を推進します。

- やまぐち部活動改革推進協議会の開催等による関係機関・団体等との連携体制の構築
- 地域の実情に応じた、中学生にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境の構築
- 中山間地域をはじめ、体制整備が困難な地域における広域による連携の強化

##### イ 部活動改革に関する取組の趣旨・内容等についての周知・理解の促進

「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の考え方や本県の部活動の地域移行の取組が、教職員や保護者など、関係者に広く行き渡るよう、リーフレットの配付や県教育委員会のホームページへの掲載などにより周知するとともに、各種セミナーや会議等の機会を通じ、理解促進を図ります。

##### ウ 部活動指導員の配置【再掲】

部活動方針を遵守し、部活動の適正化を進めている学校を対象に、部活動指導員を配置し、部活動指導体制の充実を図るとともに、部活動に係る教員の負担軽減を図ります。

#### これまでの取組における好事例

- 実施主体の体制整備や指導者の確保が困難な中山間地域において、部活動の地域移行に関する協議の場を設定し、広域での連携体制について検討した。
- 大学と連携した研修会の開催により指導者の資質向上を図った。
- 複数の種目を体験できるレクリエーション的なスポーツイベントを定期開催した。

## 柱4. 学校・家庭・地域の連携・協働

### ⑬ コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした、地域のネットワークの強化

本県では全国に先駆けて、令和2年度に全ての公立小・中・高等学校・特別支援学校等がコミュニティ・スクールとなり、学校の課題解決に向けて保護者や地域住民等が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな学びや成長を支える取組が行われています。

今後は、コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かして地域のネットワークを強化するとともに、それらを生かした地域学校協働活動の充実を図ることを通して、関係者の学校支援への参画を促し、教員の業務負担軽減につなげていきます。

#### [具体的取組]

##### ア 多様な人々による熟議・協働活動の促進

- 学校運営協議会等において「教員の業務改善」等をテーマとした「熟議」を開催するためのノウハウを提供する「熟議サポート事業」を行います。
- 県立学校や市町教育委員会からの要請に応じてCSチーフを派遣し、各学校や市町で行われている「教員の負担軽減」に関する取組等の好事例を提供します。
- 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動（地域未来塾・放課後子ども教室）において、学校での教育課程と連動したプログラムや教育課程内では不足する部分の補習等を行うなど、教員の学習活動をサポートします。

##### イ 地域のネットワークを支える人材の養成及び活躍の場の創出

- 「地域学校協働活動」において、教員に代わって学校間の連携や地域の支援者との連携調整等を行う「地域協育ネットコーディネーター」を養成する講座を開設します。
- 子育てに関する保護者の相談に応じる等、教員だけでは行き届かない保護者への支援等を行う「家庭教育アドバイザー」を養成する講座を開設します。
- 講座の修了者の情報を市町教育委員会や学校と共有することで、学校からの要請に応じて修了者がスムーズに活躍できるようにします。

#### これまでの取組における好事例

- 学校運営協議会で「児童生徒に身に付けさせたいこと」について地域と共通理解ができてきていることによって、どのような取組においても、事前の打合せに要する時間を短縮できた。
- 家庭教育アドバイザー養成講座修了者に児童の登校の見守りや支援を行ってもらうことで、教員の朝の時間にゆとりが生まれた。
- 生徒の体験活動に必要な物品の準備や専門的な指導の役割を公民館活動団体に担ってもらうことで、教員の負担の軽減につながった。

## VII 県教育委員会、市町教育委員会及び学校によるプランの活用

### 1 県教育委員会

- 本プランに基づく各種取組を積極的に展開し、県立学校における働き方改革を推進します。
- 県立学校における働き方改革が、広く県内の市町立小・中学校においても取り組まれるよう、市町教育委員会に対して、本プランに基づく取組やその成果を積極的に情報提供するとともに、必要な支援を行います。
- 学校における働き方改革に係る全国や県内の好事例を全県に普及させるとともに、本プランの改善・見直しに反映させ、働き方改革の実効性を高めていきます。
- 取組状況をWebページ等で公表するなど、市町教育委員会や学校・家庭・地域等と現状や課題の共有を図りながら取組を推進するとともに、総合教育会議において取組状況を報告します。

### 2 市町教育委員会

- 本プランに基づく県教育委員会や他の市町教育委員会の取組等を参考とするとともに、各市町教育委員会においても、学校における働き方改革に関するプランを策定し、管内の各小・中学校における働き方改革に向けた主体的な取組を展開します。
- 取組状況をWebページ等で公表するなど、学校・家庭・地域等と現状や課題の共有を図りながら取組を推進します。

### 3 学校

- 本プランの趣旨を踏まえ、教育委員会から助言・支援を受けながら、全教職員の共通理解の下、各学校の実情に応じた働き方改革の着実な推進を図ります。
- 「学校・教員が担う業務の役割分担・適正化」等について、学校運営協議会等において協議するなど、保護者・地域等との連携・協働体制の充実を図りながら取組を推進します。
- 学校評価に働き方改革（業務改善）の項目を明確に位置付け、外部からの助言・評価を踏まえ、取組の改善・充実を図ります。
- 取組状況をWebページ等で公表するなど、保護者・地域等と現状や課題の共有を図りながら取組を推進します。

## 山口県 学校における働き方改革 加速化プラン【第3期】

令和6年（2024年）4月

（令和8年（2026年）4月改訂（案））

山口県教育委員会  
教職員課学校管理班

TEL: 083-933-4555

Mail: a50200@pref.yamaguchi.lg.jp

## 1 はじめに

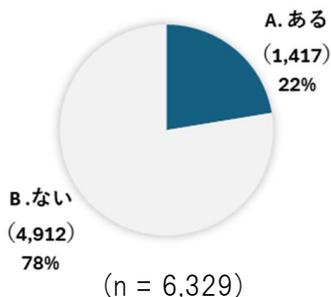
- ◆ 本県では、全ての公立学校に導入しているコミュニティ・スクールを核として、学校と家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの学びと育ちを支える取組を推進
- ◆ 近年、保護者や地域の価値観の多様化等により、学校への要望が複雑化し、教職員が子どもたちと向き合う時間に影響が及んだり、教職員の尊厳や勤務環境が害されたりするような課題も発生
- ◆ 学校と家庭・地域が、子どもたちをともに育てるパートナーとして、相互の理解促進を図るとともに、教職員が安心して働ける職場環境を実現することで、子どもたちにより良い教育を提供する環境を確保するためにガイドラインを策定

## 2 本県の現状

- ◆ アンケート調査の回答者のうち、約22%の教職員が「過去3年間にカスハラを受けた（と感じた）ことがある」と回答

<カスハラを受けた（と感じた）状況>

- 担任や管理職の割合が高い
- 生徒対応（生徒指導・いじめ・不登校）に関連した場面が多い



## 4 社会通念上不相当な要望等への対応

- ① 判断基準等
  - ◆ 要求内容・手段の妥当性の両面から判断
  - ◆ 相談等に対して、安易に判断せず、まずは適切かつ真摯な対応に努める
  - ◆ 初期段階からの適切・組織的な対応により未然防止に努める
- ② 基本的な対応
  - ◆ 【管理職】校内状況の把握、適切・迅速な対応
  - ◆ 【教職員】管理職への報告、複数による毅然とした対応
  - ◆ 組織的な対応（対応者を孤立させない）
  - ◆ 事案に応じて、教育委員会・スクールロイヤー等と連携して対応

## 3 基本方針

コミュニティ・スクールを基盤とした対話・連携

- ① 学校は、児童生徒の思いや意見を中心に置き、家庭や地域との対話を重ねながら解決に向けた取組を進める。
- ② 学校と家庭・地域は、それぞれの責任や権限を踏まえ、相互の立場や役割を尊重しながら、必要な対応を進める。

## 5 類型別対応等

- ① 共通の留意点
  - ◆ 状況に応じて、面談時間・回数・録音等の検討
- ② 類型別対応例
  - ◆ 8つの類型に応じた対応例
- ③ 対応手順・対応フロー
  - ◆ 原則、面談は平日の放課後に実施
  - ◆ 教育委員会・スクールロイヤー等との連携

## 6 フォローアップ等

- ① 教職員のメンタルヘルスケア
  - ◆ 管理職による面談、職場の支援
- ② フォローアップ
  - ◆ 対応後の児童生徒・保護者へのフォローアップ

案

## 学校における保護者等対応ガイドライン

～学校と家庭・地域のより良好なパートナーシップの構築に向けて～

令和8年3月  
山口県教育委員会

## 目次

1	はじめに	1
2	本県の現状について	2
	(1) アンケート調査結果の概要	
	(2) 現状と課題（アンケート調査結果より）	
	(3) 本ガイドライン策定の目的	
3	学校と家庭・地域の良好なパートナーシップの構築に向けた方針	9
	(1) 基本方針	
	(2) 校内体制	
	(3) 学校の取組	
	(4) 学校・教職員が担う業務の在り方	
4	社会通念上不相当な要望等への対応	12
	(1) 社会通念上不相当な要望等の定義	
	(2) 社会通念上不相当な要望等の判断基準	
	(3) 判断に当たっての留意事項	
	(4) 各主体の責務・心構え	
	(5) 社会通念上不相当な要望等への基本的な対応	
5	社会通念上不相当な要望等への対応に係る留意点と類型別対応例	17
	(1) 対応時の留意点（各類型共通事項）	
	(2) 類型別対応例	
	(3) 対応手順（対応の流れはP27のフロー図を参照）	
6	社会通念上不相当な要望等（事後対応）	29
	(1) 教職員のメンタルヘルスケア	
	(2) 事後対応	
	(参考) セルフチェックシート	30
	(参考) 「社会通念上不相当な要望等」に関連する法律	31
	(様式) 「社会通念上不相当な要望等」に関する際の報告書	32
	(関連資料) 学校安全・体育課資料	33

## 1 はじめに

本県では、全ての公立学校に導入しているコミュニティ・スクールを核として、学校と家庭、地域が対話や連携を通じた相互理解を図りながら、子どもたちの学びや育ちを支える取組を進めています。

こうした中、近年、保護者や地域の価値観の多様化等により、学校への要望が複雑化し、長時間の対応が必要になる事例も発生しており、教職員が子どもたちと向き合う時間に影響が及んだり、教職員の尊厳や勤務環境が害されたりするような課題が生じている状況があります。

国においては、令和7年6月に、いわゆる労働施策総合推進法が改正され、社会通念上不相当な要望等への対策は、事業主の雇用管理上措置すべき義務とされました。

本県でも、令和7年12月に行ったアンケート調査において、約22%の教職員が「過去3年以内に社会通念上不相当な要望等を受けた（受けたと感じた）ことがある」と回答しており、対策は急務となっています。

こうした状況を踏まえ、学校と家庭・地域が良好な関係のもと、それぞれの責任や役割を果たしながら、相互に連携・協働して子どもの教育に取り組んでいくことが、今後、一層重要になると考えています。

また、長時間勤務を縮減することで教職員の健康を守るとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、子どもたちへのより良い教育の提供を実現する「学校における働き方改革」も大きな課題となっています。

このたび、県教育委員会では、学校と家庭・地域が、子どもたちをともに育てるパートナーとして、相互の理解促進を図るとともに、教職員が安心して働ける職場環境を実現することで、子どもたちにより良い教育を提供できるよう、「学校における保護者等対応ガイドライン」を策定しました。

市町教育委員会や学校現場の教職員、保護者や地域の皆様方におかれましては、本ガイドラインの趣旨を御理解いただき、子どもたちのより良い教育環境の実現に向けて、ともに取組を進めていただきますようお願いいたします。

## 2 本県の現状について

### (1) アンケート調査結果の概要

- 県教委では、教職員を対象とした「学校におけるカスタマー・ハラスト（以下、カスハラ）に関する調査」を以下のとおり実施

#### <参考>カスハラ（アンケート調査における定義）

県民等（保護者を含む。）が教職員に対して、社会通念上相当な範囲を超えた言動等（不当・過度な要求、長時間の拘束、繰り返し・執拗な言動、軽蔑・暴言・脅迫・大声で威圧など）による著しい迷惑行為で、教職員の就業環境を害し、心身に負担を強いる行為を指します。

#### 1 実施期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月26日（金）

#### 2 対象者

県内公立学校の全教職員

#### 3 実施方法

Web アンケート（Microsoft Forms）

#### 4 回答者

6,329人（対象者の約49%）

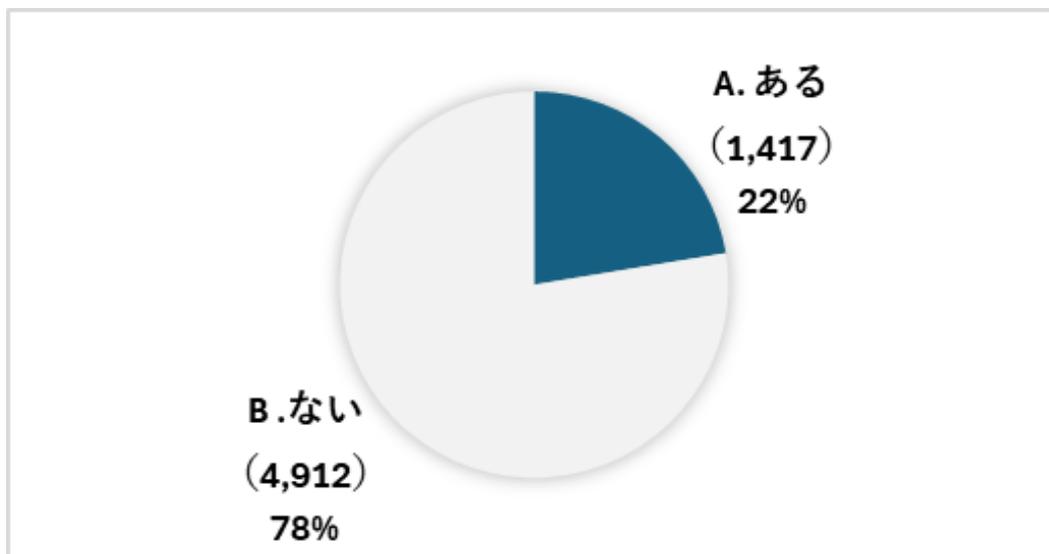
<内訳> 【小学校】 2,931人 【中学校】 1,767人

【高等学校等】 1,177人 【総合支援学校】 454人

＜調査結果概要＞※過去3年間の状況について調査

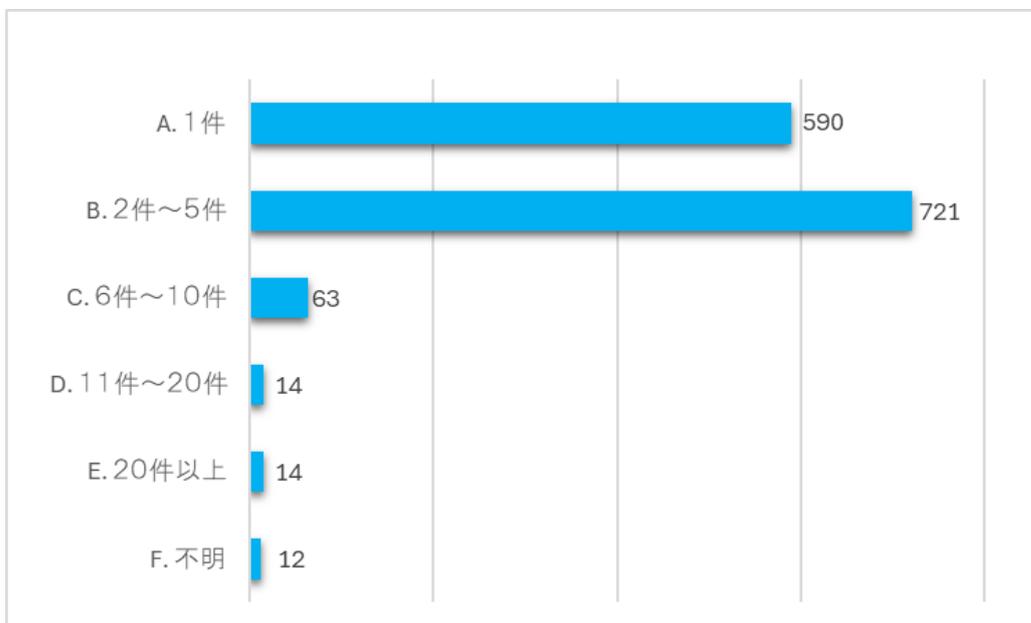
① カスハラを受けた（と感じた）人数

●回答者の約22%が「ある」と回答



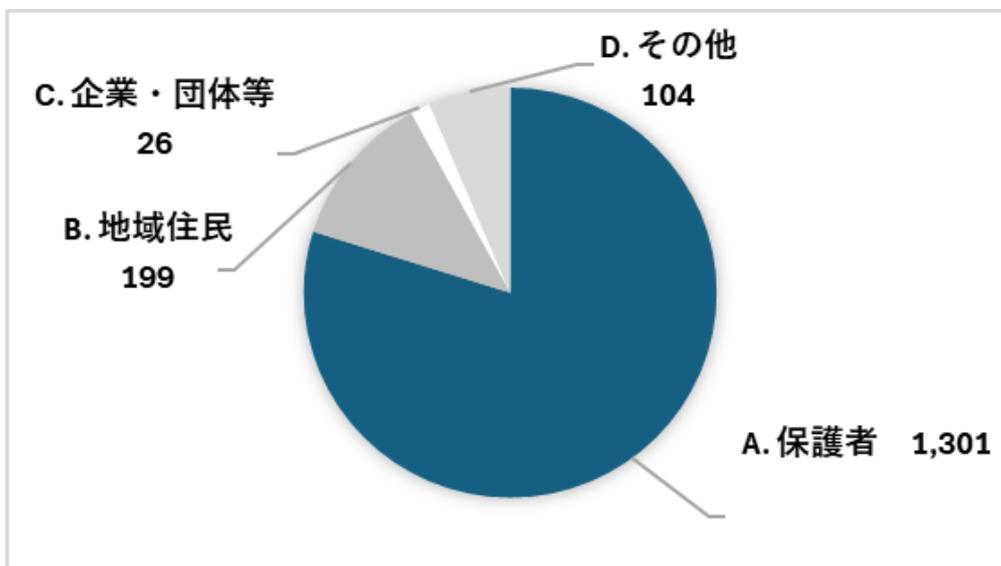
② カスハラを受けた（と感じた）件数

●2件～5件受けた（と感じた）人が最多



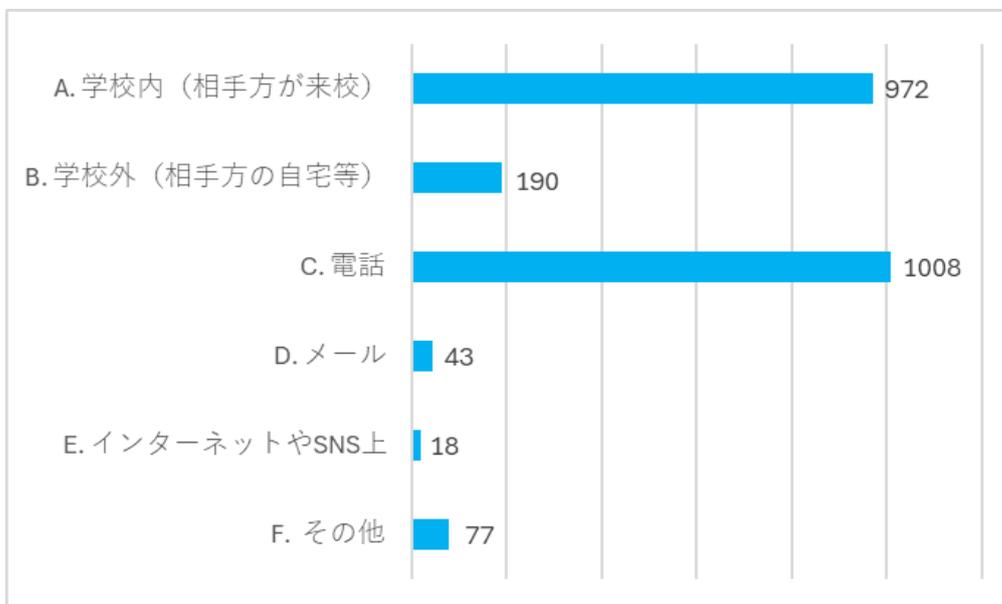
③ カスハラを受けた（と感じた）相手方

●保護者や地域住民との間で発生



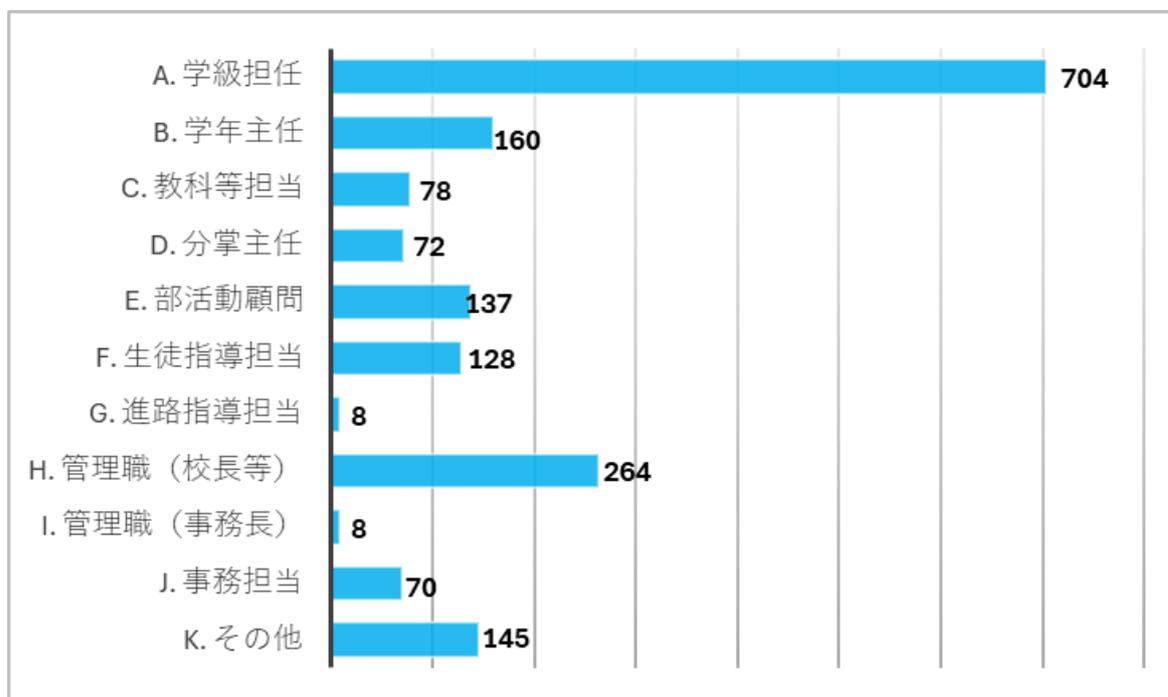
④ カスハラを受けた（と感じた）場所・場面

●電話または学校内で発生



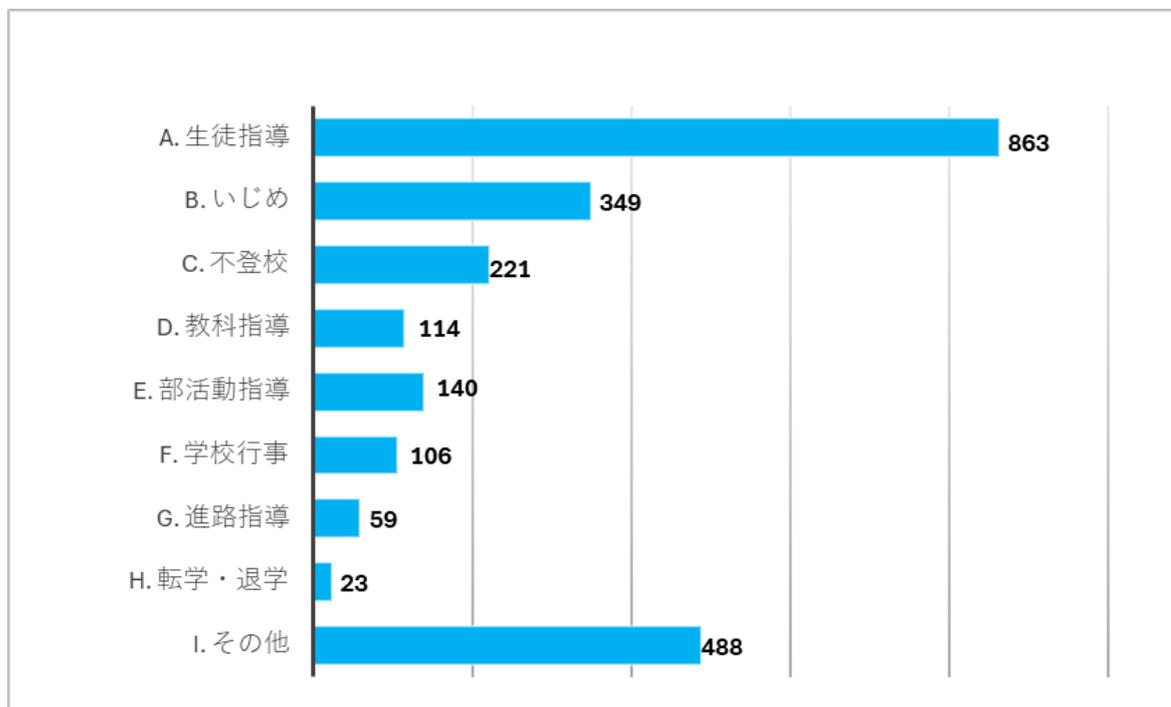
⑤ カスハラを受けた（と感じた）ときの分掌等

●担任・管理職が多い



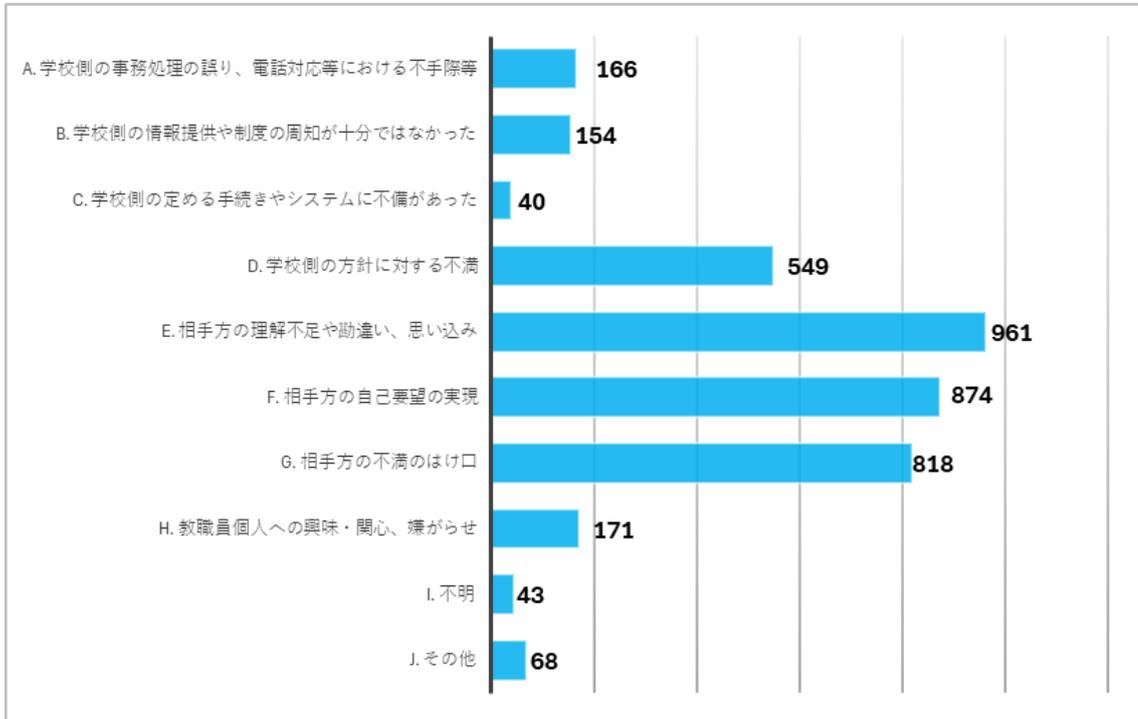
⑥ カスハラを受けた（と感じた）ときの関係業務

●生徒対応関係（生徒指導・いじめ・不登校）が6割程度



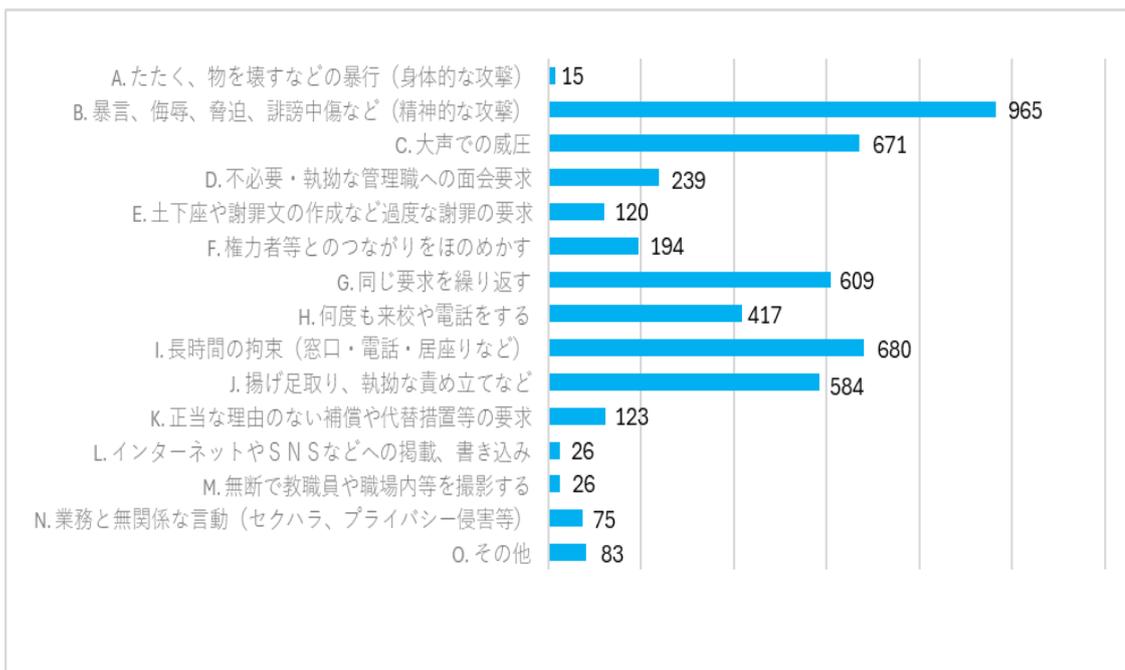
⑦ カスハラを受けた（と感じた）きっかけ（原因）

●「相手方の理解不足や勘違い、思い込み」、「相手方の自己要望の実現」「相手方の不満のはけ口」「学校の方針に対する不満」の順に多い



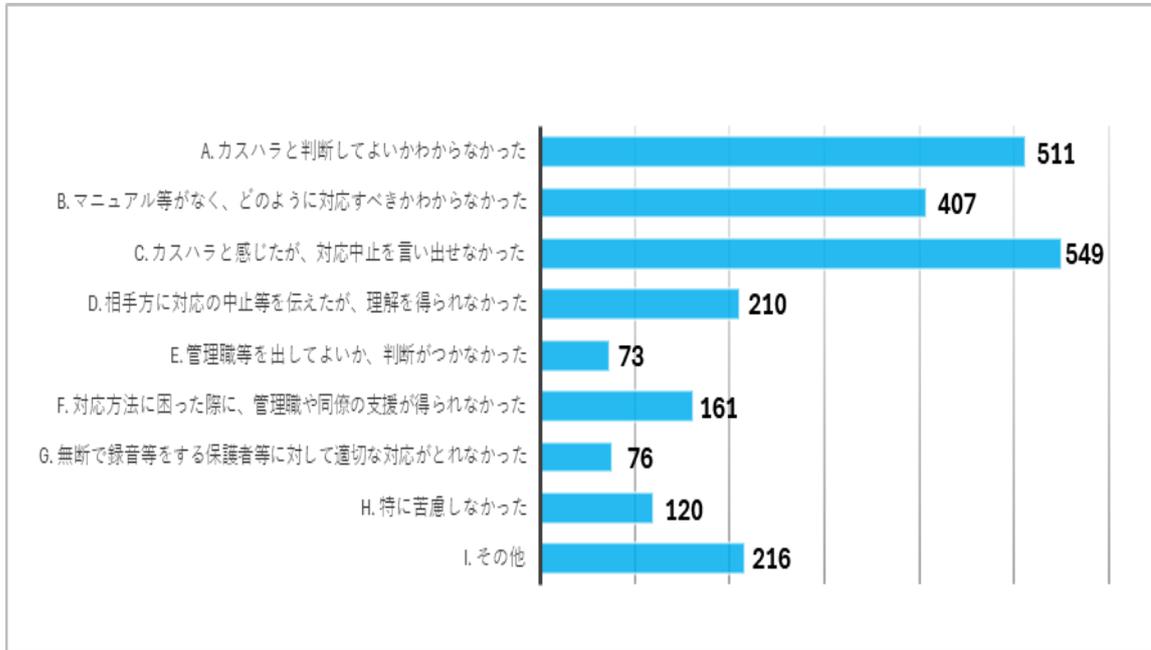
⑧ カスハラを受けた（と感じた）内容や行為

●「暴言や侮辱等」「長時間の拘束」「大声での威圧」の順に多い



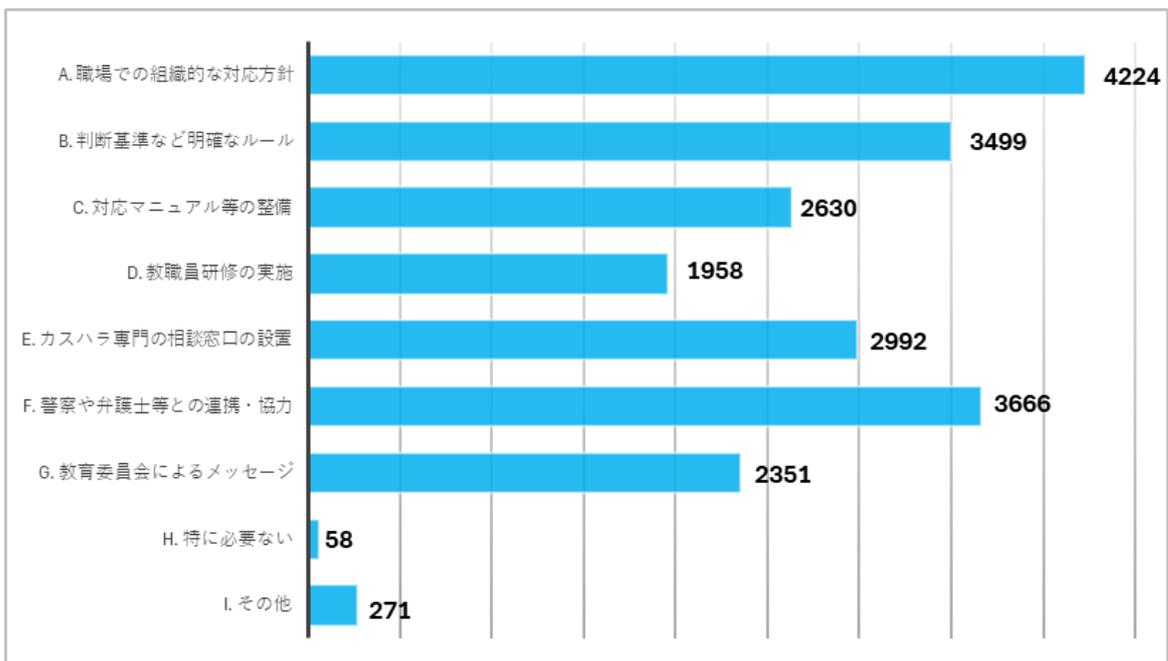
⑨ 対応に苦慮した点

●「対応中止を言い出せなかった」「カスハラと判断してよいか分からなかった」等が多い状況



⑩ カスハラの解決に向けて必要と考える対応等

●「職場での組織的な対応方針の策定」「警察や弁護士等との連携・協力」「カスハラの判断基準など明確なルールの策定」が特に多い状況



## (2) 現状と課題（アンケート調査結果より）

- 「過去3年間に、カスハラを受けた（と感じた）人数」が回答者の22%を占める状況にあり、対策は急務となっている。
- 「カスハラを受けた（と感じた）ときの関係業務」は、生徒指導、いじめ、不登校が多い状況である。安全・人権に対する事案や生徒指導や学校運営に対する意見や要望等には、迅速かつより慎重な対応が必要である。
- 「カスハラを受けた（と感じた）きっかけ（原因）」は、相手方の理解不足や勘違い等が多くなっている状況もあり、学校は事実や根拠を示した上で、分かりやすい丁寧な説明に留意する必要がある。
- 「カスハラを受けた（と感じた）内容や行為」は、様々なケースが確認されており、場面や状況、相手方の言動に応じた対応（類型別対応）が求められる。
- 「対応に苦慮した点」は、マニュアル等がなく、どのように対応すべきか分からなかった等の意見があり、対応ガイドラインの策定が必要である。
- 「解決に向けて必要と考える対応等」は、組織的な対応、警察や弁護士等との連携・協力、カスハラの判断基準など明確なルールの策定等が必要である。

## (3) 本ガイドライン策定の目的

学校では、保護者や地域からの電話やメール等による相談や要望が日々寄せられています。社会環境の変化（少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化など）に伴い、子どもたちの育ちや学びに関連する課題が増加・多様化する状況にあり、こうした課題への対応は学校運営において一層重要になっています。

一方で、アンケート調査結果の概要のとおり、保護者や地域からの相談や要望等の一部には、適切な範囲を超えた不相当な要望等と考えられるものも見受けられ、教職員の勤務環境や子どもたちの教育環境に影響が及ぶような課題も生じています。

子どもたちの健全な育成に向けて、学校と家庭・地域が、より良好なパートナーシップを構築するとともに、社会通念上不相当な要求等に対して、学校が適切に対応できるよう、本ガイドラインを策定します。

### 3 学校と家庭・地域のより良好なパートナーシップの構築に向けた方針

学校と家庭・地域のより良好なパートナーシップの構築に向けて、学校は以下の「基本方針」等を踏まえて対応します。

#### (1) 基本方針

学校は、児童生徒の健やかな成長のために、家庭や地域との対話や信頼関係を基盤としたパートナーシップを構築します。

- 学校は、児童生徒に関する課題について、児童生徒の思いや意見を中心に置き、家庭や地域との対話を重ねながら解決に向けた取組を進める。
- 学校と家庭・地域は、それぞれの責任や権限を踏まえ、相互の立場や役割を尊重しながら、必要な対応を進める。

#### (2) 校内体制

##### ■ 家庭・地域との連携（コミュニティ・スクールを基盤とした連携）

- 学校の教育方針や活動内容について、日頃から家庭・地域に伝えます。
- 家庭や地域との対話を重視し、定期的な意見交換の場を設けます。
- 地域活動や学校行事を通じて、家庭・地域と協働する機会を設け、信頼関係を構築します。

##### ■ 基本姿勢

- 学校は学校評価等における保護者等の意見も踏まえ、学校運営の改善を図ります。
- 教職員は、普段から児童生徒の模範となるよう言動に留意して教育活動を行います。
- 面談や相談等は、児童生徒の思いや意見を中心に置き、問題や課題の解決をめざす姿勢を保護者等と共有するとともに、意見や要望等を傾聴し、真摯に対応します。
- 保護者等への対応で問題が生じた場合、一人で問題を抱え込まず、管理職や同僚への報告・連絡・相談を行い、チーム学校の力を生かして組織的に対応します。

### (3) 学校の取組

学校と家庭・地域は、児童生徒を守り育てる大切なパートナーとして互いを尊重し、日頃から様々な連携・協力を進めます。

また、保護者や地域から学校に相談等があった場合は、相談内容に寄り添い、丁寧に対応していくことが重要です。(面談時の留意事項等については、本ガイドライン巻末の関連資料も参照)

#### ① 日常的な取組

- 児童生徒に関する相談等は、小さなことでも早めに相談してほしい旨、日頃から保護者に伝えておきます。
- 授業公開等の学校行事は、保護者や地域の方に、学校の取組や児童生徒の活動の様子を実際に見ていただき、学校の教育方針や教育活動について理解を得る良い機会です。
- 学校運営に対し保護者や地域との意見交換を行う場であるPTA活動や学校運営協議会等を通じて、相互理解を深める良好な関係を構築することも重要です。

#### ② 相談等への対応

- 相談相手の思いや考えを傾聴し、できる限り理解に努める姿勢が大切です。
- 相談相手への必要な情報の提供や学校の対応方針等について丁寧な説明に努めます。
- 学校内での情報共有や専門家への相談に向けて、相談内容や学校の説明事項の記録を作成します。
- 課題の解決方法を相談者と一緒に考えるとともに、必要な対応案を提示するなど、児童生徒に係る課題解決に向けて適切に対応します。

#### ③ 組織的な対応

- 直接会って相談等を受ける場合は、原則として、複数人で対応します。
- 教職員は相談内容や問題を1人で抱え込まず、管理職や同僚への報告・連絡・相談を行い、解決に向けて組織的に対応することが大切です。

#### (4) 学校・教職員が担う業務の在り方

学校は保護者等からの相談等に対して丁寧な対応に努める必要がありますが、教職員が担う業務が多様化・複雑化している中、教職員の健康を守るとともに、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保することも重要です。

県教育委員会が実施したアンケート調査では、保護者等からの過剰な要求や長時間に及ぶ相談等への対応について、教職員が大きな負担を感じている状況も見られます。

こうした学校現場の現状や課題も踏まえ、学校・教職員が担う役割や業務について、保護者や地域の方の理解や協力を得ながら「学校における働き方改革」を進め、子どもたちへのより良い教育環境を実現していくことが重要です。

## 4 社会通念上不相当な要望等への対応

学校が、日頃から家庭や地域と連携をとりながら、保護者や地域からの相談に対して丁寧に対応した場合においても、県教委のアンケート調査結果のとおり、社会通念上不相当と考えられる要望等など、対応が困難になるケースも考えられるため、そのような場合には、以下の基準や手順等により、学校は組織的な対応を進めます。

### (1) 社会通念上不相当な要望等の定義

保護者等からの苦情・言動のうち、当該苦情・言動の要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、教職員の勤務環境が害されるものをいいます。

### (2) 社会通念上不相当な要望等の判断基準

#### ① 要求内容の妥当性の判断

- 要求内容に事実関係や因果関係があるか
- 学校の責任や権限の範囲か

(具体例)

- ・ 要求に事実や根拠が認められない要求
- ・ 学校に瑕疵・過失が認められないことに対する対応の要求
- ・ 過剰な要求や不当な言いがかり
- ・ 過大な補償や謝罪の要求
- ・ 意味不明、曖昧な要求
- ・ 学校管理外のことに関する苦情

#### ② 要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当かの判断

- 長時間や複数回に及ぶ要求・苦情で、業務の遂行に支障が生じていないか
- 言動が暴力的・威圧的・継続的・拘束的・差別的又は性的でないか

(具体例)

- ・ 身体的な攻撃（暴行、傷害、不必要な接触）
- ・ 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）
- ・ 威圧的な言動（大声、罵倒、机を叩く）
- ・ 過度な謝罪の要求（土下座や謝罪文書の要求）

- ・ 継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動
- ・ 拘束的な行動（不退去、居座り、教職員を監禁する）
- ・ 差別的な言動
- ・ 性的な言動
- ・ 教職員個人に対する攻撃、要求、プライバシーの侵害
- ・ 正当な理由のない業務スペースへの立ち入り

### （３）判断に当たっての留意事項

#### ① 正当な要求等との区別

保護者等からの要求や苦情については、当然ながらその全てが社会通念上不相当な要望等に該当するわけではなく、客観的に見て社会通念上相当な範囲で行われるものは、言わば正当な要求等であり、子どもたちの健全に向けた取組や教育活動の改善につながる場合もあります。

要求や苦情を安易に社会通念上不相当な要望等と判断せず、まずは適切かつ真摯な対応に努め、その上で、要求内容の妥当性や、要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らして相当な範囲かという点から、社会通念上不相当な要望等の該当性を判断することとなります。

#### 【社会通念上不相当な要望等に該当しない例】

- ・ 学校の事務手続きにおける支障に対する改善要望、苦情等（説明が分かりにくい、処理を早くしてほしい 等）
  - ・ 学校の手続きや説明等に誤りや不備等があった場合に、謝罪や一定の代替措置を求める要求
  - ・ 教職員の対応が不適切であるとして、改善や説明を求める要求
- ※ ただし、これらのケースでも、事実関係等を確認の上、学校から十分な説明や妥当な解決策の提示等を行っても、なお繰り返し同様の要求が行われる等の場合は、社会通念上不相当な要望等に該当する可能性があります。

### （４）各主体の責務・心構え

#### 【校長の責務】 ※ P 30 「セルフチェックシート」も参照

学校の責任者として、社会通念上不相当な要望等から教職員を守り、組織として適切に対応できるよう、主に以下の取組を行うことが重要です。

- ・ 副校長や教頭、事務長等と連携し、日頃から教職員の意識・対応姿勢に対して適切な指導監督に努める。
- ・ 社会通念上不相当な要望等に関する知識や対応方法の習得に努める。
- ・ 教職員から報告があった場合、社会通念上不相当な要望等に該当する事案かどうかの判断を行うとともに、迅速かつ適切に教職員の救済を図り、組織としての対応策を検討・実施する。
- ・ 必要に応じて、教育委員会やスクールロイヤー等と連携して対応するとともに、警察への通報を行う。

(P 27 【対応フロー】参照)

### 【教職員の心構え】※ P 30 「セルフチェックシート」も参照

社会通念上不相当な要望等があった場合に、適切に対処できるよう、主に以下の取組を行うことが重要です。

- ・ 本ガイドラインを参考として、社会通念上不相当な要望等に関する知識や対応方法の習得に努める。
- ・ 社会通念上不相当な要望等が発生したとき又はそのおそれがあるときは、毅然と対応するとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・ 周囲の教職員は、対応者を孤立させないよう、サポートが必要な場面では進んで協力する。

## (5) 社会通念上不相当な要望等への基本的な対応

保護者等からの要望や苦情に対しては、それぞれの事情に配慮した上で傾聴し、丁寧に説明するなど、適切かつ迅速に対応することが重要です。

このため、以下の事項に留意し、初期段階から適切な対応を心掛け、まずは、社会通念上不相当な要望等の未然防止に努めます。

その上で、要望や苦情が長期化する、要求の態様が社会通念上不相当なものとなるなど重大な事案へと発展した場合には、社会通念上不相当な要望等として組織的に対応する必要があります。

### ① 初期段階の対応

#### ア 冷静に対応する

- ・ 苦情等を寄せる方の中には、感情的になり厳しい口調や威圧的な態度で意見を

主張する方もいますが、これに反応して感情的になると、話がこじれてしまう場合があります。

- ・ まずは相手の話を傾聴し、相手の立場と主張する趣旨・目的を十分確認しながら、冷静沈着に対応します。
- ・ 専門用語などは使わず丁寧な言葉遣いで接し、冷静に事実関係や主張の内容を把握します。

#### イ 事実関係を正確に把握する

- ・ 5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）により話の内容を把握し、「対象」「理由」「要求」などを特定していきます。
- ・ 相手の話が理路整然としない場合であっても、途中で話を遮ることや反論することはせず、まずは一通り話を聞き、内容に不明確な部分などがあれば質問をして確認し、苦情等の要点を整理します。
- ・ 苦情等に対して的確に対応するほか、不当な要求を排除するためにも、対応した日時、場所を含めて、相手の言動など事実関係を記録します。

#### ウ 必要に応じてお詫びを伝える（安易な謝罪はしない）

- ・ 苦情等を受けた時点で、正確に状況が把握できていない場合には、学校として事実や責任を認めたような発言はしないよう留意します。
- ・ 一方で、対応時の不手際など、相手が不快な思いをしたという事実に対してお詫びをすることは、相手が冷静になることにつながります  
（「お待たせしてすみません」「そのような意図で申し上げたことではございませんが、不快な受け止めとなった発言についてお詫びいたします」等）。
- ・ 何に対するお詫びなのかを明確にし、学校として事実や責任を認めたと受け取られないように注意します。

### ② 対応の原則

社会通念上不相当な要望等への対応において、担当者を孤立させてしまうと、担当者に大きな精神的負担を生じさせ、誤った判断や対応をしてしまい、結果として対応が更に困難となり、業務や学校としての対応に大きな支障を招くおそれがあります。

こうした事態に至らないよう、組織として対応することが重要です。

## ■ 組織的に対応する

### ア 速やかな管理職への報告、方針の決定

- ・ 教職員は、苦情等に対応する場合、事態が悪化する前に速やかに管理職に報告し、管理職を中心とした校内体制を確立します。
- ・ 学校としての対応方針をあらかじめ定めて関係教職員で共有します。
- ・ 管理職は、教職員の対応状況を把握し、対応を交代する、又は同席して対応し、社会通念上不相当な要望等に該当すると判断した場合は、毅然と対応します。

### イ 複数名による対応

- ・ 対応は、必要に応じて相手と同数以上の人数で行い、対応する前に会話の記録や緊急時の通報などそれぞれの役割分担を決めておきます。

### ウ 教育委員会への報告

- ・ 社会通念上不相当な要望等と認められる事案が発生した場合には、別紙様式（P 3 2）「社会通念上不相当な要望等に関する報告書」により、関係事案の担当課等に報告します（情報共有を図るまでの必要がない等、軽微な事案は報告不要です）。

## ■ 法的に対応する

### ア スクールロイヤー等への相談

- ・ 対応に当たっては、主張の根拠となる法律の規定などを確認し、これらに基づき毅然と対応することが重要です。スクールロイヤー等に相談した上で対応している旨を告げることで、相手の行為が止むこともあります。
- ・ 学校としての対応や回答内容に法的な問題がないか確認する必要がある場合や、相手が「訴える」と主張するなど、訴訟に発展する可能性がある場合、その他法的な対応を検討する必要がある場合などは、校長の判断により、教育委員会のスクールロイヤー等に法務相談をします。

### イ 警察への通報

- ・ 暴行、脅迫、器物損壊等などの犯罪行為（犯罪に当たる可能性がある場合も含む）がある場合は、「警察に通報する」旨を告げて、直ちに警察に通報します。

## 5 社会通念上不相当な要望等への対応に係る留意点と類型別対応例

社会通念上不相当な要望等に該当する行為は、様々なパターンが想定されます。

本ガイドラインでは、教職員アンケートを参考に当該行為に該当する行為を8つの類型に分けており、以下に対応の留意点と類型別の対応例を示しています。

なお、実際の場面では複合的な事案も想定されることから、その場合は、類型別の対応例を参考に、状況に応じて適切に対応します。

### (1) 対応時の留意点（各類型共通事項）

#### ① 相手方に対して、不用意に「社会通念上不相当な要望等」（カスタマーハラスメント）と言わない

- ・ 「社会通念上不相当な要望等」（カスタマーハラスメント）という言葉を用いると、相手方の心情を損ね、不満が増幅し、事態が悪化しかねません。
- ・ 「社会通念上不相当な要望等」（カスタマーハラスメント）であるから対応を中止するのではなく、要求に妥当性がない、暴言と認められるなど、不相当な言動である等の事実に対し、学校としてはこれ以上対応できないということをしつかり説明するよう心がけます。

#### ② 安易に「社会通念上不相当な要望等」の判断をしない

- ・ 苦情等を安易に「社会通念上不相当な要望等」と判断せず、正当な要求との区別を適切に行います。
- ・ 過去と同じ内容であれば、リピート型（P20）として対応しますが、同じ相手方でも新たな要求や苦情に対しては、要求内容とそれを実現するための手段・態様を改めて判断し、対応します。

#### ③ 校長の直接対応の可否について

- ・ 校長が直接相手方に対応すると、その場での判断を求められ、その後も校長が対応しなければならなくなる場合もあることから、特に初期段階においては直接対応の可否について慎重な判断が必要です。

※ ただし、校長の直接対応のタイミング等については事案の重大性等をふまえて柔軟に判断します。

- ・ 相手方が「あなたでは話にならない、管理職を出せ」などと要求しても、応じる

ことなく、「担当として、まずは私がお話を伺います」「管理職には私から報告します」などと告げるか、他の教職員と一緒に対応するようにします。

#### ④ 適切な対応場所を選定する

- ・ 面談の場合の対応は、管理権限の及ぶ場所で行うことを基本とし、ドアを開放する、窓ガラスで内部が見える部屋を選ぶなど、室内の状況が確認できるようにし、できるだけ密室状態にしないようにします。

#### ⑤ 時間・回数をあらかじめ設定する

- ・ 「業務の都合上、〇時までならお話を伺うことができます」など、対応できる時間や繰り返しの回数をあらかじめ設定し、相手に告げてから対応します。
- ・ 話が進展しなければ、「約束の時間となりました。これ以上お話を伺っても、私どもの考えはお伝えしたとおりですので、本日はここまでとさせていただきます。」と告げ、対応を終了します。

※ （相手の主張が多岐に渡る場合の対応例）「お聞きした内容が多岐に渡りますので、状況を確認して、あらためて御連絡します」

- ・ なお、相手方の特性（高齢者や障害のある方等）に応じた対応が必要なケースや、事実関係の把握に時間を要するケースもあることから、対応終了は、単に時間の経過のみで判断せず、状況や場面、内容に応じて適切に判断します。

#### ⑥ 不必要な議論は避ける

- ・ 不必要な議論をすると、矛盾した説明や失言に至る可能性が高まり、かえって話を複雑化させてしまうおそれがあることから、個人的な見解を示すことや議論は避け、要求に対し端的に、客観的に回答することを心がけます。

#### ⑦ 曖昧な回答はしない

- ・ 回答に当たっては、曖昧な言動は慎み、相手に少しでも期待を持たせるような発言や、その場しのぎの回答はしないように注意します。
- ・ 事実関係の確認が必要なものは、即答せず、「事実関係を確認してから後日回答します」と対応します。

## ⑧ 発言内容を録音する

- ・ 話が長時間に及び、内容が多岐にわたるなど、メモでは正確な記録を残すことが難しい場合や、相手が感情的になり厳しい口調や威圧的な態度で意見を主張する場合は、内容の正確な把握・記録や相手の不当な圧力を抑止するため、会話を録音します。
- ・ 録音にあたっては、「齟齬がないよう、内容を正確に記録するため、録音させていただきます」などと録音の目的を説明します。
- ・ しかしながら、脅迫や暴言など違法性、悪質性が高く、法的な対応を見据えて発言内容を証拠として残す必要がある場合は、管理職の判断により、相手に説明することなく録音しても差し支えありません。

## ⑨ 警告する

- ・ 暴言や侮辱的発言など違法性、悪質性が高い言動があった場合には、「そのような発言をされるのなら、これ以上お話しはできかねますので、そのような発言は控えてください」などと告げ、不当な言動をやめるよう複数回警告します。

## ⑩ 対応を中止する

- ・ 複数回の警告に応じず、違法性、悪質性が高い言動を続ける場合や、学校として対応できない事柄を求め続ける場合は、対応ができないことを説明し、対応を終了します。
- ・ 現実に暴力行為やセクシュアルハラスメントに該当する行為（身体的接触を図るなど）が行われた場合、教職員の生命、身体、財産に危害を加える脅迫的な発言があった場合には、直ちに対応を中止し、警察への通報を検討します。

## (2) 類型別対応例

### ① 時間拘束型

<代表的行為>

- 長時間にわたり居座る、教職員を拘束する
- 長時間、電話を続ける

⇒ 一定時間の経過（概ね30分）をもって対応終了を検討する

### 【対応例】

- ・ 対応できない理由を説明し、応じられないことを明確に告げます。  
「御説明したとおり、これ以上こちらで対応できることはありません。」
- ・ 膠着状態に至ってから一定時間を超える場合は、退去を促します（電話の場合は通話を終了します）。  
「お時間となりました。他の予定がございますので、本日はここまでとさせていただきます（電話を切らせていただきます）。」  
「これまで御説明したとおりです。これ以上説明することはありませんので、対応を終了させていただきます（電話を切らせていただきます。）。」
- ・ 複数回電話がかかってくる場合は、あらかじめ対応できる時間を伝えて、それ以上に長い対応はしません。  
「他の予定がございますので、〇時までならお話を伺うことができます。」
- ・ 現場対応においては、退去を求めても応じない場合は、毅然とした態度で接し、複数回、退去するよう警告し、警察に通報することを告げ、通報等を検討します。

## ② リピート型

<代表的行為>

- 同じ要求を繰り返す
- 理不尽な要望について、繰り返し電話で問合せ、又は面会を求めてくる
- 週に何度も来校する
- 当初の要求からの話のすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立てをする

⇒ 新たな要求がなければ、一定回数の対応（概ね3回）をもって対応終了を検討する

### 【対応例】

- ・ 繰り返し行われる不合理な問合せには対応できない旨を伝えます。  
「以前より何度も伺っておりますが、何度もご説明しているとおおり、こちらで対応できることはありません。」
- ・ なおも繰り返し問合せがある場合には、対応を打ち切ることを伝えます。  
「その件につきましては、何度もご説明しました。同じお話でしたら、対応を終了させていただきます(電話を切らせていただきます。)。」

- ・ それでも繰り返し連絡が来る場合、リスト化して通話内容を記録し、窓口を一本化して、今後同様の問い合わせをやめるよう伝えて毅然と対応します。
- ・ 状況に応じて、スクールロイヤー等への相談等を検討します。

### ③ 暴言・暴力型

#### (i) 暴言型

<代表的行為>

- 大きな怒鳴り声をあげる、「馬鹿」といった侮辱的発言をする
- 暴言や罵倒する
- 人格の否定や名誉を毀損する発言、差別的な発言をする

⇒ ・ やめるよう警告を行い、対応終了を検討する  
 ・ 警察への通報やスクールロイヤーへの相談を検討する

#### 【対応例】

- ・ 大声を張り上げる行為は、周囲の迷惑となるため、やめるように求め、発言のたびに暴言をやめるよう複数回、警告します。  
「そのような発言をされるのなら、これ以上お話しはできかねますので、そのような発言はやめてください。」
- ・ 侮辱的発言や名誉毀損、人格を否定する発言に関しては、後で事実確認ができるよう記録（録音）します。  
「『馬鹿』というのは侮辱的な発言です。この後の発言は対応の証拠として録音させていただきます。」
- ・ 警告を複数回行っても暴言をやめない場合は、対応を中止し、退去を促す。電話の場合は通話を終了します。  
「再三、やめてくださいと伝えても収まらないので、これ以上対応できません。お引き取りください（電話を切らせていただきます。）。」
- ・ 現場対応においては、退去を求めても応じない場合は、毅然とした態度で接するとともに、複数回退去するよう警告し、管理職に報告することを告げ、警察への通報等を検討します。

#### (ii) 暴力型

<代表的行為>

- 殴る、蹴る、たたく、物を投げつける、わざとぶつかってくる等の行為をとる
- 机を叩くなどの行為をとる
- 物を壊すなどの行為をとる

⇒ ・やめるよう警告を行い、対応終了を検討する  
 ・悪質な場合には、やめるよう警告し、直ちに警察に通報する

【対応例】

- ・ 相手から危害が加えられないよう一定の距離を保つ等、安全を確保します。
- ・ 直ちに警察に通報し、その旨を管理職に報告します。また、可能な限り状況を記録（録音）します。

④ 威嚇・脅迫型

<代表的行為>

- 「殺されたいのか」といった脅迫的な発言をする
- 反社会的勢力との繋がりをほのめかす
- 異常に接近する等といった、教職員を怖がらせるような行為をとる
- 教職員に脅しをかける

⇒ 警察への通報やスクールロイヤーへの相談を検討する

【対応例】

- ・ 相手から危害が加えられないよう一定の距離を保つ等、安全を確保します。
- ・ 恐怖を感じる言動に対して、やめるよう複数回、警告します。  
「そのように威圧的ではお話ができません。やめてください。」
- ・ 脅迫的な発言に関しては、後で事実確認ができるよう記録（録音）します。  
「〇〇という発言は脅迫的な発言です。この後の発言は対応の証拠として録音させていただきます。」
- ・ 警告を複数回行っても言動をやめない場合は、対応を中止し、退去を促します。電話の場合は通話を終了します。  
「そのように威圧的では対応ができません。本日はここまでとさせていただきます（電話を切らせていただきます。）。」
- ・ マスコミ等への通報をほのめかした脅しに対しては、冷静に対応し、「ご自由にどうぞ」などの挑発的に受け取られる発言は行いません。

「〇〇さんのご判断ですので、こちらから申し上げることはございません。」

- ・ 退去を求めても応じない場合は、毅然とした態度で接し、複数回、退去するよう警告し、管理職に報告することを告げ、警察への通報等を検討します。

## ⑤ 権威型

<代表的行為>

- 正当な理由なく、権威を振りかざし要求を通そうとする
- 議員、知事、教育長等の名前を出して要求を迫る
- お断りをしても執拗に特別扱いを要求する、教育長等への面会を要求する
- 文書等での謝罪や土下座を強要する。

⇒ 毅然と対応し、要求には応じない

【対応例】

- ・ 相手の立場の把握に努め、要求が受け入れられたと捉えられるような不用意な発言はしません。

「私だけでは判断できませんので、改めて回答させてください。」

- ・ 不当な要求には応じない。特別な対応はできないことをはっきりと伝えます。

「申し訳ございませんが、お申し出の内容には対応できません。」  
「法令に基づき適切に対応いたします。」

「△△さん(権力者等)にお伝えいただいても、学校としての対応は変わりません。」

- ・ 交代が必要なケースでは、管理職と交代します。
- ・ 文書等での謝罪は、組織として必要性が認められる程度の落ち度がある場合に行うものであり、対応時の不手際など、相手が不快な思いをしたという事実に対しては、その場で丁寧に謝罪し、文書等での謝罪に応じられない旨を伝えます。

「お詫びにつきましては、先ほどお伝えしたところであり、書面での謝罪には応じることができません。」

- ・ 土下座の強要は、一般的に正当な要求を超えたものであり、応じません。

「お詫びにつきましては、先ほどお伝えしたところであり、土下座はできません。」

- ・ 対応が長時間にわたる場合は、「時間拘束型」、脅しがある場合は「威嚇・脅迫型」として、対応や警告、対応中止等の措置をとります。

## ⑥ 職場（学校）外拘束型

<代表的行為>

- 学校外の場所に呼び出し、帰らせない

⇒ 毅然と対応し、要求には応じない

【対応例】

- ・ 学校外に呼び出されても、原則として出向きません。
- ・ やむを得ず出向く場合は、必ず複数の教職員で対応します。
- ・ できるだけ自宅や事務所には入らず、玄関先等で対応します。
- ・ 対応できる時間を設定し、設定した時間を経過した場合は、退去します。  
「(お時間となりました。)他の予定がございますので、これで失礼させていただきます。」
- ・ 身体を拘束されるような状況が生じた場合は、警察に通報することを告げ、通報を検討します。

## ⑦ SNS、インターネット上での誹謗中傷型

<代表的行為>

- SNSやインターネット上で名誉を毀損する
- 教職員のプライバシーに関する情報を掲載する
- 対応状況等を同意なく動画を撮影する

⇒ ・ やめるよう警告を行う  
・ ホームページ等の運営者（管理人）に削除を求める  
・ 必要に応じてスクールロイヤーへ相談する

【対応例】

- ・ 教職員に対する嫌がらせを目的とした撮影・録音行為はやめるよう、相手に警告します。なお、警告する際は、高圧的な態度や発言にならないよう注意します。  
「児童生徒や学校内の資料が記録されかねませんので、プライバシーの保護、業務の適正な執行などの観点から、撮影はおやめください。」  
「インターネット上に掲載するなど、不特定又は多数の者への公開を目的とした音声の録音はおやめください。」

- ・ 警告を複数回行っても撮影・録音行為をやめない場合は、対応を中止し、退去を促します。

「これ以上は対応できません。本日はここまでとさせていただきます。」

- ・ 退去を求めても応じない場合は、毅然とした態度で接し、複数回、退去するよう警告し、警察に通報することを告げ、通報を検討します。
- ・ インターネット上に誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーを侵害する情報が掲載された場合は、法務局や違法・有害情報相談センター（総務省委託事業）に相談するか、掲載先のホームページ等の運営者（管理人）に削除を求めます。
- ・ 被害の程度に応じてスクールロイヤー等への相談を検討します。

## ⑧ セクシュアルハラスメント型

<代表的行為>

- 教職員の身体に触る、待ち伏せする、つきまとう等の行動をとる
- 食事やデートに執拗に誘う、連絡先を聞く
- 性的な話題や冗談などの発言を行う

- |   |  |
|---|--|
| ⇒ | ・ やめるよう警告を行い、対応終了を検討する<br>・ 警察への通報やスクールロイヤーへの相談を検討する |
|---|--|

【対応例】

- ・ 性的な言動に対しては、やめるように警告を行い、録音・録画による証拠を残すよう努めます。

「その発言（行為）はセクシュアルハラスメントに当たるので、やめてください。記録（録画・録音）させていただきます。」

「警察（またはスクールロイヤー）に相談します。」

- ・ 悪質な発言、行為があった場合は、複数回警告することなく直ちに対応を終了します。
- ・ 執拗なつきまとい、待ち伏せに対しては、学校内への立ち入り禁止措置について検討します。
- ・ 行為が収まらない、再発が不安など、状況に応じて、警察やスクールロイヤー等への相談を検討します。

### (3) 対応手順（対応の流れはP 27のフロー図を参照）

社会通念上不相当な要望等があった場合の標準的な対応の手順です。状況により、話合いの当初から管理職が中心となって対応したり、早い段階から専門家が関わったりすることが望ましい場合もあります。現場の実態に応じて、必要に応じて教育委員会と連携して柔軟な対応を検討してください。

#### ① 基本的事項

- 電話や来校の対応時間は、授業など学校業務に支障が生じないことに留意し、30分以内に留める（原則、平日の放課後（勤務時間内）に実施）。
  - ※ 内容等に応じて、最大1時間までの延長は認める。
- 学校業務に支障が生じる場合は、日程調整のみに留める。
- 来校対応は、複数対応を基本とする。事案の状況により、管理職の同席を判断する。
- 対応が長期化・複雑化する可能性があるると管理職が判断する場合は、教育委員会（相談や要求内容の担当課等）への報告（P 32）やスクールロイヤーへの相談等を検討・実施する。
- 学校から報告・相談等を受けた教育委員会の担当課等は、事案の内容を確認し、助言等を行う。また、事案の進捗状況等によっては、担当課等の判断により、関係学校への訪問による保護者等との面談への同席や、直接保護者等と対応することを検討・実施する。

#### ② 外部等への協力依頼

- 明確な暴言や暴力、長時間の居座りなどの言動がある場合は、警察に通報する。

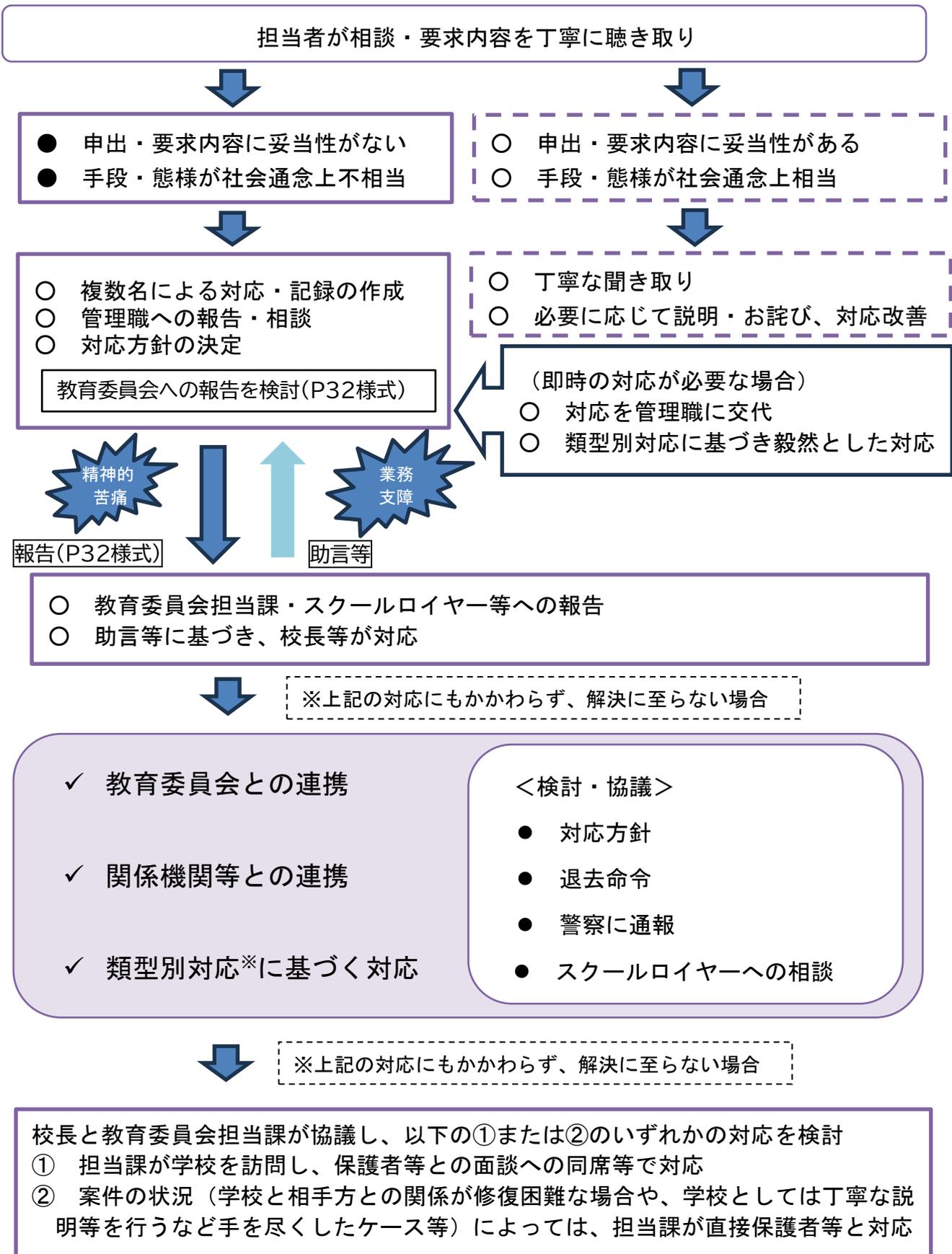
#### ③ 対応時の記録、録音

- 電話の場合：業務報告を作成し、概要を記録する。
- 来校の場合：ICレコーダー等で録音する旨を伝え、対応する。

#### ④ 保護者・地域等への周知

- 保護者会や学校運営協議会、PTA総会等を活用し、対応方針を周知する。  
（県教委作成文書やリーフレットの活用）

【対応フロー】



学校の対応

教育委員会との連携

※市町立学校は市町教育委員会への相談後、必要に応じて、県教育委員会と連携して対応

**県教育委員会：代表的な相談内容及び連絡先**

083-933-（下記番号）

相談の内容	担当課・班等	番号
行政に関すること	教育政策課・教育企画班	4530
児童生徒の情報活用能力の育成に関すること	教育情報化推進室	4493
教職員の服務に関すること	教職員課・学校管理班	4555
小・中学校の教育課程、学習指導に関すること	義務教育課・指導班	4600
高等学校教育課程、学習指導に関すること	高校教育課・普通教育班	4627
特別支援教育に関すること	特別支援教育推進室	4615
青少年教育、生涯学習に関すること	地域連携教育推進課・青少年教育班	4650
コミュニティ・スクールに関すること	地域連携教育推進課・地域連携教育班	4661
学校人権教育に関すること	人権教育課・推進班	4645
学校安全、学校の危機管理に関すること	学校安全・体育課・学校安全管理班	4673
生徒指導（いじめ・不登校等）に関すること	学校安全・体育課・学校安全管理班	4680
部活動運営に関すること	学校安全・体育課・学校体育班	4690

## 6 社会通念上不相当な要望等（事後対応）

### （1）教職員のメンタルヘルスケア

#### ① 教職員の心身の把握

- 管理職は、社会通念上不相当な要望等を受けた教職員への面談等を実施し、心身の不調が見られる場合は、相談機関（心の健康相談事業等）や医療機関の受診の勧奨等に努める。
- 管理職自身の心身の状況にも留意する。

#### ② 教職員のセルフケア

- 対応者は「相手」と「自分」の感情を切り離して考えることも重要です。相手の怒りの感情は、自分への個人攻撃と受け止めないようにするなど、感情を整理することも重要です。
- 問題を一人で抱え込まず、早めに管理者や同僚に報告・共有するなど、職場全体で支え合うことも大切です。

### （2）事後対応

#### ① 事案の検証と共有

- 対応した事案について、その要因や課題等の検証や学校全体での情報共有など、今後の対応に生かせるポイント等を確認します。

#### ② フォローアップ

- 事案への対応が終了した後も、学校と児童生徒、保護者等との関係性は続きます。児童生徒の学校生活の様子の確認や、保護者等への定期的な連絡など、必要に応じたフォローアップに留意しながら対応を進めます。

## 《参考》 セルフチェックシート

次の内容をチェックし、学校の体制や対応状況等について確認しましょう。

### 【教職員のチェックシート】

- 相手方の社会通念上不相当な要望等を誘発するような言動（横柄な受け答え、感情的な物言い、事実とは異なる発言、むやみな謝罪 等）はないか。
- 社会通念上不相当な要望等を誘発するような不作為（児童生徒に関する必要な情報について、適切に保護者等に情報提供をしていない 等）はないか。
- 社会通念上不相当な要望等が発生した際の相談体制を把握しているか。
- 自身が社会通念上不相当な要望等を受けた場合、一人で抱え込むことなく、管理職に報告・相談をしているか。
- 社会通念上不相当な要望等が発生した際、同僚からの相談に応じているか。また、相談を受けた場合、管理職に報告・相談をしているか。
- 同僚が、社会通念上不相当な要望等を受けている状況を黙認していないか。

### 【管理職のチェックシート】

- 社会通念上不相当な要望等を受けた場合の対応方針について、理解しているか。（校内の対応フロー、教育委員会や関係機関との連携等）
- 社会通念上不相当な要望等を受けた場合の対応方針について、教職員に周知・啓発を行っているか。
- 社会通念上不相当な要望等を受けた際の相談体制を構築しているか。
- 社会通念上不相当な要望等を受けた教職員からの相談に応じているか。
- 状況に応じて教育委員会に報告し、連携して対応しているか。
- 社会通念上不相当な要望等を受けた教職員のメンタルケアを行っているか。

## 《参考》 「社会通念上不相当な要望等」に関連する法律

「社会通念上不相当な要望等」がどのような法律に抵触するか等、関連する条文として以下のようなものがありますので、警察への通報等の参考としてください。

罪名	条項	内容
公務執行妨害罪	刑法 95 条 1 項	公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。
職務強要罪	刑法 95 条 2 項	公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。
不退去罪	刑法 130 条	正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3 年以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金に処する。
傷害罪	刑法 204 条	人の身体を傷害した者は、15 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。
暴行罪	刑法 208 条	暴行を加えたものが人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の拘禁刑若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
脅迫罪	刑法 222 条	生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処する。
強要罪	刑法 223 条	生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の拘禁刑に処する。
名誉毀損罪	刑法 230 条	公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。
侮辱罪	刑法 231 条	事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1 年以下の拘禁刑若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
信用毀損及び業務妨害	刑法 233 条	虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。
威力業務妨害罪	刑法 234 条	威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。
恐喝罪	刑法 249 条 1 項	人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の拘禁刑に処する。
	刑法 249 条 2 項	前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様にする。
【参考】 公務員の不法行為と賠償責任、求償権	国家賠償法 1 条 1 項	国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。
	国家賠償法 1 条 2 項	前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

※ その他、軽犯罪法においても、日常生活の道徳規範に反する軽微なものが処罰の対象とされており、社会通念上不相当な要望等に類する行為が様々な法律・規制に抵触する可能性があります。



# 関連資料

- 学校安全・体育課資料

# 保護者とのよりよい関係づくりに向けて

令和8年3月 山口県教育委員会

保護者とのよりよい関係をつくるには、どのようなことに配慮をする必要があるのでしょうか。このリーフレットには、保護者との良好な関係づくりに生かせるポイントを4つ示しています。

是非、保護者とお話しをする際の参考にしてみてください。

また、もしも苦情などの難しいケースになってしまった場合には、対応フロー図（P3）などを参考にしながら組織で丁寧に対応しましょう。



## ポイント 1

### 「言葉以外のコミュニケーション」を意識する。

保護者とのよりよい関係を築くためには、話す言葉以上に、表情やしぐさ、聴く態度・姿勢などに気を配ることが重要になります。保護者が安心して話せるようにしましょう。

- ✓ **距離**：信頼関係を築くには手を伸ばせば届くくらいの距離で
- ✓ **位置**：相談時は斜めに座る調節型が望ましい
- ✓ **表情**：基本は笑顔、内容に応じて変化させる
- ✓ **姿勢**：ゆったりと座り、少し前かがみで聴く
- ✓ **声**：トーン・スピード・テンポが印象に影響する

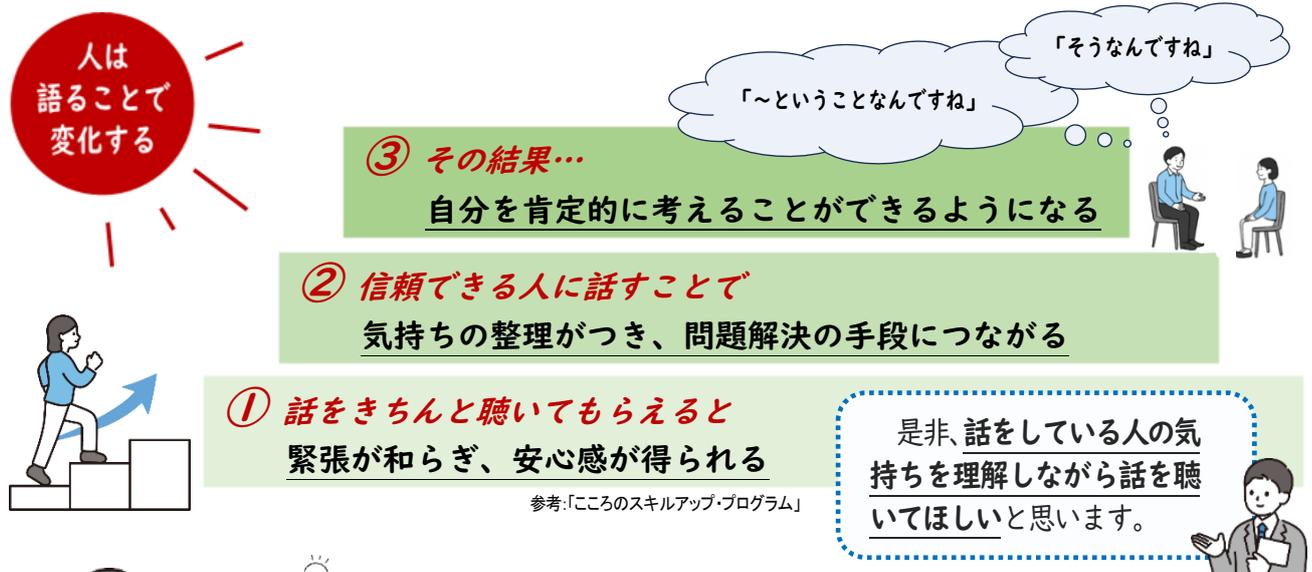
正面	横	斜め
緊張感が強く、議論をしたり、優劣を決めたりするときの位置	同じものを見ながら、親密な話がでる位置	目を合わせたり、反らしたりしながら、相手との関係を調整できる位置
対決型	一体型	調節型

場面に合わせた座る位置の例

## ポイント 2

### まずは、「共感」する。

「共感」とは、一緒に感じ、そして理解するということです。理解するためには、相手の立場に立つことが大切です。自分なりの解釈をせず、相手の思いをありのままに受け止めましょう。



自分の時間軸、自分のペースで話を聴いてもらえると  
＼嬉しい／ ＼やる気が出る／ ＼自信がつく／

ポイント  
3

## 寄り添いながら「聴く」。

「傾聴」のポイントは、先入観をもたずに最後までひたすら「聴く」ということです。  
聴き手から結論を出さずにじっくり待ち、沈黙（語らない様子・雰囲気）も大切にしましょう。

- ✓ **あいづち** : 「うん」「そう」「ええ」「それで？」
- ✓ **肯定的な返し** : 「なるほど」「よく分かります」
- ✓ **話を整理** : 「おっしゃりたいことはこうですか？」
- ✓ **話を促進** : 「もう少し教えてください」

**聴く**

耳と目と心で話を聴く姿勢  
を大事にしましょう

過去に同じような訴えに対応した経験があったとしても、今、目の前にした保護者が同様の考え方であるとは限りません。

聴き手側が勝手な判断をしないように注意しましょう。

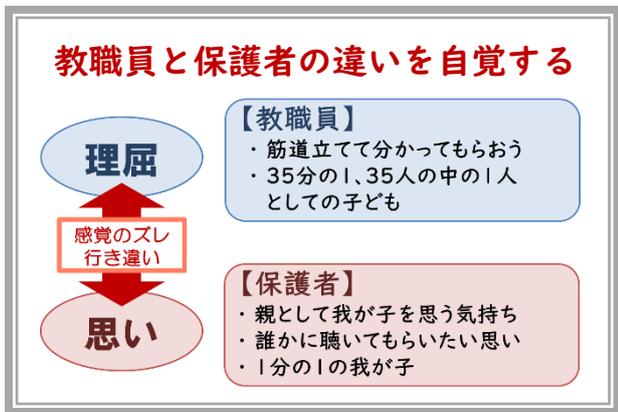
**相手の話に意識を集中することが大切です**



ポイント  
4

## 感覚の違いを自覚し、「支える」視点をもつ。

保護者の置かれた状況や背景をしっかりと理解しながら聴くことで信頼関係を構築し、子どもと一緒に支えていこうという気持ちを保護者にもってもらうことが大切です。



参考:大阪大学大学院 名誉教授 小野田 正利

「教員は理屈」「保護者には思い」がある。  
そこにはズレが生まれやすいものかもしれない  
ということを自覚しておきましょう。

- ① 言葉の奥の思いを受け止める努力をする
- ② 必要なことを、専門用語を避けて丁寧に伝える
- ③ 理解し合いとにも取り組む

**保護者『対応』から保護者『支援』へ**



### 保護者が傷つく言葉

- × 「学校では、そういうことはできません」
- × 「学校がどんなところか分かっていませんね」
- × 「ちょっと困っています」
- × 「他のお子さんもいますので」
- × 「忙しくて」



### 保護者に掛けたい言葉

- 「お忙しい中、よく来ていただきました」  
表情も意識して、まず保護者に労いの言葉を掛ける
- 「(保護者が) 心配されるのは当然です」  
保護者の姿勢や立場を受け止め、承認する
- 「明日から学校とご家庭で○○をやってみましょう」  
「一緒にやっていきましょう」  
具体的な手立てを提案し、一緒に取り組む姿勢を伝える
- (翌日以降も) 「様子はどうですか」  
情報共有を継続して行う



## 難しいケースに発展してしまった場合には



### 最初の対応者

- ① 名前・用件等の確認（匿名希望の場合は了承）
- ② 担当者への引継ぎ

※ 用件や担当者を確認しないままの「たらい回し」は絶対にしない。

（最初に電話を受けた教職員の対応により問題がこじれる場合がある＝誠意ある対応が重要）

### 児童生徒に関すること

生徒指導、学習指導、進路指導、  
部活動指導、問題行動、交友関係  
等

担当者・教頭等が対応

### 教職員に関すること

生徒指導、学習指導、進路指導、  
部活動指導、私生活に関すること  
等

教頭・事務長等が対応

### 施設等に関すること

施設・設備の管理（境界・破損等）  
等

教頭・事務長等が対応

### 対応時のポイント

- 名前・担当する分掌等を伝える。
- 真摯な態度で傾聴し、常に誠意をもって対応する。
- 話の途中で反論せず、最後まで聴き取るとともに必ず詳細な記録を取る。
- 謝罪すべきことはしっかり謝罪する。
- 事実のみを丁寧に説明し、個人の意見や評価を交えない。
- 即答・約束はせず、校内で検討・方針の決定後伝えることを約束する。
- 提言等へのお礼やねぎらいの言葉を伝える。

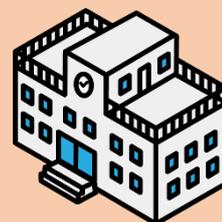


## 校長に報告

### 事実の調査・確認 及び 方針の決定

#### 【留意点】

- 全教職員に周知徹底し、組織として対応する。
- 改善すべき点は、直ちに検討し、対処する。
- 解決策・対応策等について説明する。
- 個人情報については、守秘義務を守る。
- 方針決定に困難が生じた場合、山口県教育委員会との連携を図る。（※裏面参照）



方針決定に向けて困ったことなどがあれば、県教委に御相談ください。



## 学校としての対応

# 学校問題の解決に向けた相談体制について

- **保護者からの過剰な苦情や不当な要求** に対し困っているとき
- **学校が警察に相談するか判断に迷う事案** が起きたとき
- **法的な助言** を得たいとき

## 県立学校管理職 ・ 市町教育委員会

まずは、コーディネーターに御連絡ください。

管理職  
OB等

### 学校問題解決支援コーディネーター 相談窓口

- ・ 電話で概要を聞き取り、**助言を行う**とともに、**適切な専門家につなぎます**。
- ・ 場合によっては、**保護者からの苦情等に直接対応**することで、**学校の負担を軽減**します。

◎ 直通電話 **090-3052-2056**  
(平日、10:00~16:00)

◎ 相談申込フォーム (365日、24時間)  
<https://forms.office.com/r/YdU2ts2GPV>



コーディネーターが、適切な専門家につなぎ、  
学校への派遣等を調整します。

警察  
OB等

### いじめ対策マイスター

- ・ **学校が警察に相談するか判断に迷う場合等**、専門的な知見に基づき助言します。
- ・ 必要に応じて**学校を訪問し、加害生徒に対する指導・支援の取組を援助**します。
- ・ 授業づくりの研修等において、FRアドバイザー (SCを想定) が、**発達支持的生徒指導に関する助言**を行います。

弁護士

### スクールロイヤー

- ・ クレーム対応等、日常業務に係る問題につき、**法的な助言等**を行います。
- ・ 生徒や教職員、保護者を対象とした**いじめ予防教室等の研修**を行います。



## 山口県教育委員会：代表的な相談の内容及び連絡先

083-933- (下記番号)



相談の内容	担当課・班等	番号
教育行政に関すること	教育政策課・教育企画班	4530
児童生徒の情報活用能力の育成に関すること	教育情報化推進室	4493
教職員の服務に関すること	教職員課・学校管理班	4555
小・中学校の教育課程、学習指導に関すること	義務教育課・指導班	4600
高等学校教育課程、学習指導に関すること	高校教育課・普通教育班	4627
特別支援教育に関すること	特別支援教育推進室	4615
青少年教育、生涯学習に関すること	地域連携教育推進課・青少年教育班	4650
コミュニティ・スクールに関すること	地域連携教育推進課・地域連携教育班	4661
学校人権教育に関すること	人権教育課・推進班	4645
学校安全、学校の危機管理に関すること	学校安全・体育課・学校安全管理班	4673
生徒指導 (いじめ・不登校等) に関すること	学校安全・体育課・学校安全管理班	4680
部活動運営に関すること	学校安全・体育課・学校体育班	4690
子どもの教育に関すること (いじめ・不登校等)	ふれあい総合テレホン (直通) 083-987-1240	